

みやき町地域防災計画

令和5年3月

みやき町

【目 次】

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 防災の基本理念	3
第5節 計画の推進	4
第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1節 実施責任	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3章 本町の概況	15
第1節 位置・面積	15
第2節 地勢	15
第3節 人口	15
第2編 風水害対策	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 これまでの風水害被害	1
第3節 計画の前提	2
第2章 災害予防対策計画	3
第1節 安全・安心な町土づくり	3
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	15
第3節 住民等の防災活動の推進	44
第4節 防災営農体制の確立	52
第5節 技術者の育成確保	52
第6節 孤立防止対策計画	53
第7節 火災予防対策	54
第3章 災害応急対策計画	55
第1節 活動体制	55
第2節 災害発生直前対策	59
第3節 災害情報の収集・連絡、報告	63
第4節 労務確保計画	68
第5節 従事命令及び協力命令	69
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	71
第7節 応援協力体制	74
第8節 通信計画	78
第9節 救助活動計画	80

第10節	医療活動計画	82
第11節	救急活動計画	85
第12節	惨事ストレス対策	86
第13節	水防活動計画と二次災害の防止活動	87
第14節	避難計画	88
第15節	応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	98
第16節	交通及び輸送対策計画	100
第17節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	103
第18節	広報、被災者相談計画	108
第19節	文教対策計画	111
第20節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	114
第21節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	116
第22節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	120
第23節	福祉サービスの提供計画	121
第24節	ボランティアの活動対策計画	123
第25節	外国人対策	124
第26節	帰宅困難者対策	124
第27節	義援物資、義援金対策計画	125
第28節	災害救助法の適用	127
第29節	行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬	129
第30節	廃棄物の処理計画	130
第31節	防疫計画	133
第32節	保健衛生計画	134
第33節	要配慮者対策	135
第34節	病虫害防除、動物の管理等計画	139
第35節	危険物等の保安計画	140
第36節	石油等の大量流出の防除対策計画	142
第37節	孤立地域対策活動	144
第38節	生活再建対策	144
第39節	広域避難受入計画	145
第4章	災害復旧・復興計画	147
第1節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	147
第2節	被災者の生活再建等への支援	150
第3節	地域の経済復興の推進	154
第3編	地震災害対策	1
第1章	総則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	地震に関する本町の特性	2
第3節	被害想定	5
第4節	地震災害対策の実施に関する目標	8
第5節	地震災害に関する調査研究の推進	9
第2章	災害予防対策計画	10

第1節	安全・安心な町土づくり	10
第2節	災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	18
第3節	地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画（町関係）	26
第4節	住民等の防災活動の推進	27
第5節	技術者の育成確保	30
第6節	孤立防止対策計画	30
第3章	災害応急対策計画	31
第1節	活動体制	31
第2節	地震の情報伝達	35
第3節	災害情報の収集・連絡、報告	38
第4節	労務確保計画	42
第5節	従事命令及び協力命令	43
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	43
第7節	応援協力体制	44
第8節	通信計画	46
第9節	救助活動計画	46
第10節	医療活動計画	46
第11節	消防活動計画	47
第12節	惨事ストレス対策	47
第13節	水防活動計画と二次災害の防止活動	48
第14節	避難計画	49
第15節	応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	55
第16節	交通及び輸送対策計画	55
第17節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	55
第18節	広報、被災者相談計画	56
第19節	文教対策計画	58
第20節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	58
第21節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	59
第22節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	61
第23節	福祉サービスの提供計画	61
第24節	ボランティアの活動対策計画	61
第25節	外国人対策	61
第26節	帰宅困難者対策	61
第27節	義援物資、義援金対策計画	61
第28節	災害救助法の適用	61
第29節	行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬	61
第30節	廃棄物の処理計画	62
第31節	防疫計画	64
第32節	保健衛生計画	64
第33節	要配慮者対策	64
第34節	病虫害防除、動物の管理等計画	64
第35節	危険物等の保安計画	65
第36節	石油等の大量流出の防除対策計画	65

第37節	孤立地域対策活動.....	65
第38節	生活再建対策.....	65
第39節	広域避難受入計画.....	65
第4章	災害復旧・復興計画.....	66
第1節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進.....	66
第2節	被災者の生活再建等への支援.....	67
第3節	地域の経済復興の推進.....	67
第4編	その他の災害対策.....	1
第1章	総則.....	1
第2章	航空災害対策.....	2
第1節	災害予防対策計画.....	2
第2節	災害応急対策計画.....	5
第3章	林野火災対策.....	9
第1節	災害予防対策計画.....	9
第2節	災害応急対策計画.....	13
第3節	災害復旧計画.....	18
第4章	大規模火事災害対策.....	19
第1節	災害予防対策計画.....	19
第2節	災害応急対策計画.....	25
第3節	災害復旧・復興計画.....	32
第5章	鉄道災害対策.....	33
第1節	災害予防対策計画.....	33
第2節	災害応急対策計画.....	34
第3節	災害復旧計画.....	36
第6章	原子力災害対策.....	37
第1節	総則.....	37
第2節	災害予防対策.....	40
第3節	災害応急対策.....	43
第4節	災害復旧対策.....	46

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及びみやき町防災会議条例第2条の規定に基づき、みやき町防災会議が作成するものであり、みやき町の地域に係る防災に関し、町、県、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに住民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料編・みやき町防災会議条例 ・みやき町防災会議委員

第2節 計画の性格

この計画は、みやき町の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- (1) 国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画に基づいて作成し、整合を図ったものである。
- (2) 災害対策基本法をはじめ防災関係諸法令及びみやき町災害対策本部条例に基づき、みやき町の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけるとともに、町の実施責任を明らかにしたものである。
- (3) 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である
 - ア 人命の保護が最大限図られる。
 - イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
 - ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - エ 迅速な復旧・復興を踏まえる。
- (4) 今後、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などで、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があると認める場合は、みやき町防災会議において修正する。

第3節 計画の構成

この計画は、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画にあわせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、次の5編をもって構成している。

- 第1編 総則
- 第2編 風水害対策
- 第3編 地震災害対策
- 第4編 その他の災害対策
- 第5編 資料編

第1編総則に続き、第2編から第4編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第4編その他の災害対策には、航空災害対策、林野火災対策、大規模火事災害対策、鉄道災害対策及び原子力災害対策について特記すべき事項を記述している。

また、それぞれの対策を補完する資料を集めた資料編を設けている。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を防災の基本的考え方とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要がある。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は、次のとおりである。

1 災害予防段階における基本方針「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフト対策を組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図る。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急段階における基本方針「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、町及び関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

3 災害復旧・復興段階における基本方針「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

町及び住民は、できる限り前述の意見を尊重し、特に、いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たる。

また、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、町による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、事業所、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する。

なお、推進に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町（消防団を含む。）

町（消防団を含む。）は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町（消防機関を含む。）で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする、又は市町（消防機関を含む。）間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む。）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導・助言等を行う。

4 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）

消防本部は、関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防除、被害の軽減のための防災活動を実施する。

5 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

7 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、県、町及びその他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 住民

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 町（消防団を含む。）

処理すべき事務又は業務
(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する調査、研究に関すること。 (3) 町土保全事業等に関すること。 (4) 防災に関する組織の整備に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 (8) 町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実にに関すること。 (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 (10) 災害時の広報に関すること。 (11) 避難の指示等に関すること。 (12) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 (13) 災害時における消防団との連絡調整に関すること。 (14) 消防活動に関すること。 (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）に関すること。 (16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること。 (17) 被災町有施設及び設備の応急措置に関すること。 (18) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (19) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること。 (20) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること。 (21) 他の市町との相互応援に関すること。 (22) 災害時の文教対策に関すること。 (23) 災害復旧・復興の実施に関すること。 (24) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 県

処理すべき事務又は業務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 (3) 防災に関する調査、研究に関すること。 (4) 県土保全事業等に関すること。 (5) 防災に関する組織の整備に関すること。 (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 (10) 災害時の広報に関すること。 (11) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること。 (13) 防疫その他保健衛生に関すること。 (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。 (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事。 (17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事。 (18) 自衛隊の災害派遣に関する事。 (19) 他の都道府県との相互応援に関する事。 (20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関する事。 (21) 災害時の文教対策に関する事。 (22) 災害復旧・復興の実施に関する事。 (23) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。

3 消防本部

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 災害対応に関する設備及び資機材の整備に関する事。 (3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事。 (4) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関する事。 (5) 消防活動に関する事。 (6) 被災者の救助、救急活動に関する事。 (7) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事。 (8) 他の消防機関等との相互応援に関する事。 (9) 災害時における消防団との連絡調整に関する事。 (10) 町の活動の援助に関する事。 (11) 危険物製造所等の規制事務、査察及び違反処理に関する事。 (12) 消防対象物の査察及び違反処理に関する事。 (13) その他消防本部の所掌事務についての防災対策に関する事。

4 県警察

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 災害警備計画に関する事。 (2) 警察通信確保に関する事。 (3) 関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 災害装備資機材の確保に関する事。 (5) 危険物等の保安確保に必要な指導・助言に関する事。 (6) 防災知識の普及に関する事。 (7) 災害情報の収集及び伝達に関する事。 (8) 被害実態の把握に関する事。 (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事。 (10) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事。 (11) 行方不明者の調査に関する事。 (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。 (13) 不法事案等の予防及び取締りに関する事。 (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事。 (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事。 (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事。 (17) 広報活動に関する事。 (18) 死体の見分・検視に関する事。

5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 九州管区警察局	<p>ア 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。</p> <p>イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。</p> <p>ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。</p> <p>エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。</p> <p>オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。</p> <p>カ 災害時における警察通信の運用に関すること。</p> <p>キ 津波警報等の伝達に関すること。</p>
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<p>ア 災害復旧事業費の査定立会に関すること。</p> <p>イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること。</p> <p>ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること。</p> <p>エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること。</p> <p>オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること。</p>
(3) 九州農政局	<p>ア 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること。</p> <p>イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること。</p> <p>ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること。</p> <p>エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること。</p> <p>オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること。</p> <p>カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること。</p> <p>キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等に関すること。</p> <p>ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること。</p> <p>ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること。</p>
(4) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<p>ア 森林治山による災害防止に関すること。</p> <p>イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。</p> <p>ウ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること。</p> <p>エ 林野火災対策に関すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(5) 九州経済産業局	ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 イ 災害時の物価安定対策に関する事 ウ 被災商工業者への支援に関する事
(6) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	ア 災害時における輸送用車両の斡旋・確保、船舶の調達・斡旋に関する事 イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関する事 ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関する事 エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事
(7) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
(8) 九州総合通信局	ア 非常通信体制の整備に関する事 イ 非常通信の統制、管理に関する事 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事 エ 災害時における電気通信の確保に関する事 オ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事 カ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事
(9) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 筑後川河川事務所、 佐賀河川事務所) 緊急災害対策派遣 隊（TEC-FORCE・リエゾン）	ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事 イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事 ウ 水防警報の発表及び伝達に関する事 エ 水防活動の指導に関する事 オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 カ 高潮、津波災害等の予防に関する事 キ 港湾、河川災害対策に関する事 ク 大規模災害時における緊急対応の実施
(10) 九州厚生局	ア 災害状況の情報収集に関する事 イ 関係職員の現地派遣に関する事 ウ 関係機関との連絡調整に関する事
(11) 佐賀労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関する事
(12) 九州産業保安監督部	ア 鉱山における災害の防止に関する事 イ 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関する事 ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安対策に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(13) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関する事。こと。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。こと。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。こと。
(14) 国土地理院 (九州地方測量部)	ア 地殻変動の監視に関する事。こと。 イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。こと。 ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事。こと。
(15) 第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部、 三池海上保安部)	ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関する事。こと。 イ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関する事。こと。 ウ 海上災害に関する指導啓発、訓練に関する事。こと。
(16) 九州地方環境事務所	ア 災害廃棄物等の処理対策に関する事。こと。 イ 環境監視体制の支援に関する事。こと。 ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関する事。こと。
(17) 九州防衛局	ア 災害時における災害時における防衛省（本省）との連絡調整に関する事。こと。 イ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援に関する事。こと。

6 自衛隊

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関する事。こと。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関する事。こと。

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	ア 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事。こと。
(2) 株式会社N T T ドコモ九州 (佐賀支店)	イ 気象警報、津波警報の伝達に関する事。こと。 ウ 災害時における通信の確保に関する事。こと。
(3) K D D I 株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関する事。こと。 イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する事。こと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア 災害時における医療救護の実施に関する事 イ 災害時における血液製剤の供給に関する事 ウ 義援金品の募集、配分に関する事 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事
(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア 住民に対する防災知識の普及に関する事 イ 気象(津波)予警報等の周知に関する事 ウ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関する事 エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する事
(9) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、久留米高速道路事務所)	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する事
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事 ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
(11) 日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関する事 ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
(12) 日本通運株式会社 (佐賀支店、鳥栖営業支店)	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
(13) 九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社 (佐賀支店、鳥栖配電事業所)	ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 イ 災害時における電力供給の確保に関する事
(14) 日本郵便株式会社 (佐賀中央郵便局、みやき町内郵便局)	ア 災害時における郵政業務の確保に関する事 イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 イ 被災者に対する医療救護の実施に関する事
(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会	ア LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関する事
(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。 イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること。
(6) 株式会社サガテレビ	ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること。
(7) 長崎放送株式会社 N B C ラジオ佐賀局	
(8) 一般社団法人佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること。
(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	ア 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること。
(10) 公益社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導に関すること。
(11) 一般社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること。 イ 身元確認に対する協力に関すること。
(12) 一般社団法人佐賀県薬剤師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること。 イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること。
(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 災害ボランティアに関すること。 イ 生活福祉資金の貸付けに関すること。 ウ 県・市町が行う被災者状況調査の協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 農業協同組合、農業共済組合及び森林組合	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること。
(2) 商工会議所、商工会	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること。
(3) 佐賀県地域婦人連絡協議会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（被災者支援及び女性の視点を生かした災害対策の推進）。
(4) 公益社団法人佐賀県社会福祉士会及び一般社団法人佐賀県介護福祉士会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（各会が関わる分野における被災者、要配慮者の支援等の災害対策の推進）。
(5) 佐賀県民生委員児童委員協議会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(6) 佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県保育会、社団法人佐賀県私立幼稚園連合会及び佐賀県私立中学高等学校協会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進（必要に応じて他の関係団体と協力））。
(7) 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害対策の推進）。
(8) 佐賀県防災士会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域における自立的な災害対策の推進）。
(9) 佐賀県公民館連合会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点（避難所）における災害対策の推進）。
(10) 公益財団法人佐賀県国際交流協会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）。
(11) 東部水道企業団、東部工業用水道局	ア 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時における給水の確保に関すること。
(12) 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社を除く。）	ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時における通信の確保に関すること。
(13) 液化石油ガス（LPガス）事業者	ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること。
(14) 佐賀大学医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること。
(15) 病院等医療施設の管理者	イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること。
(16) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること。
(17) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童・生徒の安全確保に関すること。 イ 災害時における文教対策の実施に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(18) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・農業用排水施設の各管理者	ア 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。
(19) 危険物施設等の管理者	ア 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること。
(20) 佐賀県土地改良事業団体連合会 (各土地改良区)	ア 水門、水路、ため池等の農業用施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。
(21) ドリームスエフエム放送株式会社	ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。 イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること。 ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること。
(22) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること。

資料編・防災関係機関及び連絡先一覧

第3章 本町の概況

第1節 位置・面積

本町は、平成17年3月1日に、北茂安町、中原町、三根町の3町が合併して誕生した北部九州の中央部、東経130度27分、北緯33度19分に位置する町である。

東は鳥栖市、西は吉野ヶ里町、上峰町、神埼市、南は福岡県久留米市、北は福岡県那珂川町に接し、総面積は約51.92km²である。

第2節 地勢

脊振山系に源を発した寒水川、切通川などが、なだらかな丘陵地帯と田園地帯を流れて筑後川に注いでおり、町は、筑紫平野の穀倉地帯の一部として重要な役割を担っている。

近年、人々が住みやすい環境に恵まれた地域として、佐賀県東部の中核都市鳥栖市や福岡県久留米市に隣接していることもあり、良好な自然環境を生かした生活圏として注目されている。

第3節 人口

本町の人口は、永らく減少傾向で推移していたが、平成27年国勢調査時25,278人から令和2年同調査時25,511人と増加しており、人口減少が抑制されている。

また、世帯数についても、9,229世帯で増加傾向にある。

資料編・人口・世帯の状況

第2編 風水害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、みやき町防災会議が作成するみやき町地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 これまでの風水害被害

本町は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、土砂災害等による風水害の被害を数多く受けてきた。

その主なものの特徴は、次のとおりである。

1 大雨

本町で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の60%を占めている。次いで、8月、9月の台風シーズン（25%）が多い。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の激しい雨は、梅雨末期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、概ね次のように分けられるが、このうち（3）の降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

- （1）短時間（1～3時間）に集中して降る。
- （2）長時間降り続いた結果、降水量が多くなる。
- （3）長時間降り続く中で、短時間に集中して降る。

2 台風による暴風雨

本町は、台風が来襲する頻度が高い。

台風が本町に接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月末から9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力（大きさ、強さ）、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にあるころから、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけでなく、火災の延焼等を誘発する。

3 土砂災害等

本町の山地丘陵の占める割合は、5分の1程度であるが、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が蓑原、原古賀、東尾、白壁地域に集中し、過去にも災害が発生しており、今後も発生する可能性は高い。

資料編・本町周辺における過去の風水害の状況

- ・重要水防箇所一覧
- ・重要水防区間及びその危険と予想される区間
- ・水防警戒を要するため池一覧
- ・急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- ・土石流危険渓流一覧

第3節 計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

1 豪雨・大雨（洪水）

(1) 昭和28年や平成24年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。

(2) 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。

2 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

3 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生することを予想する。

4 土砂災害等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向をたどることを予想する。

5 大雪

昭和38年1月～2月、昭和43年、平成28年のような大雪が、今後も発生することを予想する。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な町土づくり

町、国、県、及びその他の防災関係機関は、次の施設等整備や対策の推進等を図り、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにする。

また、老朽化した社会資本について、公共施設等総合管理計画や長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、町は、令和元年からわずか2年の間に、同じ地域に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や内水状況の把握を進めていく。

町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、町及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第1 町土保全施設の整備

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 治山施設の整備

ア 山地災害危険箇所の点検・整備

町は県と連携し、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行うとともに、治山施設の整備を推進する。

イ 山地災害危険箇所の周知等

町は県と連携し、山地災害危険箇所について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、又は崩壊等のおそれのある箇所において、防災工事を実施し、災害の防止を図る。	町・国・ 県
地域防災対策 総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林 造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
溪流等県土保全 緊急対策	山腹崩壊地や荒廃溪流の県単独による防災工事等を実施する。	

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を県に要請する。

イ 砂防指定地の点検

町は県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険渓流の周知等

町は県と連携し、土石流発生の危険性が高い渓流について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工など	県

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備を県に要請する。

イ 地すべり防止区域の点検

町は県と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

町は県と連携し、地すべり防止区域について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工など	県

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

町は県と連携し、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

町は県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

町は県と連携し、急傾斜地崩壊危険区域について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等を実施する。	町・県

資料編・急傾斜地崩壊危険箇所一覧 ・土石流危険渓流一覧

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講じる。

- (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ 土砂災害警戒情報等の提供

町長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は、次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により町へ伝達する。

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。

(ア) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(イ) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町へ通知するとともに一般に周知する。

ウ 警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

町長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する次の事項について定める。

(ア) 避難指示等の発令基準

町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直しを行う。

(イ) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

(ウ) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、区長会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

(エ) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

(オ) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

(カ) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

(キ) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(6) 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、町の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）により、災害危険区域の指定を行う。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置等、様々な建築の制限を幅広く検討する。

イ 災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造又はこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努める。

ウ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ア) 町は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域に指定されている地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））。

(イ) 町は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を促進する（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和49年佐賀県条例第4号））。

(7) 地盤沈下防止等対策の推進

本町は、「筑後、佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」により全域が観測地域として指定され、地盤沈下、地下水位等の状況の観測又は調査を行うこととされている。

この要綱は、筑後・佐賀平野において地下水の採取により地盤沈下及びこれに伴う著しい被害が生じていることにかんがみ、同地域における地盤沈下を防止し、あわせて地下水の保全を図るため、地下水の採取規制、代替水源の確保及び代替水の

供給、節水及び水使用の合理化、地盤沈下による被害の防止又は復旧等に関する事項を定めることにより、同地域の実情に応じた総合的な対策を推進することを目的としている。

観測地域としての対策の内容は、次のとおりである。

	対 策 の 内 容
地盤沈下防止等対策	適切な地下水の採取の指導
観測・調査	1 地盤沈下状況の把握 ・水準測量並びに観測井における沈下量、地下水水位等の観測 ・観測に必要な施設の整備等の推進 2 その他の調査 ・井戸の水位及び水質等の一斉調査 ・地下水採取量及び地盤沈下等による被害の実態調査 ・地質、土質等の関連資料の収集 ・水収支、塩水化、地下水かん養、地下水適正利用等の調査
地盤沈下による災害の防止・復旧	1 湛水災害防止及び河川管理施設等の機能復旧のための地盤沈下対策事業の推進 2 湛水災害防止及び河川管理施設等の機能復旧に資するその他の関連事業の推進 3 被害の発生した公共施設等の復旧に資する事業の推進
要綱の推進	1 国による要綱に基づく施策の積極的な推進 2 国による関係地方公共団体への具体的施策推進の要請 3 国による関係地方公共団体等への指導・助言、その他必要な援助 4 必要に応じた国及び関係地方公共団体等による協議会の開催 5 要綱の実施状況の取りまとめ及び必要に応じた要綱の見直し

2 河川、クリーク、下水道及びため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水（概ね30年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、筑後川及び広川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう、通瀬川、干拓川、寒水川、切通川、井柳川、六田川及び勘太郎川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採することにより、水位上昇や流下能力不足の軽減を図る。

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作する。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
広域河川改修事業・総合流域防災事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	県
河川環境整備事業	自然環境の保全、利便施設の整備を図ることにより、良好な水辺空間の創出を図る。	国
直轄河川改修事業	直轄河川の治水安全度向上、情報基盤整備、堤防補強対策等を実施する。	

資料編・水こう門設置箇所一覧
・排水ポンプ設置箇所一覧

(2) 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、要配慮者利用施設等の指定

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要なもの又は所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内要配慮者利用施設等の名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(3) クリークの整備

ア クリークの整備の推進

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進するとともに、クリーク管理者は、洪水前にあらかじめクリーク水位を下げるなどにより防災機能を発揮させるための対策に努める。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、風水害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水防止に努める。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
-----	------	------

クリーク防災機能 保全対策事業	地域を洪水から守る防災機能の強化・保全するために、クリークの護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施する。	県
--------------------	--	---

(4) 下水道施設の整備

町は、街区の浸水防止のため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進する。

また、雨水幹線水路、排水機場等の風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により街区の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作する。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	街区の浸水被害を防止するための施設整備を行う。	町

(5) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

イ ため池の危険度の周知等

町は、県が指定する決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池について、県との連携により、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを活用し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

ウ ため池の貯留機能向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨による流水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図る。

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
ため池等整備事業	ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。	県

資料編・水防警戒を要するため池一覧

(6) ダムの貯留機能強化

ダムの管理者は、出水期間にダムの水を事前放流することで、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

(7) 「田んぼダム」の推進

田んぼの排水口に調整板を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の整備促進を図る。

第2 公共施設、交通施設等の整備

1 公共施設等

町は、災害応急対策を実施するうえで拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

また、公共施設の管理者は、駐車場やグラウンドなどを活用した雨水貯留機能の強化に努める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室及び備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

〈防災上重要な施設〉

分 類	施 設 名
災害応急対策活動に必要な施設	みやき町庁舎 防災センター、中原庁舎、三根庁舎、市村清記念メディカルコミュニティセンター、こすもす館等
救護活動施設	保健センター、その他災害対策本部が指定した施設
避難所として位置づけられた施設	みやき町庁舎 防災センター、中原庁舎、三根庁舎、市村清記念メディカルコミュニティセンター、こすもす館、小学校、中学校、高等学校、体育館、公民館等
多数の者が利用する施設	児童クラブ、体育館、公民館、図書館等

2 交通施設・通信施設

町道等の交通施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努める。

また、道路管理者及び鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し、共有化を図る。

（1）道路

一般国道、県道、町道の各道路管理者、県警察は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

あわせて、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

〈主な事業の内訳〉

事 業 名	事 業 内 容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	町・国・県
街路事業	都市計画道路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

さらに、鉄道事業者は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずる。

(3) 臨時ヘリポート

町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

資料編・臨時ヘリポート一覧

第3 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりには不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設

(1) 水道施設の安全性の強化

東部水道企業団は、水道施設の新設・拡張等の計画にあわせて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 水道施設の点検・整備

東部水道企業団は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3) 断水対策

東部水道企業団は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備する。

(4) 資機材、図面の整備

東部水道企業団は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

2 下水道施設（農業集落排水施設を含む。）

(1) 下水道施設の安全性の強化

町は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保できるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

町は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善に努める。

(3) 資機材、図面の整備

町は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

(4) 民間事業者等との連携

町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 工業用水道施設

(1) 工業用水道施設の安全性の強化

東部工業用水道局は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画にあわせて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 工業用水道施設の点検・整備

東部工業用水道局は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

(3) 断水対策

東部工業用水道局は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備する。

(4) 資機材、図面の整備

東部工業用水道局は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社を含む。以下同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進す

る。

- ア 豪雨又は洪水等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。
- イ 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。
- ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。
- エ 電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- イ 基幹的設備を分散設置する。
- ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。
- エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

6 廃棄物処理施設の整備

町が設置する焼却施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割が果たせるような施設整備に努める。

7 バックアップ対策の促進

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

第4 建築物等の風水害に対する安全性の強化

1 特定建築物

病院、スーパー、ホテル等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努める。

2 一般建築物

町は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。

また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの整備を促進するよう努める。

3 落下物

町及び建築物の所有者等は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラスや看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・町指定の建造物について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるため、所有者・管理者は、現状等の十分な把握のうえ、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行う。

第5 風水害に強い土地利用の推進

町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

町及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制の整備に努める。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の災害に対する安全性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努めるとともに、町及び防災関係機関との情報共有化に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことにかんがみ、町及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理する。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

町及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、道路や河川、クレーク等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

町及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入り困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

町及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等のないよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 県における体制の整備

町は、県が整備を図る次の情報収集機能を、積極的に活用し、情報の収集、連絡、住民への伝達に当たる。

- ア 県防災行政通信施設
- イ 中央防災無線網
- ウ 県防災情報システム
- エ カメラ画像の受信システム
- オ 衛星可搬局、ヘリコプターテレビシステム等
- カ 災害情報提供システム

資料編・報道機関 <ul style="list-style-type: none">・通信系統図・防災情報連絡系統図

(6) 町における体制の充実・強化

町は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の施設・設備の管理に万全を期すとともに、風水害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

なお、ケーブルテレビ、オフトーク通信などが普及している場合は、これらの活用を図る。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）の活用が有効であるため、町は、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対し、ラジオを常備するよう啓発に努める。

資料編・町防災行政無線系統図 <ul style="list-style-type: none">・防災情報連絡系統図
--

(7) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティ

ング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2 情報の分析整理

町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

町は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、風水害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進に努める。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、住民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る。

そのため、町は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

〈災害用伝言サービス〉

- 西日本電信電話株式会社
 - ・ 災害用伝言ダイヤル（171）
被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。
 - ・ 災害用伝言板（Web 171）
被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む。）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。
- 携帯電話・PHS各社
 - ・ 災害用伝言板
携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備

（1）非常通信訓練の実施

町は、風水害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

町及びその他防災関係機関は、風水害が発生し又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）に努める。

（2）非常通信の普及啓発

町は、防災関係機関に対し、風水害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を図る。

資料編・町内で使用可能な非常通信

第2 防災活動体制の整備

町は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

1 職員の体制

（1）職員の参集体制の整備

ア 1時間以内参集可能職員の確保

町は、みやき町庁舎、中原庁舎、三根庁舎それぞれの近傍に居住する町職員の中から、災害発生後1時間以内に参集し、「緊急初動班」として情報収集等に当たる職員（20名程度）を確保する。

イ 24時間体制の推進

町は、災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため、夜間等職員不在時においては警備員に担当職員に対する連絡、報告を徹底させることで24時間体制の的確な

運用を進める。

ウ 連絡手段の整備

町の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努める。

エ 災害時の職員の役割の徹底

災害対策本部が設置された場合に、本部員となる部長と、班長となる課長は、各部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図る。

(2) 参集体制の整備

町は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立する。

(3) 職員災害行動マニュアル等の作成

町は、町の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員災害行動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

また、町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ検討する。

2 災害対策本部室等の整備

(1) 災害対策本部室等

町は、防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する施設等について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、災害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

なお、災害対策本部はみやき町庁舎に設置し、みやき町庁舎が被災して使用に堪えない場合は中原庁舎に設置する。また、現地災害対策本部は、基本的に被災地に近い公共施設に設置する。

(2) 食料等の確保

町は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の備蓄・調達・輸送体制に配慮する。

(3) 非常用電源の確保

町は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、非常用電源設備の整備、LPガス及びその他の燃料の調達体制の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努める。

(4) 非常用通信手段の確保

町は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。

3 防災拠点の整備

町は、災害時において、緊急物資、復旧資機材の集積配送拠点として、陸路輸送、鉄道輸送、航空輸送に適した資料編の施設を選定し、防災拠点としての整備を図る。

資料編・防災拠点施設

中原武道館周辺に配置された、第一次緊急輸送道路である国道34号、JR中原駅、ヘリポート予定地である中原小学校、中原中学校は、中原武道館の防災拠点としての機能を補完する。

また、みやき町庁舎防災センター・行政棟は、鉄筋コンクリート造2階建ての西棟と鉄筋コンクリート造平屋建ての東棟で構成されており、「防災機能」と「行政機能」の効率的・効果的な連携が可能となっている。

〈主な機能〉

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

4 コミュニティ防災拠点の整備

町は、住民の避難場所にもなり、また、防災活動の拠点とするために、こすもす館周辺の拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

〈主な機能〉

- 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機能
- 耐震性貯水槽
- 耐震性防火水槽

5 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、農業用排水施設の管理者及び町等は、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

6 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

7 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

町は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

8 救援活動拠点の確保

町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防機関・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

9 排水機能の向上

河川管理者は、これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車の導入を行う。

第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化

町は、風水害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 市町村間の相互応援

町は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置づけるなど相互にあらかじめ必要な準備を整える。

2 市町・消防本部と防災関係機関等との相互協力

町は、現在、消防本部と災害対策本部業務に関して、覚書を交わしている。災害対策活動を一層円滑に実施するため、今後必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3 生活必需品等の調達体制の強化

町は、災害時の食料品等生活必需品確保のため民間企業等との物資調達等の協定を促進する。

4 受援計画の策定

町は、災害の規模や被災地区のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けられることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。このときには会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

町は、町内の河川、ため池等の災害を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、別に水防計画書を定めている。

町は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

2 浸水想定区域の公表

(1) 洪水

町は、「洪水ハザードマップ」を作成して、これを活用し、今後も引き続き住民への周知を図る。

(2) 内水

町又は県は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

3 民間事業者との協力

町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

4 土砂災害の発生、拡大防止

町は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備する。

また、次の情報を受けて、防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、体制の整備を図る。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知するとともに一般に周知する。

第5 救助、医療、救急活動体制の整備

町は、災害時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

1 救助活動体制の整備

町は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備の実施に努める。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携

体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

町は、災害時における迅速な医療救助活動が図れるよう、町内医療機関、県が選定する災害拠点機関との連絡体制を整備する。

資料編・町内医療機関等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 基幹災害拠点病院・ 地域災害拠点病院 |
|---|

(2) 医療応援体制の整備

町は県、消防本部及び医療機関と連携し、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連携・応援体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 救護資機材の整備の充実

町は、日本赤十字社佐賀県支部との連絡体制の整備を図るとともに、自己完結型による災害救護体制が確立できるよう必要な災害救護資機材を整備充実する。また、救護物資について、災害時に迅速な配分ができるよう分散配置に努める。

(4) 災害時緊急医薬品等の備蓄

町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

3 救急活動体制の整備

町及び消防本部は、平常時から自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

また、消防本部は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努める。

第6 緊急輸送活動

1 緊急輸送ネットワークの指定

町は、災害時における緊急輸送を確保するため、施設の代替性、各種輸送手段の活用による多重化に配慮しながら、緊急物資の受入れ、搬送などの輸送拠点及び道路、ヘリポートなどの輸送施設を調整し、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークを指定する。

また、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送拠点及び輸送施設は、災害に対する安全性の確保に努める。

(1) 輸送施設の指定

ア 航空輸送施設の指定

町は、災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを開設する。

資料編・臨時ヘリポート一覧

イ 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、風水害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築している。

（ア）第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

（イ）第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市町庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

資料編・県指定緊急輸送道路一覧

（2）輸送拠点、輸送施設の風水害に対する安全性の確保

町は、輸送拠点及び輸送施設に指定された施設等について、風水害に対する安全性の確保を図るため必要があれば、計画的に整備に努める。

（3）運送事業者等との連携

町は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

また、町は、フォークリフト等を使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

2 道路輸送の確保

（1）道路交通管理体制の整備

町は、県と連携して、緊急輸送道路について、道路施設及び信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

（2）関係機関等との協力関係の構築

町は、民間建設団体等と連絡・連携体制の整備を図り、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画の立案に努める。

3 鉄道輸送の確保

町は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、JR中原駅と協議し、協力体制の整備に努める。

4 航空防災体制の確保

町は、災害時において県や自衛隊にヘリコプターを活用した広域かつ機動的な緊急輸送活動が依頼できるよう、ヘリポート等受入体制の整備に努める。

第7 避難及び情報提供活動

1 避難計画

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の

避難誘導等の警戒避難体制をあらかじめ計画する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(1) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、町は、県に対し、避難指示等の発令基準の策定の支援を要請するなど、防災体制の確保を行う。

資料編・浸水想定区域内の要配慮者施設

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直す。

また、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先との情報共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

ア 洪水等

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 土砂災害

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

努める。

ウ 高潮災害

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日ごろから指定避難所の場所、収容人数等について住民等への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

県は、町が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

資料編・避難場所一覧

ア 指定緊急避難場所

(ア) 指定基準

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

イ 指定避難所

(ア) 指定基準

a 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被

災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

- b 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。
- c 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。
- e 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。
- f 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- g 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- h 避難者1人当たり概ね2m²以上確保できる施設とする。

(イ) 機能の強化

町は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。

具体的には、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努

める。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、町ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努める。

なお、避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、町・県において整備するものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

- a 必要に応じ、換気、照明等、良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに、必要に応じた電力容量の拡大
- b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい。）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- e 飲料水の給水体制の整備
- f 支援者等の駐車スペースの確保

(4) 避難路及び誘導體制

ア 町は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

イ 町は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、区長会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備に努める。

- (ア) 避難行動要支援者の実態把握
- (イ) 避難路の整備及び選定
- (ウ) 避難所の受入環境
- (エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

ウ 町は、避難誘導に当たっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行

者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

エ 町は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

オ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(5) 指定避難所の管理運営

町は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練の実施に努める。この際、住民等への周知に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(6) 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難生活に必要な情報としては、次のような情報等が必要となる。

時 期	必 要 な 情 報
初 動 期	安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報
復 旧 期	応急教育情報、応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、他に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、次のような配慮が必要となる。

時 期	必 要 な 配 慮
初 動 期	生命維持を最優先とした質、量の供給
復旧過程期以降	健康保持、避難者のニーズの多様性（男女のニーズの違い等）にも配慮した供給

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処理）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処できるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節に配慮した対応を検討する。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討する。

オ 高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

町が策定した避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮が必要である。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努める。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に配慮した対応

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

ク 車中泊者等への対応

町は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

コ 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

2 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所を指定する際に、あわせて広域避難の用に供することについても定

めるなど、他の市町からの被災住民を受入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

町及び県等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知する。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防本部等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努める。

(3) 社会福祉施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努める。

(4) 不特定多数の者が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避

難計画を作成するとともに、防災訓練を実施する。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5) 町による指導等の充実

町は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園等の施設と町との間、また、町施設との連絡・連携体制の構築に努める。

4 応急住宅

(1) 建設資材の調達

町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

風水害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は、平常時から、資料編のとおり応急仮設住宅の建設場所を選定する。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

資料編・応急仮設住宅建設予定地

(3) 公営住宅等への収容

町は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続等について定める。

(4) 民間賃貸住宅の活用

町は、民間賃貸住宅を災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定める。

5 被災者支援体制の整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努める。

資料編・避難場所一覧

第8 避難行動要支援者対策の強化

風水害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。

資料編・地域安心システムのイメージ

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備・更新する。そのため、町は、平素から介護職員や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の実態を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。作成した名簿は、プライバシーに配慮しながら、区長会、自主防災組織や警察・消防機関等の避難支援等関係者と情報の共有に努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つために定期的に更新する。

(ア) 避難行動要支援者の対象

- a 要介護認定を受けている者
- b 身体障害者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障害者【心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く】
- c 療育手帳Aを所持する知的障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- e その他、町長が特に認める者
手あげ方式により、特別の事情で避難支援を希望する者

(イ) 避難支援等関係者

- a 区長会、自主防災組織
- b 民生委員・児童委員
- c 消防団
- d 町社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等の関係機関団体
- e 鳥栖警察署
- f 消防本部
- g 避難行動要支援者自身が指名する個人支援者
- h その他、町長が認める者

(ウ) 名簿作成に必要な情報の入手方法

- a 住民基本台帳
- b 介護保険受給者台帳
- c 身体障害者更生指導台帳
- d 療育手帳管理台帳
- e 精神手帳・精神医療管理台帳
- f 関係各課より提供
- g 県関係機関への提供依頼
- h 町社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等への提供依頼

- i 希望者による情報提供（避難行動要支援者の範囲外の者）
 - j 手上げ方式（避難行動要支援者の範囲外の者）
- (エ) 名簿の記載事項
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援を必要とする理由
 - g その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- イ 名簿の情報の提供に際し情報の漏えいを防止するための措置
- 町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿の提供先に対して、情報の漏えいの防止等留意事項を提示し、遵守するよう指導する。
- なお、以下の点についても留意する。
- (ア) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - (イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
 - (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
 - (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - (ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催するよう指導する。
- ウ 名簿の更新に関する事項
- (ア) 住民基本台帳（施設等の入院・入所で、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
 - (イ) 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院・入所により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）
 - (ウ) 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）
- ※ なお、避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は避難行動要

支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

エ 避難行動要支援者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示等の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

(イ) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

a 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

b 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なること。

c 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(ウ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

オ 避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

(ア) 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知することが適切である。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義及び活動の範囲や限界等について理解してもらう。

(イ) 町は、あらかじめ民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

(ウ) 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努める。

(エ) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車椅子も使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備に努める。

(オ) 難病患者への対応のため、町は、県と情報を共有し、連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

カ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から

指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

キ 情報伝達体制の確立

町は、消防機関による避難行動要支援者への緊急通報システムを拡充するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる分かりやすい情報伝達体制の整備に努める。

ク 地域全体での支援体制づくり

町は、風水害時に、消防本部、県、県警察、民生委員・児童委員、区長会、自主防災組織あるいは家族等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

ケ 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画及び個別避難計画）の策定

町、消防本部等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を作成し、防災対策の充実を図る。

また、町は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

コ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難を行うことができるこ

とにより、被害をできるだけ受けたくないよう、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布等避難行動要支援者の実態にあわせた防災知識の普及啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

また、町は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障害者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図る。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期す。

(3) 地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

(5) 町の支援

町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

また、町は、保育園が被災した場合に、当該保育園に通う保育が必要な乳幼児等に対し、必要な保育が実施できるよう、他の保育園での受入れ等、必要な調整を行う。

3 外国人の安全確保対策

町は、県の協力を得て、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及啓発に努める。

4 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障害者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

町は、避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、町

は、県、社会福祉施設の管理者と連携して、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

(4) 福祉避難所の指定

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定しておく。福祉避難所は、町内の官民の福祉施設等とする。

資料編・福祉避難所

第9 帰宅困難者への対策

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど、一時滞在施設の確保に努める。

第10 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

風水害時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、町は平常時から県と連携し、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど、調達・輸送体制を確立しておく。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

1 確保の役割分担

(1) 町

町は、独自では食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(2) 住民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分（可能であれば1週間分）の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすり手帳等の保持に努める。

2 備蓄方法等

町は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア 精米等

精米等について、町は、迅速に県に要請できる体制を整備する。

イ その他の食料

町は、パン、おにぎり等の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制の整備に努める。

(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等

町は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める（1人1日3リットル）。また、給水車、ポリ容器等の必要な資機材の整備に努める。

さらに、町は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど、必要に応じて備蓄を行う。

4 生活必需品

(1) 備蓄

ア 備蓄品目

町は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄方法

町は、備蓄に当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄あるいは分散備蓄に努める。

(2) 調達体制

町は、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

5 医薬品

町は、一般社団法人佐賀県医師会、一般社団法人佐賀県薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

6 木材等の確保

町は、木材、薪炭燃料を確保するため、関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

第11 応急復旧及び二次災害の防止活動

1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

町は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、事業所等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

2 資機材等の確保

町及びライフライン事業者は、災害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

町及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第12 防災訓練

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組む。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における町が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。なお、総合防災訓練は、県、他の市町及び自衛隊等防災関係機関と連携して行うこと。また、地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

(2) 訓練は次のような項目を実施し、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れて行う。

ア 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請

イ 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（避難行動要支援者を含む。）、救助、救急

ウ 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災

エ 避難所設置、給水、炊き出し

オ 交通規制、道路等の障害物除去、応急架橋、無線通信

カ 上下水道施設応急復旧、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧

キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等

(3) 実地の対応力向上を図るため、図上訓練の導入等、訓練の実施方法や内容等について、適宜見直していく。

2 個別訓練

実施に当たっては、国、県、他の市町、警察署、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこと。

また、区長会、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を適宜実施する。

(3) 災害発生時の広報

(4) 避難誘導、避難指示等の発令及び警戒区域の設定

(5) 避難行動要支援者の安全確保

(6) 消防、水防活動

(7) 救助・救急活動

(8) ボランティアの活動体制の確立

(9) 食料・飲料水、医療その他の救援活動

(10) 被災者に対する生活情報の提供

(11) 避難所の設置運営

3 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、県防災行政無線や町防災行政無線及び町内で使用可能な非常通信を使用して、防災情報の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

4 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

5 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

6 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、住民の協力が不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会を捉えて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、スーパー及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定められた消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、町、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

第13 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 町の災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑、迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力のあり方を具体的に示した災害廃棄物処理計画を整備する。

(2) 大量に生じた災害廃棄物への備え

町は、大量災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場や処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

(3) アスベスト使用建築物等の把握

町は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画の策定や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

資料編・罹災証明書

4 復興対策の研究

町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うよう努める。

第14 複合災害対策

町及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実する。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請する。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 住民等の防災活動の推進

第1 防災思想・知識の普及

1 職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のための「職員災害行動マニュアル」を作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底に努める。

(1) 研修会

町は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

町は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及に努める。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

町は、作成した「職員災害行動マニュアル」について、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

2 住民に対する普及啓発、防災学習の推進

町は防災関係機関と連携し、住民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努める。

防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携のもと、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及啓発等

ア 町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となるこ

とを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 町は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行う。

ウ 町は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

(ア)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(イ) 警報等発表時や警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動

(ウ) 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）こと。

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(オ)「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じたときには、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要。
--

(カ) 災害時の家族内の連絡体制（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

(キ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること。

(ク) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 町は、災害発生後、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(2) 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にと

るべき行動等の防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 講習会等の開催

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

なお、町は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

風水害時における混乱及び被害を最小限に抑えるため、報道機関の協力を得て、平常時から住民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練とあわせた防災教育の実施に努める。

また、町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 避難所の運営に関する知識等の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(7) 避難タイムラインの作成

町は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、あらかじめまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促す。

3 住民への分かりやすい水害リスクの提供

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するなど、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第2 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防ぎょ活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

町は、消防団の育成強化を図り、地域社会の防災体制の強化に努める。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努める。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化に努める。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図る。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第3 水防団及び水防協力団体の育成強化

町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実に努める。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間事業所、区長会、自主防災組織等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成強化に努める。

第4 自主防災組織等の育成強化

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、住民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難及び指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、町は、各地区において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

1 地域住民等の自主防災組織

町は、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

また、町は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努める。

〈自主防災組織の活動例〉

平 常 時	災 害 時
<ul style="list-style-type: none">・ 防災知識の普及・ 防災訓練・ 地域内の安全点検・ 防災資機材の整備・点検	<ul style="list-style-type: none">・ 出火防止・初期消火・ 救出・救護・ 避難誘導（避難行動要支援者の援助）・ 情報の収集・伝達・ 避難所運営への協力

2 活動拠点及び資機材の充実

町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第5 企業防災の促進

1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業は豪雨や暴雨などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

町は、企業防災分野の進展に伴い増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、企業に対し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

2 要配慮者施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練の実施する。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案としてみやき町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うよう努める。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第7 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

町は、平常時から、市民社会組織（CSO）等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携に努める。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、町社会福祉協議会その他のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や、これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、研修制

度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について意見交換を行う情報共有会議の整備強化を、研修や訓練を通じて推進する。

町は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、瓦礫、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、町は、地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

町は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、町社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、町内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は、次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門 ボラン ティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア協会） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） (12) その他特殊な技術を有する者
一般 ボラン ティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊き出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

第8 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整

理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第4節 防災営農体制の確立

町は、災害時において農作物及び農業用施設等の被害を防止するため、県農林水産部、東部農林事務所及び三神農業振興センターの指導のもと、佐賀県農業協同組合等と連携を図り、対策を講じる。

第1 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況について関係団体等の協力により早期に把握し、また、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行うとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な指示を行い、被害の復旧が早急に図られるよう努める。なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関に連絡し、また、協力を得て、施設の応急対策を実施する。

第2 農作物応急対策

農作物に被害が生じた場合は、応急措置の技術指導を、三神農業振興センターの指導のもとに、佐賀県農業協同組合等と協力して実施する。

第3 畜産応急対策

災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、伝染病の予防と、まん延防止のため、応急対策として次の措置を講じ、家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 家畜関係団体の協力を得て、家畜の管理について技術指導を行う。
- (2) 伝染病が発生した場合には、速やかに県へ連絡し、県の防疫計画に基づき中部家畜保健衛生所長が必要な伝染病防疫対策を実施する。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等の斡旋を県に要請する。

第4 林産物応急対策

災害時において、林産物の被害を軽減するため東部農林事務所等の指導のもと、関係機関と協力して実施する。

第5節 技術者の育成確保

町は、県の制度を活用し、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくよう努める。

技術者名	業務内容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障害者に対する手話による支援

第6節 孤立防止対策計画

町は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努める。

1 町が実施すべき対策

(1) 住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。

孤立予測地域が発生した場合、速やかに通信機を携行した町職員を派遣し、急患等発生時の対応ができるよう連絡要員（リエゾン）派遣の計画を事前に整備しておく。

(2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。

(3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。

(4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進する。

(5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

2 住民等が実施すべき対策

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第7節 火災予防対策

第1 消防力の充実強化

1 消防団

町は、各種火災に対処するため、消防団員の教育訓練と消防施設・設備の充実強化に努める。

消防団の組織は、資料編に掲げるとおりである。

資料編・消防団の編成及び現勢

2 消防本部

消防本部は、1市3町（鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町）から構成され、「鳥栖・三養基地区消防事務組合・消防署組織図」は、資料編に掲げるとおりである。

また、本町は、消防本部と覚書を交わし、町の災害対策本部の本部員又は災害対策要員として災害対策業務に従事することにより、町の防災行政の効率的運用を図る。

資料編・鳥栖・三養基地区消防事務組合・消防署組織図

3 消防施設等の整備強化

町及び消防本部においては、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

資料編・消防水利の状況

第2 火災予防対策

1 一般家庭に対する指導

町は、区長会等を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図る。また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と防火訓練への積極的参加促進を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

町は、消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。
このため、消防法に規定する防火対象物については、防火管理者を必ず選任させる。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備の整備点検及び火気使用等について指導を行う。

3 防火防災思想、知識の普及

町は、消防本部と連携して、火災予防週間及び防災週間をはじめ、あらゆる消防関連行事の機会を通じ、防火防災思想及び防火知識の普及に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

町は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、次の計画によりその活動体制を確立する。

第1 災害情報連絡室

1 設置基準

「災害対策本部」や「災害警戒本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合

- (1) 町域内に、気象業務法に基づく暴風雪、暴風、大雨、大雪又は洪水の各警報が発表された場合（自動設置。ただし、沿岸海域のみを対象として発表された暴風雪又は暴風警報を除く。）
- (2) 町域内に、気象業務法に基づく強風、風雪、大雨、大雪又は洪水の各注意報が発表された場合で、町長が必要と認める場合
- (3) 町域内で災害が発生、又は災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認める場合

2 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

3 構成及び配備要員

- (1) 災害情報連絡室長は、総務部長をもって充てる。
- (2) 総務部長が不在のときは、総務課長が代理する。
- (3) 災害情報連絡室の要員として、庁舎管理課及び関係課の長が所属職員の中からあらかじめ定める者をもって構成する。

4 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長、副町長、教育長、各対策本部員等幹部職員等に対する災害情報連絡室自動設置の連絡は、職員から固定電話、携帯電話により行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

第2 災害警戒本部

1 設置基準

「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、次に掲げる場合に、町長が必要と認める場合

- (1) 町域内に、風水害が発生した場合
- (2) 町域内に、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水の各警報が発表され、風水害が発生するおそれがある場合

2 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関等との災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

3 構成及び配備要員

- (1) 災害警戒本部長は、町長をもって充てる。
- (2) 町長が不在のときは、副町長が代理する。
- (3) 災害警戒本部の要員として、各課の中からあらかじめ定める者をもって構成す

る。

第3 災害対策本部

1 設置基準

町域内に風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次に掲げる場合を含め町長が必要と認める場合

(1) 大雨・暴風・暴風雪・大雪の特別警報が発表された場合

2 組織及び所掌事務

資料編に掲げるとおりとする。

資料編・みやき町災害対策本部組織編成表
・みやき町災害対策本部事務分掌表

3 設置場所

災害対策本部は、みやき町庁舎内に設置する。ただし、大規模災害により使用不能となった場合は、直ちに代替場所として中原庁舎内に災害対策本部を設置するとともに、職員及び防災関係機関に周知する。

	名 称	電話番号	F A X 番号
原則設置場所	みやき町庁舎（総務課）	0942—89—1651	0942—89—1650
代替設置場所	中原庁舎（保健課）	0942—94—5721	0942—94—5720

災害対策本部設置時には、本部の所在を明確にするため、役場玄関前に「みやき町災害対策本部」の掲示をする。

4 職務代理者

町長が発災時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から、次の順位で本部長の職務を代理する。

第1順位 副町長

第2順位 総務部長

第3順位 総務課長

5 配備体制

災害対策本部の要員として、全職員をもって応急対策に当たる。

6 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 勤務時間外においては、次のア及びイのとおりとする。

ア 災害対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁する。

イ 災害の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁する。

(2) 次のアからエまでに該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

ア 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

イ 職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、(1)の規定は適用しない。

ウ 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置を講じるため

登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

エ 遠隔地に出張する等、直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努める。

(3) (2) の場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受ける。

(4) 参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受ける。

上司等と連絡がとれないときは、最寄りの避難場所等に参集し、その施設の責任者の指示に従う。

7 現地災害対策本部

災害対策本部長（町長）は、必要に応じ、みやき町災害対策本部条例の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

8 県との連携

県において、災害対策本部が設置された場合及び本町に現地対策本部が設置された場合には、連絡調整等緊密に連携を図る。

第4 緊急初動班

1 緊急初動班の設置

風水害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総務部長の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務課長をもって充て、臨機に対応する。

緊急初動班長は、総務部長と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、4に掲げる緊急初動班の業務や総務部長から指示のあった事項について、その活動に当たる。

2 緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な風水害を感知し、電話等の情報通信が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

災害発生後1時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね20名確保する。

3 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

4 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(1) 通信機材の確保

ア 通信機器の点検

イ 携帯用テレビ、ラジオ等の調達

(2) 情報の収集

ア 県、警察、消防本部、他市町、住民その他からの情報収集

イ 県に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼

ウ テレビ、ラジオによる情報収集

エ 職員が登庁時に集めた情報の収集

(3) その他緊急に必要な事項

ア 県への通報連絡

イ 各対策本部員等幹部職員及び配備要員の確保

ウ 各庁舎の電気、給水設備等の点検

第5 複合災害発生時の体制

町は、複合災害が発生し、複数の災害対策本部の設置基準に該当する場合は、重複する要員の所在調整など効率的、効果的な体制の確保に努める。現地対策本部についても、同様に対応する。

資料編・みやき町災害対策本部条例 ・みやき町災害対策本部組織編成表 ・みやき町災害対策本部事務分掌表
--

第6 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、町域に風水害が発生した場合、又は風水害に関する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2節 災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1 警報等の伝達

町は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

なお、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルもあわせて提供する。

1 風水害に係る警報等の種類

(1) 気象関係

ア 特別警報、警報、注意報

特別警報	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	大雨 特別警報	大雪 特別警報	高潮 特別警報	波浪 特別警報	
警報	暴風雪 警報	暴風 警報	大雨 警報	大雪 警報	高潮 警報	波浪 警報	洪水 警報
注意報	風雪 注意報	強風 注意報	大雨 注意報	大雪 注意報	高潮 注意報	波浪 注意報	洪水 注意報

イ その他の注意報

雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報

ウ その他の情報

土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、警報級の可能性、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布

(2) 洪水予報河川

国土交通省及び気象庁が共同で洪水予報を行う洪水予報河川は、次のとおりである。

洪水予報河川	筑後川、広川
--------	--------

(3) 水位情報の周知

ア 洪水

水位周知河川である寒水川、通瀬川の水位が特別警戒水位（避難判断水位）に到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（町長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

イ 内水

町は、町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(4) 水防関係

ア 水防警報

筑後川において洪水の発生が予想される場合は国土交通省出先機関が、また、寒水川及び通瀬川において洪水の発生が予想される場合は県が、水防上必要と認め、発する警告

イ 水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であつて、関係機関に発するもの

ウ 水位観測

瀬の下における筑後川の直近の状況は、カメラ映像として筑後川河川事務所のホームページで見ることができる。

資料編・水位観測所一覧

(5) 土砂災害警戒情報等の周知

町長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国、県は、次の情報を発表する。

これらの情報は、県が、一斉指令システム等により町へ伝達する。

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知するとともに一般に周知する。

(6) 避難情報等

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル5 (町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 (町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
警戒レベル3 (町が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の住民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	注意報	
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報	

2 警報等の伝達

防災関係機関は、風水害に係る警報等を、資料編の系統により迅速かつ的確に伝達する。また、県は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町へ通知するものとし、通知を受けた町は、これを直ちに住民等に伝達する。

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者

を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を公表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

資料編・風水害に係る警報等の伝達系統

3 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引き下げを実施する。

4 情報の伝達経路

気象情報や避難指示等の住民への伝達経路は、資料編のとおりである。

資料編・情報の伝達経路

第2 避難誘導

1 警戒活動

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難指示等を実施する者は、躊躇せず、時機を失することなく行う。また、この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとる。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、災害対策本部の置かれるみやき町庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支庁舎等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動、又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放・開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。必要があれば、あらかじめ

指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

4 局地的かつ短時間の豪雨の場合

町は、避難指示等を発令する際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。

また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

5 住民への避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

6 住民への周知

町は、避難誘導に当たり、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

7 町に対する助言

防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

第3 災害未然防止活動

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

河川管理者及び農業用排水施設管理者、町等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行い、必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知する。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

町は、風水害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速・的確に伝達・連絡する。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、町は、法令等に基づき、被害状況等を県又は国に報告する。

第1 収集する災害情報の種類

町が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階	第2段階	第3段階
緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）	被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）	対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）
1 画像情報 (1) 画像伝送システムによる情報 (2) ヘリコプターによる被害情報 (3) 国土交通省等の設置するカメラからの情報 (4) 電子メールによる情報 2 主要緊急被害情報 (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等） (2) ライフライン被害の範囲 (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (4) 119番通報が殺到する状況等	1 人的被害（行方不明者の数を含む。） 2 住家被害 3 ライフライン被害 4 公共施設被害 5 農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）等	1 応急対策の活動状況 2 災害対策本部の設置、活動状況等

第2 災害情報の収集、共有

町は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

1 参集途上職員による緊急災害情報の収集

職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握し、参集後所属長に報告する。報告を受けた所属長は、総務班へ、その映像を添え報告する。

2 その他機関からの情報の活用、職員の派遣等による情報の収集

町は、防災関係機関からの情報のほか、必要に応じて、報道機関や住民等から得られる情報も活用する。

また、町で情報収集が困難な場合は、県から派遣されるリエゾン（情報連絡員）に協力し、被害情報等の把握に努める。

3 情報の共有

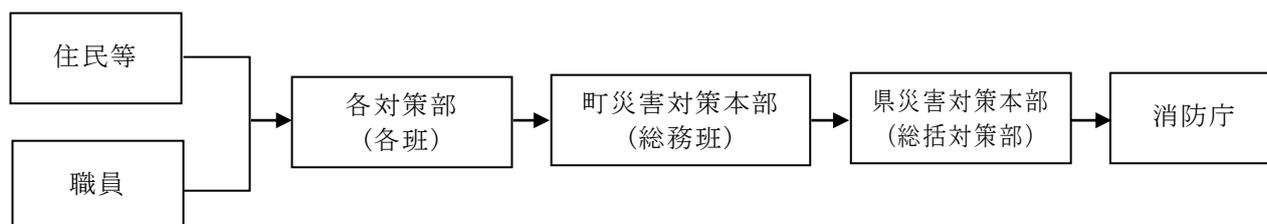
町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のた

めの職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

第3 災害情報の連絡方法

町は、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、佐賀県防災GIS、県防災行政無線、電話、FAX、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行う。さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の収集、連絡に努める。



第4 被害状況等の報告

町は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、国に対し、報告基準に沿って県を通じて又は直接、被害状況等を報告する。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、町は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をする。

2 報告の要領

（1）報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況 即報	緊急災害情報 ア 画像情報 イ 主要緊急被害情報 （ア）ライフライン被害の範囲 （イ）医療機関へ来ている負傷者の状況 （ウ）119番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに
被害状況 即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定 報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した 後20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準

<p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>〔災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む。〕</p>	<p>ア 県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p>
<p>火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> <p>※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む。</p>	<p>【一般基準】</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>ア がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ウ 強風、竜巻等の突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高い災害</p>
<p>災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p>	<p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる災害</p>

※ 災害対策基本法に基づき県（又は町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

ア 被害概況即報

(ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、町は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を經由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を經由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（ウ）県危機管理防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

（エ）死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、町は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

（ア）被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、町は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（イ）防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を經由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（ウ）県危機管理防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

（エ）特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無に関わらず、町域内で行方不明となった者について、県警察等の関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等は外務省）又は都道府県に連絡する。

（オ）町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

〈連絡窓口〉

消防庁

回線別	区分	平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
	N T T回線	T E L	03—5253—7527
F A X		03—5253—7537	03—5253—7553

県

回線別		区分	平日（8：30～17：15） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室
N T T回線	T E L		0952—25—7026 0952—25—7362	0952—24—3842
	F A X		0952—25—7262	

（4）防災関係機関等との連携

町は、指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関が調査収集した災害情報について、積極的に連絡をとり、情報収集に努める。

資料編・佐賀県災害対策運営要領に基づく災害報告等様式

- ・災害報告様式
- ・火災・災害等即報様式

第5 異常現象発見時の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

異常現象発見時の通報系統図は、資料編のとおりとする。

資料編・異常現象発見時の通報系統図

1 通報を要する異常現象

- （1）異常潮位：天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合
- （2）その他：がけ地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭 等

2 通報項目

- （1）現象名
- （2）発生場所
- （3）発見日時分
- （4）その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

第1 実施責任

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第2 労働者の確保

町は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人申し込みを行う。

- (1) 職種別求人数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間
- (4) 賃金の額
- (5) 雇用日数

第3 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- (2) 被災者の避難、救出
- (3) 医療及び助産における移送
- (4) 救援物資の整理配分及び輸送
- (5) 遺体の捜索、処理等（埋葬を除く。）

第5節 従事命令及び協力命令

町長等（町長の委任を受けてその職権を行う町の職員、町長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1 従事命令等の種類

1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・従事命令 ・協力命令	知事 (委任された場合は町長)	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・従事命令 ・協力命令	知事	災害救助法第7条、8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・従事命令	町長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・措置命令	警察官	警察官職務執行法第4条
消防作業	・従事命令	消防職員 消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長・警察官の従事命令	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防職員・消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2 発動方法等（補償等を含む。）

1 従事命令等の公用令書の交付

(1) 災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第81条、同法施行令第34条）

ア 町長は、従事命令又は協力命令を発したとき、及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、それぞれ公用令書を交付して行う。

イ 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところにより、資料編に掲げる。

資料編・公用令書

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、住民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、町長は、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を要求する。

第1 災害派遣要請基準

- (1) 風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合
- (2) 公共性、緊急性、非代替性の要件が満たされる場合

第2 災害派遣要請の手續

1 実施責任者

知事に対する自衛隊の派遣要請の依頼は、町長が行う。

2 災害派遣の要請の要求等

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求める。この場合においては、あわせてその旨及び災害の状況を下記の要請先に通知することができる。

また、町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、下記の要請先に通知する（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）。

町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

〈要請先〉

○県

担当課	本部設置時	所在地	電話番号
政策部危機管理防災課	総括対策部総括班	佐賀市城内1-1-59（新館3階）	0952-25-7362

○自衛隊

部隊の長	担任部署	所在地	電話番号
陸上自衛隊西部方面総監	第3科	熊本市東町1-1-1	096-368-5111
陸上自衛隊第4師団長	師団司令部第3部	福岡県春日市大和町5-12	092-591-1020
陸上自衛隊九州補給処長	装備計画部企画課防衛班	吉野ヶ里町立野	0952-52-2161
航空自衛隊西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031

※ 時間外は当直指令が連絡を受ける。

- (2) 町長は、県危機管理防災課（総括対策部）が自衛隊に対して行う災害派遣要請に必要な文書作成に対し、次の事項について県に報告する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

資料編・自衛隊災害派遣依頼等様式 ・自衛隊の災害派遣要請のフロー図

3 予防派遣

災害派遣の要請は、既に風水害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

第3 自衛隊の自主派遣

風水害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う（自衛隊法第83条第2項）。

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の（2）のとおりである。

第4 自衛隊の活動範囲

自衛隊の活動範囲は、資料編のとおりとする。

資料編・自衛隊の活動範囲

第5 受入体制の整備

町は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講ずる。

1 部隊の受入準備

- （1）町の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- （2）連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- （3）部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長と（2）の計画について協議し、調整のうえ、必要な措置を講ずる。

2 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

町は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従

事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

第6 活動用資機材の準備

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣に当たり準備する器材等は、概ね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む。）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の食料
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等

2 町又は県が準備する器材等

自衛隊が準備する上記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、全て町又は県が準備する。

ただし、上記の器材等と同様のものを町又は県で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

3 相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正する。

第7 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として町が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第8 派遣部隊の撤収

町長は、派遣部隊の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるときは、県危機管理防災課（総括対策部）に対し、撤収要請の依頼をする。

第7節 応援協力体制

風水害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町、県、国及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災関係機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請する。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

資料編・応援要請

第1 相互協力体制

1 町、消防本部が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

町又は消防本部は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

資料編・緊急消防援助隊の要請図

・広域航空消防応援の要請図（応援側都道府県がヘリコプターを保有する場合）

(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又は斡旋の要請

ア 町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣の斡旋を求める。

ウ 派遣要請者は、町長、町の委員会又は委員で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。

エ 要請必要事項

要請の必要事項は、次表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書であらためて処理する。

〈町が実施する応援要請の必要事項及び根拠〉

要請の内容	要請に必要な事項	備考
他の市町に対する 応援要請	(ア) 災害の状況 (イ) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由	災害対策基本法 第67条

要請の内容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (エ) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (カ) その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	(ア) 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 (イ) 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他必要な事項	災害対策基本法第29条 同法第30条 地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	(ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の種別・状況 (エ) 人的・物的被害の状況 (オ) 応援要請日時 (カ) 必要部隊数 (キ) その他の情報	消防組織法44条

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(5) 消防団との協力

消防団は、町や消防本部等との協力体制のもと、風水害時には、次の項目等について円滑な防災活動を行う。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険箇所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積みなどの災害防止活動
- オ その他の災害応急対策業務

(6) 区長会等との協力

区長会、自主防災組織等は、町との協力体制のもと、風水害時には、次の項目等について円滑な防災活動を行う。

- ア 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- イ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ウ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- エ その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力

(7) 県による町、消防本部からの要請への対応

県は、町、消防本部から応援の要請があった場合又は円滑な対策の実施のため必要を認めるときは、他の市町に対し、応援すべきことを指示等するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(8) 県による町の代行

県は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、町に代わって実施する。

事 項	根 拠
ア 避難指示等 イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項
ウ 警戒区域の設定 エ 物的応急公用負担及び障害物の除去等 オ 人的公用負担	災害対策基本法第73条第1項

また、県は、災害の規模が激甚等の理由により、町が十分な災害応急対策活動が行えていないと判断した場合、町災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、町災害対策本部の運営等の支援を行う。

第2 相互協力の実施

1 基本的事項

町は、他の市町等から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与する。また、応急対策の実施に当たっては、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処する。

2 応援を受けた場合の費用の負担

(1) 他の市町等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによる。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ア 派遣職員の旅費相当額
- イ 応急措置に要した資材の経費
- ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- エ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- オ 車両機器等の燃料費、維持費

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

第3 応援協定

町、消防本部は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

1 消防相互応援

町は隣接市町と、消防本部は他の県内全消防機関と、消防相互応援協定を締結しており、これに基づき、応援を求める。

また、隣接の県外市町と消防の相互応援協定を締結している場合は、これに基づき、応援を求める。

2 災害時相互応援協定

町は、災害時相互応援協定を締結している協定先に対し、応援を求める。

また、町は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、支

援に係る輸送方法やルートの確認に努める。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

第4 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱については、災害対策基本法第32条、同法施行令第17条及び第18条の規定に基づき行う。

第5 受援のための措置

町は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、あらかじめ定めた受援計画等に基づき応援機関の受入れに必要な措置を講ずる。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

第8節 通信計画

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、町は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1 多様な通信手段の利用

町は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行う。

1 町防災行政無線

災害により非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町防災行政無線を災害情報の伝達や避難誘導等に活用する。

2 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

町は、平常時より県防災行政無線の操作方法の習熟に努める。

3 優先利用ができる一般加入電話

(1) 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発着信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、NTTが顧客の申出により協議のうえ設置している電話。被災地や途中の電話設備が全滅しない限り優先的に発信可能であるため、救助、応急対策等に必要な通信手段として利用する。なお、災害時優先電話については、緊急時には発信用として使用するため、電話番号を外部に公表することは避ける。

〈注意事項〉

- 災害の復旧や救援、公共の秩序を維持するための重要な通話を確保するため、優先的に使用する。
- 災害時優先電話を登録してある電話機には、他の電話と区別するため、あらかじめシール等を貼付する。
- 災害時には発信専用とし、受信は控える。

4 移動体通信（携帯電話等）

町は、災害時に職員間の情報伝達が図れるよう、携帯電話等による緊急連絡網を整備し、災害時には、これを活用する。なお、携帯電話の通話も大規模災害時には、輻輳が発生する可能性が高いため、影響を受けにくいSNSを活用した連絡体制も代替案として検討する。

5 非常通信

風水害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になったときは、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1) 非常通信として、取扱える通信の内容

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
 - イ 風水害の予報等に関するもの
 - ウ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの
 - エ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
 - オ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講じる場合に必要なもの
- (2) 非常通信の発信資格者又は依頼者
- ア 県、町、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
 - イ 新聞社、通信社、放送局
 - ウ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能
- (3) 非常通信の依頼先
- 佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

資料編・町内で使用可能な非常通信

6 放送機関の利用

町は、災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求める。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

7 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

8 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請を行う。

第2 通信施設の応急復旧

1 一般加入電話

町は、風水害が発生し、電気通信設備等が途絶した場合は、西日本電信電話株式会社に対し、速やかに応急復旧を依頼する。

2 県防災行政無線、町防災行政無線

町は、風水害が発生した場合、重要通信を確保し、あるいは被災した通信設備を迅速に復旧するため、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行う。

3 放送

町は、放送事業者に対して、災害に伴う放送の中断に備えて、放送を速やかに再開できるよう、応急復旧に必要な要員・資機材の確保等に留意して、有効・適切な対策の推進に努めるよう要請する。

4 災害対策用移動通信機器等

町は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受ける。

第9節 救助活動計画

風水害により救助すべき者が発生した場合には、町は、消防機関、県、県警察及び災害派遣された自衛隊と協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、区長会、自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1 自主防災組織等の救助活動等

風水害が発生した場合、区長会、自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- (1) 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- (3) 救助活動に当たっては、可能な限り消防機関等と連携をとり、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

第2 救助活動

1 救助活動

(1) 現地調整所の設置

町は、消防本部と連携して、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防機関・警察・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。

(2) 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格概ね2m×2mの布

 <p>黄色</p>	避難者がいることを示す。	 <p>赤色</p>	避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることを示す。
---	--------------	--	-------------------------------------

2 応援要請

(1) 消防本部は、町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、消防本部を通じて、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

(2) 町は、消防本部との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

(3) 町又は消防本部は、県内の消防力等をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ、消防庁へ緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡がとれない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

(4) 町は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

3 拠点等の確保

(1) 町は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、救助・救命活動への支援等のための拠点の確保に努める。

(2) 救援活動拠点については、応援部隊の人員や規模等を考慮し、次を参考に町内の公園・運動場等の適切な場所の提供に努める。

警察・・・北茂安運動場

自衛隊・・・三根運動場

(3) 鳥栖警察署長は、警察署庁舎が倒壊又はそのおそれがあると認めた場合は、町長の承認を得て、警察署の機能をみやき町防災センターに移転することができるものとする。

資料編・救助活動フロー図

4 災害救助法に基づく措置基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救助における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第10節 医療活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合、町は、国、県、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院、日本赤十字社佐賀県支部、災害拠点病院、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び鳥栖三養基医師会等と相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

第1 医療活動

1 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

風水害時に、町、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講ずるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関の傷病者に対して医療活動を行う。

(2) 民間医療機関

県医師会及び県歯科医師会は、風水害時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、医療活動の確保を図る。

2 救護所の設置、運営

(1) 設置

町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、保健センター（北茂安・中原・三根）又は適当な場所に、救護所を設置し、必要と認める場合は、県に対し、鳥栖保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。

(2) 広報、報告

町は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、有線放送、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

(3) 運営

町は、救護所の運営に当たっては、鳥栖三養基医師会、町内医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、薬局、医薬品卸売業者等から調達する。

資料編・救護所の設置、運営

3 医療救護班の編成、派遣

風水害時の傷病者等に対する医療活動は、民生部保健班（保健センター）が、医療救護班を編成して、救護所において実施する。救護班は、次の人員で構成する。

医師 1 名	保健師又は看護師 2 名	事務職員 1 名	運転手 1 名	計 5 名
--------	--------------	----------	---------	-------

町は、風水害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派

遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

資料編・医療救護班の編成・派遣フロー図

4 移送、収容

- (1) 医療を要するものの状態が重篤で、病院へ収容する必要があるときは、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院又は資料編の災害拠点病院へ移送し、収容する。
- (2) 移送に当たって自動車等を必要とするときは、財政班に対して車両の確保を要請する。
- (3) 空中輸送が必要なときは、県に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

資料編・基幹災害拠点病院 ・地域災害拠点病院

5 人工透析対策

町は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

町は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

6 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、町は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行うとともに、鳥栖保健福祉事務所と連携して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援活動に協力する。

資料編・町内医療機関等

7 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の医療・助産における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第2 医薬品、医療資機材の調達

1 需給状況の把握

町は、鳥栖三養基医師会、鳥栖三養基薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

- (1) 需給状況から必要と認める場合には、薬局、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、

医療資機材の供給の要請を行う。

- (2) この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

資料編・町内医療機関等 ・医薬品、医療資機材の調達

第3 医療施設の応急復旧

医療機関は、風水害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、上水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第4 医療ボランティアへの対応

町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡し、医療ボランティアの派遣を要請する。

資料編・医療ボランティアへの対応

第11節 救急活動計画

消防機関は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送する。

1 救急活動

消防本部は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防本部は、傷病者を消防本部の救急車により搬送するが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力をもってしても不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

消防本部及び町は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、「ドクターヘリ運航要領」に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航する。

町は、搬送手段を確保するため、財政班による車両の調達、建設班による道路の啓開に努め、上記要請を行った場合、ヘリコプター発着場の整備をはじめ受入体制を整える。

資料編・臨時ヘリポート一覧

3 後方医療機関の情報の把握

消防本部は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町及び消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ、消防庁へ緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡がとれない場合は、直接消防庁へ要請する。

第12節 惨事ストレス対策

1 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。

そのため、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 水防活動

風水害に伴い、河川、農業用排水施設等の堤防及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫による浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合、河川・農業用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講ずる。

(1) 施設の点検、補修

河川、農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道施設管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

また、河川、農業用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

風水害により河川等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締め切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

資料編・水こう門設置箇所一覧

2 土砂災害の発生、拡大防止

町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

また、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3 風倒木対策

町は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第14節 避難計画

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、町は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ、避難のための措置を講ずる。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第1 高齢者等避難、避難指示

1 高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難、避難指示を発令する者は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

町は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努める。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置

町は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(3) 町に対する助言

町は、避難指示等の発令の判断に当たって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求める。防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
町長 知事 (災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	災害が発生するおそれがある場合で、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならぬとき。	避難行動要支援者に対しては、立退きの指示 (その他の者に対しては、高齢者等避難の発令)	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	町長が行った場合は、知事に報告すること。 警察官が行った場合は、町長へ通知すること。
警察官 (町長が指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	立退きの勧告 立退き先の指示 (必要があると認めるとき。)		
	上記の場合で、急を要すると認めるとき。	立退きの指示 立退き先の指示 (必要があると認めるとき。)		

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (災害対策基本法第60条、第61条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条)	屋内での待避等の安全確保措置の指示		
知事 知事の命を受けた県の職員 水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、鳥栖警察署長に通知すること。
知事 知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	鳥栖警察署長に通知すること。
警察官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がない場合)	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合	警告を発すること。	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者	警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。 自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。
	上記の場合で、特に急を要する場合 (警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条)	避難の措置	危害を受けるおそれのある者	

2 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難路
- (4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び住民への伝達

- (1) 関係機関への連絡

避難指示等が発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（町、県、警察署、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）へ、その内容を連絡する。

(2) 住民への伝達

避難指示等を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防本部、消防団、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 町防災行政無線

イ 有線放送

ウ 広報車

エ 航空機（拡声器、垂れ幕等）（県に依頼）

オ サイレン、警鐘

カ テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）の放送（県に依頼）

キ 携帯電話等のメール（緊急速報メール（緊急情報に限る。）、防災ネットあんあん等）

ク その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、ソーシャルメディア等）

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については、町からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努める。

4 河川の氾濫に係る避難指示等の発令判断基準

河川の氾濫については、寒水川、通瀬川、切通川及び井柳川の水位等を参考情報として町が避難指示等を発令する。具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

区分	判断基準
高齢者等 避難	●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨・洪水注意報（1時間雨量が40mm以上の場合）が発表されたときで、必要と判断した場合 ●寒水川において、氾濫注意水位（1.30m：中川原橋、1.70m：中津隈8号橋、1.80m：田島橋）に達したとき。 ●通瀬川において、氾濫注意水位（1.10m：小原橋）に達したとき。 ●切通川において、氾濫注意水位（3.10m：九丁分橋）に達したとき。 ●井柳川において、氾濫注意水位（2.10m：徳富橋）に達したとき。
避難指示	●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨・洪水警報（1時間雨量が70mm以上の場合）が発表されたときで、必要と判断した場合 ●大雨特別警報が発表されたとき。 ●寒水川において、避難判断水位（1.90m：中津隈8号橋）に達したとき。 ●通瀬川において、避難判断水位（1.20m：小原橋）に達したとき。

区分	判断基準
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●寒水川において、氾濫危険水位（2.40m：中津隈8号橋）に達するおそれがあるとき。 ●通瀬川において、氾濫危険水位（1.60m：小原橋）に達したとき。 ●大雨特別警報（浸水害）が発表され、必要と判断した場合 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ●堤防の決壊・越水を確認したとき。
観測者	中川原橋（東部土木事務所）、中津隈8号橋（テレメータ）、田島橋（みやき町建設課）、小原橋（テレメータ）、九丁分橋（東部土木事務所）、徳富橋（東部土木事務所）
避難指示等の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

5 土砂災害に係る避難指示等の発令判断基準

土砂災害については、土砂災害警戒情報や、県が「佐賀県土砂災害危険度情報」で提供している各種情報を参考として、町が避難指示等を発令する。具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

区分	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 ●土砂災害警戒情報が発表され、「佐賀県土砂災害危険度情報」において、「レッド、目安：避難を開始」に達したとき及びその区域 ●近隣市町にて前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 ●土砂災害警戒情報が発表され、「佐賀県土砂災害危険度情報」において、「パープル、目安：避難を完了」に達したとき及びその区域 ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」（平成23年5月施行）が発表されたとき。 ●記録的短時間雨量情報が発表されさらに降雨が予想されるとき。 ●近隣市町にて前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等） ●土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき。 （湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表され、「佐賀県土砂災害危険度情報」において、「ブラック、目安：まだならすぐ避難」に達したとき及びその区域 ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」（平成23年5月施行）が発表されたとき。 ●近隣市町で土砂災害が発生したとき。 ●近隣市町で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。 （山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等）

区分	判断基準
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難指示等の発令に当たっては、町内外の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

資料編・避難場所一覧

第2 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
町長等 (町長から委任を受けた町の職員を含む。以下同じ。) 警察官 (町長等が現場にいないとき、又は町長等から要求があったとき。) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (町長等又は警察官がその場にいない場合) 知事 (災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 (災害対策基本法第63条、第73条)	区域への立ち入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、町長に通知すること。 知事が行う場合は、その旨公示すること。

第3 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難の指示等(警戒区域の設定を含む。以下同じ。)を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

町は、避難指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

町は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者

名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、事前に定めた援助者が避難を支援し、避難指示等を実施した者又はその者が属する機関及び町は、車両等を準備し、援助する。

(2) 広域的な避難

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町と直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求める。

町は、避難所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、避難に当たっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

町は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会を捉えてその知識の普及を図る。

また、住民においても、避難指示等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じたら隣近所で声をかけ合って自主的に避難するよう心がける。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努める。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

1 学校等

町立の小・中学校は、児童・生徒の在校時に、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

児童・生徒を避難させた場合は、町に対し、さらに、町教育委員会に対し、速やかに

その旨連絡する。また、町教育委員会は、県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の県立高等学校、私立幼稚園も、これに準じるが、連絡先は、県立高等学校は県教育委員会、町、関係機関に、また、私立幼稚園は町及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいうえ、町及び県に対し、速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、町に対し、速やかにその旨連絡する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいうえ、町及び県に対し、速やかにその旨を連絡する。

風水害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合、町は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防本部と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、町に対し、速やかにその旨を連絡する。

第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、避難所運営のマニュアル等に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を必要に応じて開放し、住民等に対し、周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入人員、設置期間の見込み等の開設状況について、避難所リストを作成し、直ちに県に報告する。

なお、風水害が激甚であるなどにより町内に避難所を設置することが困難な場合、町は、「本節 第3 2 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行う。

2 指定避難所の運営管理等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

町は、県と連携して、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、町は、県と連携して、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等によって、指定避難所の早期解消に努める。

(1) 避難者情報の把握及び開示

町は、指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受け取りに来ている在宅等被災者に係る情報の早期把握及び開示に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、

連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮する。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努める。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努める。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努める。なお、女性に対し、適切な配慮ができるよう、窓口には女性も配置するなどの配慮をするよう努める。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症するおそれが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努める。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努める。

また、食料の供給に当たり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努める。

(9) 在宅避難者への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料

等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(10) 感染症への対応

町は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、総務課と保健課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

3 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所設置における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、町は、県と連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1 被災宅地の危険度判定

1 広報活動

町は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は、県と連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災宅地の危険度判定

町は、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

なお、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、県に対し、「建築物応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の派遣を要請する。

第2 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

1 応急仮設住宅の提供

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、次に掲げる公有地から選定するが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

資料編・応急仮設住宅建設予定地

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。

建設に必要な資機材は、町内建設業者に協力を求め調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、県等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮する。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

2 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

第3 被災住宅の応急修理

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

なお、被害が甚大で町において応急修理が困難な場合、町は、県に対し、応急修理について技術的支援を要請する。

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

第4 公営住宅等の提供

1 公営住宅の提供

町は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用する。

このための連絡・調整窓口として県に設置される「佐賀県公営住宅災害対策会議」において、一元的に公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

2 企業等の施設の供与

町は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第5 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講ずる。

その際、町は、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第16節 交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、町は、町の管理する交通路の応急復旧等を行い、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1 交通対策

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

町は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

町は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機をはじめとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 障害物の除去等

町は、町の管理する道路等の障害物の除去を、町内建設業者に依頼して実施する。

また、警察署、消防本部、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。

ウ 車両の移動等

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、町は、自ら車両の移動等を行う。

エ 道路の応急復旧

町は、風水害により町の管理する道路等に破損、決壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、町内建設業者に依頼して速やかに応急復旧及び代替路の設定等を実施する。その際は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路に直結する町道を優先する。

オ 交通マネジメント

町は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請する。

資料編・土木一式工事建設業者

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

町長は、町道の道路管理者として、道路の通行を禁止、又は制限する場合は、禁止又は制限区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の通行に支障のないよう措置する。

(3) 運転者に対する広報

町は、県及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置につい

て、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 航空交通

町は、風水害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

資料編・臨時ヘリポート一覧

第2 輸送対策

1 緊急輸送の実施

町は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

第1段階 (災害発生直後)	ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等 エ 負傷者等の医療機関への搬送 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等
第2段階 (災害応急対策時)	ア 第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (災害復旧対策時)	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

町は、自ら保有するものを使用し、又は貨物自動車運送事業者から調達し、緊急輸送

を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

資料編・貨物自動車運送事業者一覧

4 緊急輸送の優先

町は、緊急輸送に当たっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急通行車両の確認及び事前届出

町は、風水害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている場合は、次により緊急通行車両である旨の確認証明を受け、緊急輸送を行う。

(1) 確認手続

町は、県公安委員会（警察本部交通規制課及び鳥栖警察署交通課）に対し、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

県公安委員会は、審査の結果、当該車両が緊急通行車両と認めたときは、町に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 事前届出の申請及び届出済証の交付等

ア 事前届出の申請

町は、鳥栖警察署を経由して県公安委員会に申請する。

イ 緊急通行車両事前届出証の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を、鳥栖警察署を経由して町に交付する。

ウ 車両の標章及び証明書の交付

届出済証の交付を受けている車両の確認については、警察本部、鳥栖警察署、交通検問所において他に優先して行い、標章及び証明書を交付する。

この場合は、審査は省略することができる。

資料編・緊急通行車両の標章及び証明書

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

7 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の応急救助のための輸送費等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、町は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

町は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。

また、町は、備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第1 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合、町は、県と連携し、迅速かつ的確な食料の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給に当たっては、「本節 第2 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行う。

1 調達方法

町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者に対し、配慮する。

- (1) 自ら備蓄している食料等を供給
- (2) 供給可能業者等に対し、提供を要請
- (3) 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請
- (4) 県に対し、支援を要請
- (5) 県、他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。当該施設に搬送された救援食料等は、事業部農林班の職員により仕分け、配分等を行い、必要によりボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理に万全を期す。

資料編・救援食料・調達食料集積所 ・みやき町協定締結状況一覧表

2 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300gの範囲内とする。

3 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引

取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、町は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章 I 第11に基づき、農林水産省農産局長に対して、直接、災害救助用米穀の引渡し
の要請を行う。

4 供給方法

「本節 第4 物資の配送計画」による。

5 炊き出し

町は、調理が必要な食料については、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊き出し、食料の給与を行う。

〈炊き出し〉

(1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

(2) 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

(3) 立ち会い

炊き出しに当たっては、町職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指揮する。

(4) その他

乳幼児のミルクは、炊き出しに含む。

県栄養士会は、町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

6 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第2 飲料水の供給計画

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、町は、東部水道企業団及び県と連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については第1により取扱うが、第2と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行う。

1 水道施設の応急復旧

佐賀東部水道企業団は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施する。その計画は、「本章 第21節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

2 応急給水

町は、佐賀東部水道企業団と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県

に対し、応援を要請する。

- (1) 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。
- (2) 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (3) 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。
- (4) あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、トラック等による応急給水を実施する。
- (5) 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。
- (6) 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

3 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第3 生活必需品等の供給計画

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合、町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

生活必需品等の品目は、資料編のとおりとする。

資料編・生活必需品等の品目

2 調達方法

町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、町は、あらかじめ把握していた調達可能な町内販売業者等から調達する。

これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

3 調達した生活必需品等の集積場所

町は、供給作業の効率を図るため、町内販売業者又は県から調達した生活必需品等を、資料編の施設に一旦集積し、ここを拠点として被災者に供給する。

資料編・救援物資・調達物資集積所

4 供給方法

「第4 物資の配送計画」による。

5 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の生活必需品の給・貸与における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第4 物資の配送計画

1 基本方針

風水害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資（町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、町が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行う。

風水害の規模が大規模であり、町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行う。

（1）災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

町で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、町は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼する。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、資料編の施設に集積して、「第16節 第2 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

資料編・救援物資・調達物資集積所

（2）支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、住民、町及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、町及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努める。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、町及び県が主体的に実施できるよう、体制を整備する際は留意するものとする。

2 物資の配布

町は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、風水害が激甚などにより、町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末等を活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

3 在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把

握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努める。

資料編・町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）

- ・ 支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）
- ・ 県が指定する輸送拠点
- ・ みやき町協定締結状況一覧表

第18節 広報、被災者相談計画

風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の住民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動がとれるよう、町、消防機関を中心に、住民、区長会、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、町は、防災行政無線、広報車、有線放送等、町が保有するあらゆる広報手段を活用して、また、災害状況によっては、報道機関に放送要請（町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができるが、緊急時、県を通じて放送要請を求めるとまもないときは、町長が直接放送局に対して放送要請を求めることができる。）するなど、関係機関等と効果的に連携し、風水害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するように努める。

また、被災者等住民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて、各庁舎窓口班に相談窓口を設置する。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、区長会、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するとともに、在宅での避難者、応急住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行う。

第1 住民への情報提供

町は、県及び警察署をはじめとする防災関係機関と緊密な連携をとり、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を広報車、有線放送により提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得て、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット（町ホームページ等）、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるように努める。

被災者への情報提供に当たっては、町は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した情報伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 災害広報の実施

町は、町が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な風水害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、町での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

町域内の災害に関する広報については、町が独自に、あるいは警察をはじめとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 住民に対する広報

(ア) 広報の内容

広報の種類	広報の内容
警戒・避難期の 気象等予警報及 び気象情報等の 広報	ア 雨量、河川水位等の状況 イ 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等 ウ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等） エ 避難の必要の有無等（警戒レベル等）
風水害発生直後 の広報	ア 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況） イ 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等） ウ 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報） エ 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況） オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等） カ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況 キ 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
応急復旧活動段 階の広報	ア 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等） イ 食料、飲料水、生活必需品の供給状況 ウ その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
外部からの支援 の受入れに関す る広報	ア ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等） イ 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入方法・窓口等に関する情報
被災者に対する 広報	町による安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
その他の必要事 項	安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(イ) 広報の方法

町は、保有する次の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し、広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運業者の協力を得る。

なお、テレビやラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

- a 町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）による広報
- b 有線放送による広報
- c 広報車、公用車による広報（消防広報車を含む。）
- d ハンドマイクによる広報
- e テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
- f 広報紙、掲示板による広報
- g インターネットによる広報

(a) 町ホームページを活用した広報

(b) ソーシャルメディア（ツイッター等）を活用した広報

h 携帯電話等のメール（緊急速報メール（緊急情報に限る。）、防災ネットあんあん等）による広報

イ 報道機関に対する広報

情報未来班は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ、県による報道機関調整を要請する。

第2 被災者相談

町は、県、防災関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

町は、必要と認める場合、住民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、FAX、パソコン等を備え、各庁舎窓口班により相談窓口を設置する。

第3 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第19節 文教対策計画

町立小・中学校（以下「学校」という。）は、風水害時における児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1 生徒等の安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校は、風水害の発生時又は発生のおそれがあるときは、児童・生徒の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行う。

2 登下校での措置

学校は、風水害の発生又は発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助及び手当

学校は、風水害の発生により児童・生徒に被害が及んだときは、応急救助や手当を行う。

第2 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

学校は、風水害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査し、必要に応じて、二次災害の防止のため、町教育委員会又は県を通じ派遣を受けた砂防ボランティア等による点検を実施する。

学校は、その点検結果を、町教育委員会を通じて、県教育委員会に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立幼稚園も同様に、施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

2 応急復旧

町は、被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した学校施設の応急復旧を行う。

私立幼稚園の設置者等も同様に、被災した施設の応急復旧を行う。

第3 応急教育の実施

学校は、風水害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

第1順位	町内の小・中学校及び高等学校
第2順位	町内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	町外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

(1) 児童・生徒、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む。）及び通学路の被害状況を把握する。

(2) 教職員を動員し、授業再開に努める。

(3) 応急教育の開始時期及び方法を、児童・生徒及び保護者に周知徹底する。

(4) 児童・生徒を一度に受入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

(5) 児童・生徒の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

学校は、風水害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであり、児童・生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

〈支給の対象となる学用品〉

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準ずる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、鞆、長靴類

5 給食

学校は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、町教育委員会を通じ、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校は、町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講ずる。

また、必要に応じ、被災児童・生徒に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

7 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の学用品の給与における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第4 被災生徒等への支援

学校は、被害を受けた家庭の児童・生徒の被災状況を調査し、町及び県と協議して必要な就学援助の措置を行い、災害による就学困難な児童・生徒の解消を図る。

第5 避難所となる場合の対応

学校は、町から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援する。

収容場所の開設は、次の順序で収容を行う。

体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室

町は、避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町教育委員会、県教育委員会、関係機関等へ報告する。

第20節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合は、町及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

県を通じ一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行う。

第1 道路、橋梁

1 被害状況等の把握、連絡

町は、風水害により、町の管理する道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

町は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合、交通規制を実施するとともに、警察署及び県に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

町は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁に直結する町道等を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

資料編・県指定緊急輸送道路一覧

第2 河川等

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、町及び県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3 砂防施設等

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県を通じ、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

町は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4 治山施設等

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5 農地農業用施設

1 被害状況の把握、連絡

町、農業用排水施設管理者は、風水害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町、県に対し、この結果を連絡する。

2 応急復旧

町、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行う。

第21節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

町は、国、県及びライフライン事業者と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第1 水道施設（佐賀東部水道企業団三養基営業所）

佐賀東部水道企業団は、被害状況を迅速に把握し、指定工事店と連携をとりながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、水道用水供給事業者等の応援を要請する。

また、町、県及び住民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

第2 下水道施設

町は、被害状況を迅速に把握し、下水道指定工事店ほか関係機関と連携をとりながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するように努める。

資料編・町下水道指定工事店

第3 工業用水道施設（佐賀県東部工業用水道局）

東部工業用水道局は、風水害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、町、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じつつ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

町、県及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

第4 電力施設（九州電力送配電株式会社）

九州電力送配電株式会社は、風水害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

本店、支店及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、町の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し、協調を図る。

（1）災害に関する情報の提供及び収集

(2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速・的確に把握することに努め、町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、風水害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(6) ダムの管理

洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具観測、警報施設の点検整備を行う。

ダム放流については、ダム操作規程又はダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して、放流を行う。その際、必要に応じ、河川パトロールなども実施する。

このダム放流を行う前には、関係官庁、県、町等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、警鐘スピーカー等により警告する。

(7) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 町、県等

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、町、県等に対し、次の協力要請を行う。

(ア) 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求

(イ) 町、県に対し、広報の協力要請

(ウ) 町、県に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請

(エ) その他町、県等との事前協議に基づく協力の要請

第5 電話施設（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ九州、KDDI

株式会社、ソフトバンク株式会社)

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ九州、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

風水害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、町、県等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

風水害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3) 応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。

(4) 災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、町、県に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 応援、協力要請

ア グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ 防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

(ア) 要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）

(イ) 資材及び物資対策（町、県に対する燃料、食料等の特別配給の要請）

(ウ) 交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第6 ガス施設（液化石油ガス事業者）

1 被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生したときは、災害の発生防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防本部、県警察、県、町等各防災関係機関に対

し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、風水害による被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

3 二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講ずるとともに、復旧に努める。

4 応援要請

液化石油ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第7 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）

風水害時において、鉄道事業者は、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

- (1) 風水害時の列車の運転規制
- (2) 風水害時の代替輸送方法
- (3) 災害対策本部の設置
- (4) 連絡通報
- (5) 応急措置（案内広報など）
- (6) 施設の応急復旧

第8 放送施設（日本放送協会佐賀放送局、株式会社サガテレビ、長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局、株式会社エフエム佐賀）

風水害により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

- (1) 放送機等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。
- (2) 放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第22節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

町は、施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、備蓄している水防資機材、又は販売業者からの調達により、確保する。

第1 災害対策用機材、復旧資材等の調達

1 災害対策用機材

町は、災害対策用機材等が必要となった場合は、備蓄している水防資機材又は販売業者から調達する。

町は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、斡旋を要請する。

2 復旧資材

町は、復旧資材等が必要となった場合は、備蓄している水防資機材又は販売業者から速やかに調達する。

資料編・町備蓄水防資機材一覧

第2 木材の調達

1 需給状況の把握

町は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 町は、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

(2) 町は、この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、調達又は援助を要請する。

第23節 福祉サービスの提供計画

風水害時に、高齢者、障害者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、町は、県と連携し、速やかに組織的かつ継続的な実施に努める。

第1 対象者の状況の把握

1 高齢者、障害者

町は、風水害が発生した場合は直ちに、環境福祉班員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）及びあらかじめ状況を把握している台帳等に基づき、高齢者、障害者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

町は、風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2 高齢者及び障害者対策

1 緊急保護

町は、被災高齢者、障害者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続の弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

町は、実態調査の結果をもとに、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、応急仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障害者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備する。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3 応援要請

町は、町のみでの体制では不足を生じる場合は、県に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請する。

第3 要配慮者対策

風水害の発生に際しては、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズにあわせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、町は、次の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- (1) 要配慮者、要支援者を発見した場合には、当該要配慮者、要支援者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - ア 避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス

の提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4 児童対策

1 保護等

町は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2 メンタルヘルス対策

町は、被災児童の精神的不安定に対応するため、県と連携して児童相談所において実施されるメンタルヘルスカケアを活用する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第24節 ボランティアの活動対策計画

風水害時に、多くのボランティアの申出がある場合は、町は、県、災害ボランティアセンター等関係機関と連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1 受入体制の整備

町は、速やかに環境福祉班により、社会福祉協議会にボランティア活動に関する情報提供の窓口（災害ボランティアセンター）を設けるとともに、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会等関係機関が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

第2 ニーズの把握、情報提供

町は、災害救援ボランティアセンターを設置する町社会福祉協議会等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関に対し、情報を提供するとともに、県に対し、同様の情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

〈災害救援ボランティアセンターの業務（例示）〉

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握
- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤収の指示
- 6 ボランティア活動の記録
- 7 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

第3 支援

町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県に対し、支援を求める。

町は、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携し、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティアと情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

町は、これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第25節 外国人対策

1 救護

町は、風水害時に、必要と認める場合は、多言語ボランティア等の協力を得ながら、外国人について安否確認、避難誘導、救助活動を行う。

2 生活支援

(1) 情報提供

町は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

(2) 避難所における相談体制の整備

町は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティアの協力を得ながら、相談体制を整備する。

3 応援要請

町は、町が確保する通訳ボランティアのみでは不足する場合は、県に対し、通訳ボランティアの派遣を要請する。

第26節 帰宅困難者対策

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、県及び関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時的な宿泊場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊施設の運営に努める。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第27節 義援物資、義援金対策計画

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、町は、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と協力し、この義援物資、義援金を受け付け、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1 義援物資

町は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズにあわせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

1 受付

町は、速やかに税務班により義援物資の受付に関する窓口を設けるとともに、資料編の施設を集積場所として開設する。

資料編・救援物資・調達物資集積所

2 受入れの基本方針

- (1) 事業所・団体等からの大口受入を基本とし、個人からの物資は原則として、町及び県が指定する物資のみ受入れる（個人には、できる限り義援金としての支援に理解を求める。）。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

3 受入れの広報

町は、円滑な物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

- (1) 受付窓口
- (2) 受入れを希望する義援物資と受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める。)
- (3) 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。)
- (4) 個人からは、原則義援金としての受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

4 供給方法

「本章 第17節 第4 物資の配送計画」による。

第2 義援金

1 受付

町は、速やかに出納班により義援金の受付に関する窓口を設ける。

2 受入れ、保管、配分

町は、必要に応じ、書類を整備するなど、寄せられた義援金を円滑に受入れ、適切に保管する。

町は、自ら直接受入れた義援金及び県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し、支給する。

第28節 災害救助法の適用

第1 救助の本質

- (1) 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- (2) 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- (3) 国の責任において行われ、町、県、日本赤十字社その他の団体及び住民の協力のもとに行われる。

第2 実施主体

知事は、災害救助法による救助を実施し、町長はこれを補助する。
ただし、救助に関する職権の一部を町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

第3 適用基準

災害救助法による救助は、町の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

なお、次の(1)～(3)の判断基準となる住家被害の確定には、一定の期間を要する。災害救助法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、迅速な適用判断が可能な(4)の基準による適用を積極的に進める必要がある。そのためにも町と県は、判断の元となる情報収集、分析、共有に努める。

- (1) 町における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被害世帯数Aに達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、町の被害世帯数が町の人口に応じ、次表の左欄の被害世帯数Bに達したとき。

市町の人口		被害世帯数A	被害世帯数B
5,000人未満		30世帯	15世帯
5,000人以上	15,000未満	40世帯	20世帯
15,000人以上	30,000未満	50世帯	25世帯
30,000人以上	50,000未満	60世帯	30世帯
50,000人以上	100,000未満	80世帯	40世帯
100,000人以上	300,000未満	100世帯	50世帯
300,000人以上		150世帯	75世帯

※ 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼(壊)流失等の1/2世帯、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。

- (3) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第4 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、資料編のとおりである。

資料編・被災世帯の算定基準

第5 救助の種類

救助の種類は、災害救助法第4条及び災害救助法施行令第2条により、次のとおりとする。

救 助 の 種 類	実 施 主 体
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、町長
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	知事、町長
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事、町長
4 医療及び助産	知事、町長
5 被災者の救出	知事、町長
6 被災した住宅の応急修理	知事、町長
7 学用品の給与	知事、町長
8 埋葬	知事、町長
9 死体の捜索及び処理	知事、町長
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	知事、町長

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第29節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

風水害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察による検視のほか、町は的確に搜索を行い、処理収容、火葬を実施する。

第1 搜索

町及び消防機関は、県、警察署の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

資料編・行方不明者搜索関係様式

第2 処理収容

1 検視、身元確認

町及び消防機関は、被災現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

県警察は、町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行う。

2 遺体の収容

町は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設ける。

町は、県警察から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

町は、町内葬祭業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は医療救護班による遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引渡し

町は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡す。

第3 火葬

町は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

町は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、資料編の火葬場のみでは処理できない場合等は、県を通じ他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

また、町は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施する。

資料編・火葬場

第4 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索・処理・火葬（埋葬を含む。）における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第30節 廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、町は、広域処理を含めた処理方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1 役割

1 町

- (1) 町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた風水害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力のあり方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

【風水害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ア 被災地域の予測
 - イ 風水害廃棄物発生予測量
 - ウ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
 - エ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
 - オ 排出ルール（分別）、収集、運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順
 - カ 町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
 - キ 仮置場での破砕・分別体制
 - ク 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
 - ケ 収集運搬車両とルート計画
 - コ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
 - サ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）
- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の応急措置を行う。
- (3) 処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (4) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処理する。
- (5) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (6) 必要に応じ、近隣市町、関係者、（一社）佐賀県産業廃棄物協会加盟業者、県等に支援を要請する。
- (7) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2 住民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

資料編・廃棄物処理施設

第2 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障害者に配慮する。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

〈仮設トイレの調達〉

町は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

2 処理の方法

町は、次により、し尿処理を実施する。

- (1) し尿処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処理する。
- (3) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- (4) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (5) 必要な場合、近隣市町、関係業者、(一社)佐賀県産業廃棄物協会加盟業者に対し、応援を要請し、し尿の収集、運搬を委託する。対応できない場合には県へ支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。
- (7) し尿処理施設が被害を受けた場合、必要に応じ、近隣市町に対し、応援を要請し、し尿処理を委託する。

第3 ごみの処理

1 町

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)を勘案し、その発生量を推計したうえで、必要に応じて、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画を見直すとともに、計画に基づき、仮置場や最終処分場を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等の関係業者と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置場にごみを搬入する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した風水害時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。

- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処理する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) 有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 事業者

事業系建築物の所有者は、事業系建築物の倒壊、解体により発生した災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、適正に処理する。

第4 廃棄物処理施設の応急復旧

町は、風水害が発生した場合は速やかに、廃棄物処理施設の点検を行い、破損箇所等の応急措置を講じ、正常な稼働の確保を図る。

なお、停電に備え、発電機等を整備しておくよう努める。

第31節 防疫計画

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、町は、県と連携し、迅速に防疫活動を行う。

1 防疫活動

町は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

町は、防疫対策の推進を図るため、風水害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 疫学調査

町は、県と協力し、風水害の規模に応じ、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

(3) 清潔の保持

町は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つ措置を講ずる。

(4) 消毒

町は、県から消毒の指示があった場合は、感染症法施行規則第14条により、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて実施する。

ア 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

イ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、県からねずみ族、昆虫等の駆除の指示があった場合は、感染症法施行規則第15条により、次に掲げる基準に従い実施する。

ア 対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

イ 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(6) 避難所における防疫指導

町は、県の指導のもとに、衛生薬業センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

町は、予防接種法第6条により県から指示があった場合は、臨時予防接種を実施する。

(8) 生活用水の供給等

町は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

生活用水の供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模

な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

また、住民に対し、収集した各種感染症に関する情報を有線放送、広報紙等により広報する。

3 防疫用薬剤の確保

町は、町内薬局に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

4 応援要請

町は、町内のみでの防疫体制では不足を生じる場合は、県に対し、職員の派遣、防疫用資機材、薬剤等の斡旋を要請する。

資料編・町内医療機関等 ・感染症対策フロー

第32節 保健衛生計画

風水害時において、町は、指定避難所等で生活する被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、県と連携し、適切な保健衛生活動を実施する。

第1 被災者等の健康管理

町は、被災地域、特に指定避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

特に、高齢者、障害者及び子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

なお、町は、精神保健福祉センター、鳥栖保健福祉事務所と連携して、公的・民間医療機関及び佐賀県看護協会との協力によるメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

資料編・巡回相談チームの協力体制図

第33節 要配慮者対策

町においては、避難が必要な風水害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した高齢者等避難を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、避難行動要支援者の安全確保については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、環境福祉課が担当し、防災知識の普及啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

1 情報伝達等の方法

町は、風水害による情報の伝達、避難指示等、避難誘導、避難施設等での情報提供等を行うときは、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、概ね次の方法により行う。

- (1) 視覚機能に障害のあるとき。
 - ア 音声情報による周知
 - イ 拡大文字による周知
 - ウ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障害のあるとき。
 - ア 文字情報による周知
 - イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ウ 手話による周知
 - エ 携帯電話、スマートフォンのメール機能による周知
 - オ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解に障害のあるとき。
 - ア 外国語による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解に障害のあるとき。
 - ア 地図情報による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知

2 災害情報等の周知

町は、風水害による情報の伝達、連絡を受け、あるいは異常現象を覚知したときは、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及び地域住民等の協力を得て要配慮者に対し、迅速かつ確実に周知を行う。

3 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに風水害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。地域住民等の協力を得て避難施設へ移送すること。なお、避難支援者は、自らの安全性を優先とすること。
- (2) 必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
なお、町は、平常時より避難誘導の支援体制の確立に努める。

4 安否確認及び被災状況の調査・報告

- (1) 町は、風水害が発生したときは要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、

その状況を県に速やかに報告する。

(2) 連絡又は報告すべき事項及びその内容は、概ね次による。

ア 避難施設等に避難している者

避難施設ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

イ その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

ウ 被災地域の在宅者

行政区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項

エ 被災地域の施設入所者及び施設等

(ア) 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告

(イ) 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

(3) 全ての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

(4) 町は、要配慮者の被災状況について、県のほか、必要に応じて関係機関や関係団体等にも報告を行う。

5 被災状況の取りまとめ

町は、要配慮者の被災情報を県に報告する。また、県は町から報告のあった要配慮者の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行うことになっている。

6 被災者に対する応急的処遇

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、概ね次により行う。

(1) 町は、必要に応じて、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を県に要請する。

(2) 町は、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受入れることができる社会福祉施設の情報及び当該施設への移送支援を県に要請する。

(3) 町は、避難施設等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

またあわせて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送る被災者も支援の対象とする。

(4) 町は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸出しを行う。

(5) 町は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

(6) 町は、巡回健康相談やメンタルヘルスカケア等心身の健康維持や在宅療養者等への対応の必要性がある場合、必要に応じて、県に協力を要請し、専門職の派遣を要請する。

(7) 町は、健康相談等について、十分な空調設備のない避難施設や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

7 食料の供給

避難施設等での食料供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、概ね次により供給を行う。

- (1) 町は、必要に応じて要配慮者の代替食料の確保、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。
- (2) 町は、乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・嚥下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
- (3) 町は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- (4) 町は、食事制限や食物アレルギーに配慮する。

8 日常生活用品の供給

避難施設等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、概ね次により供給を行う。

- (1) 町は、災害救助用物資として日常生活用品を備蓄及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、ほ乳ビン等の確保に努めるが、町限りで不足する場合は、県に対して配送を要請する。
- (2) 町は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難施設に配布し、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- (3) 町は、日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。また、要配慮者が避難施設等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

9 応急仮設住宅

風水害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居に配慮する。
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。
- (4) 高齢者や障害者等が孤立しないよう、従来のコミュニティの維持、又は新しいコミュニティの確立に努める。
- (5) 特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

10 社会福祉施設及び要配慮者関連施設等に係る対策

(1) 町の対策

ア 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣

接する地域の社会福祉施設に移送する。

イ 支援活動

(ア) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

(イ) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講じる。

(ウ) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

(2) 社会福祉施設及び要配慮者関連施設の管理者の対策

ア 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

イ 応援要請等

(ア) 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町、県に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。

(イ) それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第34節 病虫害防除、動物の管理等計画

第1 病虫害防除

町は、風水害時における病虫害のまん延を防止するため、佐賀県農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対し、必要な防除対策を講ずるよう指導する。

1 既設防除器具の活用

2 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

3 防除薬剤の確保

防除薬剤は、佐賀県農業協同組合等が農薬卸売業者から調達を図るが、不足する場合には、町は、佐賀県農業協同組合等関係機関と連携のうえ、その調達の斡旋に努める。

第2 家畜の管理、飼料の確保

1 避難対策

町は、風水害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

町は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等を備えた家畜の避難施設を設置する。

2 飼料の確保

町は、風水害により飼料の確保が困難となった場合は、県に対し、飼料用穀類の必要数量の確保及び供給の要請を行う。

第3 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講ずる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第35節 危険物等の保安計画

第1 高圧ガス

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、町、消防本部、県、九州産業保安監督部、県警察等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

警察署は、町から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を町に通知する。

警察署は、町と連絡をとり、必要と認めたときは、高圧ガス事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずることを指示する。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2 石油類及び化学製品類

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、風水害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

風水害による被害の規模に応じ、町、消防本部、県、県警察等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

町又は消防本部は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

警察署は、必要に応じ、高圧ガスに対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所等に対し、

協力を求める。

第3 毒物・劇物

毒物・劇物施設が風水害により被災し、毒物・劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物取扱者等は、直ちに消防本部、県、鳥栖保健福祉事務所、警察署に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずる。
- (2) 消防本部、県、警察署は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡を取り、災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講ずる。

ア 情報収集、被害区域の拡大防止措置

イ 警戒区域の設定

ウ 町・住民に対する周知

エ 被災者の避難誘導、救出・救護

オ 原因の特定・原因者に対する指導

第4 放射性物質

放射性同位元素等の使用者等は、風水害により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講ずる。

- (1) 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官に通報する。
- (2) 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- (3) 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- (4) 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- (5) 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- (6) その他必要な防止措置を講ずる。

第36節 石油等の大量流出の防除対策計画

風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況に関する関係機関への連絡通報は、資料編のとおり行う。

(1) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(2) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、町等関係する防災関係機関に対し、協力を要請し、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

資料編・石油等の大量流出時の関係機関への連絡通報系統図

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講ずるが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

- ア 災害対策連絡調整本部等の設置

河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進する

よう努める。

イ 主な応急対策

- (ア) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- (イ) 流出石油等の拡散防止
- (ウ) 消火対策等
- (エ) 漂着石油等の処理
- (オ) 流出石油等の防除資機材の調達

第37節 孤立地域対策活動

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、町は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じる。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

町は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線、町防災行政無線及び有線放送等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、町は、県に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

3 道路の応急復旧による生活の確保

町は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第38節 生活再建対策

1 被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。町の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、町は、発災後速やかに、県が実施する住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会に、より多くの町担当者を参加させるよう努める。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第39節 広域避難受入計画

第1 目的

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県及び他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難受入方法を含めた手順等を定める。

資料編・広域避難受入計画フロー
・みやき町協定締結状況一覧表

第2 広域避難受入計画

1 受入れに係る協議

(1) 町は、県内の被災他市町の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、本町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災他市町と直接協議する。

また、佐賀県以外の都道府県の市町村の受入れについては、佐賀県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

(2) 県は、町から求めがあった場合には、本町における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

2 町の備え

町は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

3 広域被災者への配慮

(1) 町及び県は、本町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(2) 町及び県、防災関係機関は、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

4 受入れに係る組織体制

他市町村被災者の受入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、「みやき町避難者受入支援本部（仮称）」を組織のうえ、次の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部（仮称） （状況に応じ、関係各課で構成する。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者名簿の作成、管理 2 県及び避難元自治体との連携 3 避難所、住宅の提供、斡旋 4 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6 その他避難者支援に必要な事項

資料編・広域避難受入計画フロー

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活再建及び経済の復興、災害の再発に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り円滑な復旧・復興を図る。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1 復旧・復興に係る基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、次の事項を早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 「迅速な原状復旧」を目指すのか2 さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのか |
|---|

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、必要な場合は復興計画を作成する。

第2 迅速な原状復旧

町が「迅速な原状復旧」を目指す場合、町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

1 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

(河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園)

(2) 農林水産施設

(3) 都市施設

(4) 上水道、工業用水道

(5) 社会福祉施設

(6) 公立学校

(7) 社会教育施設

(8) 公営住宅

(9) 公立医療施設

(10) ライフライン施設

(11) 交通輸送施設

(12) その他の施設

2 資金の確保

町及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）

エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通）

オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）

カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

ア 補助災害復旧事業

イ 直轄災害復旧事業

ウ 単独災害復旧事業

エ 公営企業災害復旧事業

オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、町は、県と協力し、激甚災害の指定を受けるための措置を講ずる。

4 災害廃棄物の処理

町は、必要に応じて、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3 計画的復興

1 防災まちづくり

町は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即した復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な街区の形成と都市機能の更新
 - (2) 河川等の治水安全度の向上
 - (3) 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保 等
- 復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行う。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

町教育委員会、県文化財保護室は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、町は、県・他市町に対し、人的・財政的支援を求める。

資料編・みやき町重要文化財一覧

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援を行う。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 被災者相談

町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第2 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

資料編・罹災証明書

第3 災害弔慰金、見舞金等

1 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及びみやき町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第79号）の定めるところにより、風水害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及びみやき町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第79号）の定めるところにより、風水害により障害者となった住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施に努める。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

さらに、被害規模が小さいため、同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4 就労支援

町は、県の支援を得て、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出

策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。あわせて、自営業、農林業、中小事業所等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第5 租税の徴収猶予、減免

1 国税

(1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から2か月】

(2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）

(3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）

(4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

(1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【2か月以内】

(2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）

【1年（やむを得ない場合2年）以内】

(3) 県税の減免

ア 個人の県民税（地方税法第45条）

イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）

ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）

エ 鉱区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）

オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）

カ 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3 町税

(1) 町税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、みやき町税条例第18条の2）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

(2) 町税の徴収猶予（地方税法第15条）

(3) 町税の減免

ア 町民税（地方税法第323条、みやき町税条例第51条）

イ 固定資産税（地方税法第367条、みやき町税条例第71条）

ウ 軽自動車税（地方税法第454条、みやき町税条例第89条）

エ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、みやき町税条例第139条の2）

第6 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

町は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講ずる。

1 国民健康保険税関係

(1) 徴収猶予（地方税法第15条）

- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2、みやき町税条例第18条の2）
- (3) 減免（地方税法第717条）
- (4) 延滞金の減免（地方税法第723条）

2 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を講じる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7 郵政事業の災害特別事務取扱等

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（町、県、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付
- (3) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第8 生活資金の確保

1 災害援護資金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及びみやき町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付ける。

2 県制度の活用

町は、県事業の母子父子寡婦福祉資金貸付金及び県社会福祉協議会の生活福祉資金について、県を通じ、貸付の斡旋を行う。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象は、次のとおりである。

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- (3) 寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第9 住宅の供給、資金の貸付等

1 公営住宅の提供

町は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度

「本節 第8 生活資金の確保」に記載

第3節 地域の経済復興の推進

第1 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保

町は、中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保について、県制度を活用するため、県との連携をとり、次の制度の紹介、斡旋を図る。

1 佐賀県における制度

- (1) 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- (2) 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
また、激甚災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- (3) 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講ずる。
- (4) 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- (5) 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続の簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2 農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保

町は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

- (1) 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- (2) 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第3編 地震災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及びみやき町防災会議条例第2条の規定に基づき、みやき町防災会議が作成する地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害に対処するための総合的な計画であり、町が県、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等と連携して、この計画に基づく地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

資料編・みやき町防災会議条例 ・みやき町防災会議委員

第2節 地震に関する本町の特性

第1 本町の地形、地質

佐賀県は、ほぼ中央部を東西に、中世代末期に発生した西日本構造線の一部、いわゆる松山～伊万里線が横断している。その同一線上に、川久保断層が東西に走っている。佐賀県は、①松山～伊万里線の内帯に属する脊振天山山系の北部山岳地帯、②その外側の長崎デルタ地帯に堆積した第三紀層、③火山岩丘陵地帯並びに東部平野地帯（佐賀平野）の3地域に分けられる。そのうち、本町は、③に属する。

地質を見てみると、本町の属する③火山岩丘陵地帯並びに東部平野地帯（佐賀平野）の地域は、山麓地に沖積層、洪積層の一部が見られるほか、緑色沈泥、砂礫層の互層よりなり、軟弱地盤地帯を形成している。

第2 本町の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

町の南半分には、泥、砂がち堆積物からなる軟弱な沖積層が広く分布しており、この地域で地震が発生した場合には、相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることが分かっている。

第3 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

佐賀県内では、国の地震調査研究推進本部により、特に地震が発生する可能性が高いと考えられる「主要活断層帯」として「佐賀平野北縁断層帯」「日向峠－小笠木峠断層帯」が指定されており、佐賀県内及び周辺において、活動した場合に佐賀県に被害をもたらす可能性のある活断層としては、資料編の図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

■地震調査研究推進本部の評価対象

○ 詳細な評価の対象とする活断層

主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991年活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力送配電株式会社の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

資料編・主要な活断層分布図

第4 これまでの地震災害

1 過去の地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去から度々大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

これまでに、佐賀県において発生した記録に残る地震では、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震があり、これにより本町で震度6弱を観測した。

平成28年4月の熊本地震では、本町は4月16日未明の地震で震度5弱を観測した。

また、平成26年3月14日の伊予灘の地震、平成27年11月14日の薩摩半島西方沖の地震及び令和4年1月22日の日向灘の地震で震度4を観測した。

2 福岡県西方沖地震

平成17年3月20日、福岡県西方沖（福岡市玄界島付近）で地震が発生し、福岡市の東区、中央区、前原市及び本町で最大震度6弱の揺れを観測した。本町は、この地震で佐賀県内で唯一震度6弱を体験したのみならず、県で初めて6弱を記録したことになる。

発生時刻	平成17年3月20日10時53分
発生場所	北緯33度44分20秒 東経130度10分34秒
深さ	9.2キロメートル
地震の規模	マグニチュード7.0
最大震度	6弱（みやき町）

資料編・福岡県西方沖地震の被害状況

3 平成28年（2016年）熊本地震

平成28年4月の熊本地震では、熊本県で震度7を観測する地震が4月14日夜及び4月16日未明に発生したほか、最大震度が6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生している。

本町では4月16日未明の地震で震度5弱を観測した。

（1）4月14日21時26分に発生した地震

発生時刻	平成28年4月14日21時26分
発生場所	北緯32度44.5分 東経130度48.5分
深さ	11キロメートル
地震の規模	マグニチュード6.5
最大震度	4（みやき町）

(2) 4月16日1時25分に発生した地震

発生時刻	平成28年4月16日1時25分
発生場所	北緯32度45.2分 東経130度45.7分
深さ	12キロメートル
地震の規模	マグニチュード7.3
最大震度	5弱(みやき町)

第3節 被害想定

第1 基本的考え方

本町は、プレート・テクトニクス論による海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、町内において、これによる大規模な地震被害の可能性は低く、また、活断層に起因する内陸地震についても、本町の場合、県内に存在する活断層はいずれも確実度、活動度とも小さく、大地震発生の可能性は低いと考えられ、さらに、これまで本町に被害をもたらした地震は、震度6弱以上のものはないなど、町内における地震での大規模な被害は考えにくい条件が揃っているとされてきた。

しかし、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震では、本町は、県内で初めて震度6弱を記録するとともに、県が平成26年3月に調査結果で佐賀平野北縁断層帯が本町に掛かることを公表されるなど、地震はいつでも、どこでも起きるものであることを再認識した。

また、日本は、世界でも有数の地震国であり、他県では度々大きな地震が発生している状況にある。

これらのことを勘案し、本町の地域防災計画の震災対策をより実践的なものとするうえで、町域内にどういった地震災害が発生するおそれがあるのか、また、発生した場合の被害はどうなるのかという想定被害を把握し、これにも対応できる内容とすることが必要と考える。

地震災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震を想定するとともに、当該地震による被害の程度を明確化したうえで、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、次の調査結果等をもとに、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震の被害想定等を設定する。

■ 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度佐賀県消防防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、以下の点に留意する。

○震度分布域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震を想定したのではなく、また、将来に起こる地震の予測を目的として作成したのではないこと。

○被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し、反映させたものではないこと。

※ 本節で使用した専門用語については、資料編に用語集として説明を掲載する。

資料編・【参考】用語集

第2 地震による被害の想定

1 想定地震の設定

(1) 想定候補となる地震

「本章 第2節 第3 活断層」で示した次の佐賀県内及び周辺地域の14の活断層について県内への影響を検討した。

- ①佐賀平野北縁断層帯 ②警固断層帯（南東部） ③糸島半島沖断層群
 ④日向峠－小笠木峠断層帯 ⑤水縄断層帯 ⑥城山南断層 ⑦竹木場断層
 ⑧西葉断層 ⑨多良岳南西麓断層帯（大村－諫早北西付近断層帯）
 ⑩雲仙断層群（北部） ⑪今福断層 ⑫楠久断層 ⑬国見断層
 ⑭真名子－荒谷峠断層

この14の断層について、既往資料をもとに、巨視的な断層パラメータ^{※1}を整理し、距離減衰式と表層の地盤増幅率（微地形区分^{※2}をもとに設定）を用いた簡便法^{※3}により、おおよその地震動の分布を予測した。

なお、この作業において、地表付近での長さは短い、震源断層としては地下でさらに広がっている可能性が考えられる断層（⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑭）については、断層幅と同じ長さ（18km程度）を有する震源断層として設定した。

資料編・簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル化、簡便法の震度による影響範囲区分

（2）詳細検討を行う震源のモデル設定

簡便法により得られた断層別の地震動予測計算結果、及び震度6強以上（被害が生じる可能性のある一定程度の大きさの地震動）の範囲と影響度（曝露人口など）を比較して、佐賀県への影響度が大きい次の5つの活断層（帯）を詳細法^{※4}による検討対象として選定した。

詳細法による地震動検討に当たっては、地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」に準拠して特性化震源モデル^{※5}を設定するとともに、各断層による地震の佐賀県への影響が大きくなるように断層パラメータを設定した。

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域（アスペリティ）^{※6}の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとした。

資料編・詳細法による検討を行う断層のトレース

ア 佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域が3つの場合を2ケース、強震動生成域が2つの場合を2ケース及び強震動生成域が1つの場合を1ケース、計5ケースの地震動を予測した。

イ その他の断層の特性化震源モデル

他の断層についても、県内への影響が大きくなるように、県域に近い位置ないし県内に強震動生成域を配置してパラメータを設定した。

- ・ 日向峠－小笠木峠断層帯

強震動生成域は1つとし、鳥栖市、基山町などへの影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

- ・ 城山南断層

強震動生成域は1つとし、唐津市付近への影響が大きくなるように断層の北西

部に設定した。

- ・ 楠久断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、伊万里市付近への影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

- ・ 西葉断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、佐賀県内への影響が大きくなるように、断層の中央付近に設定した。

資料編・震源として検討した断層の巨視的パラメータ

(3) 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は資料編のとおりである（佐賀平野北縁断層帯については、5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載）。

震源～工学的基盤^{*8}： 地震調査研究推進本部（2012）による「全国1次地下構造モデル（暫定版）」の速度層構造をもとに、佐賀県の地震観測データの特徴を説明できるように調整した深部地盤モデル^{*9}を用いて、統計的グリーン関数法^{*10}により工学的基盤における地震波形を求めた。

工学的基盤～地表： 国・県・市町の各機関から収集したボーリングデータ等を用いて、工学的基盤上面から地表面までの地盤の速度構造モデル^{*11}を作成し、このモデルを用いた応答計算^{*12}により地表の地震波形を求め、計測震度^{*13}等を算出した。

- ① 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大のケース）の予測結果
震度7が予測される市町：佐賀市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、**みやき町**、大町町、江北町、白石町
- ② 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大のケース）の予測結果
震度7が予測される市町：佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、**みやき町**、大町町、江北町、白石町
- ③ 日向峠～小笠木峠断層帯の予測結果
震度7が予測される市町：鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、**みやき町**、基山町
- ④ 城山南断層の予測結果
震度7が予測される市町：唐津市の一部
- ⑤ 西葉断層
震度7が予測される市町：鹿島市及び太良町の一部
- ⑥ 楠久断層
震度7となる地域はないが、伊万里市及び有田町の一部で震度6強となる

資料編・地表の地震動の震度分布図

(4) 液状化危険度の想定

各想定地震における液状化危険度の分布は資料編のとおり、佐賀北縁断層帯ケース3及びケース4の場合が比較的危険度が高くなると想定されている。

資料編・液状化危険度の評価値の分布図

2 みやき町における想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・冬 深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・夏 昼12時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬 夕18時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

資料編・みやき町における地震の被害想定の結果一覧表

第4節 地震災害対策の実施に関する目標

1 基本的考え方

平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震のほか、直近では平成28年4月の熊本地震など、全国どこでも直下型地震が起こるおそれがあることから、効果的かつ効率的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、地震災害対策の実施に関する目標を定める。

2 実施目標

地震災害による人的被害の軽減を図ることを目標とする。

3 推進方法

この目標を達成するため、県が定める「佐賀県地震減災対策アクションプラン」を踏まえ、基本理念として掲げる「自助、共助、公助の結びつきによる“防災・減災さが”の実現を目指します。」のもと、県が主導するアクションを着実に推進するとともに、住民、地域コミュニティ、事業者などが主体となって行うアクションについても促進や支援に努める。

資料編・推進体制イメージ

第5節 地震災害に関する調査研究の推進

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定により一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、町、県及び各防災関係機関は、地震災害に関する各種の調査研究の実施に努める。

また、災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化に資することから、諸外国に対しても広く情報発信・共有するよう努める。

1 活断層に関する調査

活断層については、平成7年阪神・淡路大震災において注目されたところであり、町においては、今後とも、県が行う調査研究に協力する。

2 被害想定に関する調査研究

地震災害に係る被害想定は、防災対策を進めていくうえで重要であり、町においては、今後とも、県が行う調査研究に協力する。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な町土づくり

「第2編 第2章 第1節 安全・安心な町土づくり」を準用するほか、次により実施する。

第1 公共施設、交通施設等の整備

町は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに保健センター、中原武道館など、災害応急対策を実施するうえで重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、町道等の交通施設についても、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震又は海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等の耐震性の確保

町は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次ごとに耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室及び備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

〈防災上重要な施設〉

分 類	施 設 名
災害応急対策活動に必要な施設	みやき町庁舎 防災センター、中原庁舎、三根庁舎、市村清記念メディカルコミュニティセンター、こすもす館等

分 類	施 設 名
救護活動施設	保健センター、その他災害対策本部が指定した施設
避難所として位置づけられた施設	みやき町庁舎 防災センター、中原庁舎、三根庁舎、市村清記念メディカルコミュニティセンター、こすもす館、小学校、中学校、高等学校、体育館、公民館等
多数の者が利用する施設	児童クラブ、体育館、公民館、図書館等

3 交通・通信施設の耐震性の確保

町道等の交通施設は、住民の社会経済活動に不可欠なものであり、また、災害時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、施設の耐震性の強化を推進する。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(1) 道路

一般国道、県道、町道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

あわせて、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

〈特に重点とする施設〉

ア	橋梁及び横断歩道橋
イ	トンネル
ウ	信号機
エ	落石等通行危険箇所対策

〈主な事業の内訳〉

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	町・国・県
街路事業	都市計画道路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策等耐震対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）は、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、災害時における中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

(3) 臨時ヘリポート

町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

資料編・臨時ヘリポート一覧

第2 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

東部水道企業団は、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張にあわせて計画的な整備に努める。

〈重要度の高い基幹施設〉

- 浄水場、配水池の構造物
- 主な管路

〈防災上重要な施設〉

- 医療機関、社会福祉施設等

(2) 水道施設の点検・整備

東部水道企業団は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

- ア 耐震性の高い管材料の採用
- イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

東部水道企業団は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備する。

(4) 資機材、図面の整備

東部水道企業団は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

2 下水道（農業集落排水施設を含む。）

(1) 下水道施設の耐震化

町は、下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）などに

基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

〈重要度の高い基幹施設〉

- 汚水処理場の構造物
- 主な管路

(2) 下水道施設の保守点検

町は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善に努める。

(3) 資機材、図面の整備

町は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

(4) 民間事業者等との連携

町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 工業用水道施設の整備

(1) 工業用水道施設の耐震化

東部工業用水道局は、重要度の高い基幹施設等について耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張・改良にあわせて計画的な整備に努める。

〈重要度の高い基幹施設〉

- 浄水場、配水池の構造物
- 主な管路

(2) 工業用水道施設の点検・整備

東部工業用水道局は、工業用水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

- ア 耐震性の高い管材料の採用
- イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

東部工業用水道局は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備する。

(4) 資機材、図面の整備

東部工業用水道局は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日ごろから図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

- ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。
- イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査

等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社を含む。以下同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、主要な電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。）については、耐震及び耐火構造化を実施し、高信頼化のための整備を推進する。

(2) 電気通信システムの耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、二重ルート化を推進する。

6 廃棄物処理施設の整備

町等が設置する焼却施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割が果たせるような施設整備に努める。

7 バックアップ対策の促進

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

第3 建築物等の耐震性の確保

1 特定建築物

病院、スーパー、ホテル等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努め、町は、その指導に当たる。

2 一般建築物

町は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓発を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取り組みを指導する。

また、ブロック塀等の倒壊を防止するため、施工関係者に対し、築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものへの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・町指定の文化財等及びこれらを収容する博物館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・町指定の建造物について、国・県の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるため、所有者・管理者は、現状等の十分な把握のうえ、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行う。

資料編・みやき町重要文化財一覧

第4 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

町は、法令等に基づき、保安教育、自衛防災組織の充実強化など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

1 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱いをする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行う。

イ 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期す。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会を捉えて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（LPガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、町は、県と連携し、災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

町は、県と連携し、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、高圧ガス事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

町は、県と連携し、地震時の初動体制の整備について高圧ガス事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

町は、県と連携し、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について高圧ガス事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 町は、県と連携し、高圧ガス事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 町は、県と連携し、高圧ガス事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 町は、県と連携し、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

3 毒物・劇物

(1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

町は、県と連携し、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じるおそれがあるときは、直ちに鳥栖保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講ずるよう平常時から指導する。

イ 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

4 放射性物質

(1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施

設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

（２）保安体制の整備

ア 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期す。

イ 安全の指導の強化

町は、県と連携し、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

（ア）放射線被ばくの予防対策の実施

（イ）自衛消防体制の充実

（ウ）通報体制の整備

（エ）関係者の教育・訓練の実施

第５ 都市の防災構造の強化

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と街区の面的整備を推進する。

１ 防災空間、防災拠点の体系的整備

町は、街区を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

（１）防災ブロックの形成

町は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、街区における緑地等の延焼遮断地帯の確保を図る。

（２）住民の避難路の確保

町は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

（３）防火対策の推進

町は、街区における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、準防火地域の指定、及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

２ 都市の再開発の促進

（１）土地区画整理事業の推進

町は、安全な街区の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

（２）市街地再開発事業等の推進

町は、既成街区における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集街区の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

町及び各防災関係機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制の整備に努める。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことにかんがみ、町、県及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理する。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

町及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

町、県及び防災関係機関は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

町及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等のないよう、観測施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 県における体制の整備

町は、県が整備を図る次の情報収集機能を、積極的に活用し、情報の収集、連絡、住民への伝達に当たる。

- ア 県防災行政通信施設
- イ 中央防災無線網
- ウ 県防災情報システム
- エ カメラ画像の受信システム
- オ 衛星可搬局、ヘリコプターテレビシステム等
- カ 災害情報提供システム
- キ 震度情報ネットワークシステム

県は、大規模地震が発生した場合に、被害の全体像を早期に推定把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内市町からの震度情報を消防庁及び佐賀地方気象台に発信する「佐賀県震度情報ネットワークシステム」を整備した。町は、町内に設置された計測震度計による震度情報を遅滞なく把握し、迅速な初動活動を実施する。

資料編・通信系統図

- ・ 防災情報連絡系統図
- ・ 佐賀県震度情報ネットワークシステム図

(6) 町における体制の充実・強化

町は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、町防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の設備管理に万全を期すとともに、地震災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。また、ブロードバンドのさらなる普及を図る。

さらに、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、災害FMの活用が有効であるため、町は、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対し、ラジオを常備するよう啓発に努める。

資料編・町防災行政無線系統図

(7) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、過去の災害では、S N Sを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2 情報の分析整理

町及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

町は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、地震災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐震及び耐火構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メール活用促進

町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進に努める。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、住民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る。

そのため、町は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

〈災害用伝言サービス〉

- 西日本電信電話株式会社
 - ・ 災害用伝言ダイヤル（171）
被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。
 - ・ 災害用伝言板（Web 171）
被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む。）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。
- 携帯電話・PHS各社
 - ・ 災害用伝言板
携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備

（1）非常通信訓練の実施

町は、地震災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

町及びその他防災関係機関は、地震災害が発生した場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）に努める。

（2）非常通信の普及啓発

町は、防災関係機関に対し、地震災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を図る。

資料編・町内で使用可能な非常通信

第2 防災活動体制の整備

町は、地震災害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

1 職員の体制

（1）職員の参集体制の整備

ア 1時間以内参集可能職員の確保

町は、みやき町庁舎、中原庁舎、三根庁舎それぞれの近傍に居住する町職員の中から、地震発生後1時間以内に参集し、「緊急初動班」として情報収集等に当たる職員（20名程度）を確保する。

イ 24時間体制の推進

町は、地震災害時の初動体制をさらに迅速に確立するため、夜間等職員不在時においては警備員に担当職員に対する連絡、報告を徹底させることで24時間体制の的

確な運用を進める。

ウ 連絡手段の整備

町の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、情報収集に努める。

エ 地震災害時の職員の役割の徹底

災害対策本部が設置された場合に、本部員となる部長と、班長となる課長は、各部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、所属職員に周知徹底を図る。

(2) 参集体制の整備

町は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立する。

(3) 職員災害行動マニュアル等の作成

町は、町の実情を踏まえ、地震発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員災害行動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

また、町は、地震発生後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ検討する。

2 災害対策本部室等の整備

(1) 災害対策本部室等

町は、防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する施設等について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図るための措置を講じる。

なお、災害対策本部はみやき町庁舎に設置し、みやき町庁舎が被災して使用に堪えない場合は中原庁舎に設置する。また、現地災害対策本部は、基本的に被災地に近い公共施設に設置する。

(2) 食料等の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の備蓄・調達・輸送体制に配慮する。

(3) 非常用電源の確保

町は、地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、非常用電源設備の整備、LPガス及びその他の燃料の調達体制の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努める。

(4) 非常用通信手段の確保

町は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。

3 防災拠点の整備

町は、地震災害時において、緊急物資、復旧資機材の集積配送拠点として、陸路輸

送、鉄道輸送、航空輸送に適した資料編の施設を選定し、防災拠点としての整備を図る。

資料編・防災拠点施設

中原武道館周辺に配置された、第一次緊急輸送道路である国道34号、JR中原駅、ヘリポート予定地である中原小学校、中原中学校は、中原武道館の防災拠点としての機能を補完する。

また、みやき町庁舎防災センター・行政棟は、鉄筋コンクリート造2階建ての西棟と鉄筋コンクリート造平屋建ての東棟で構成されており、「防災機能」と「行政機能」の効率的・効果的な連携が可能となっている。

〈主な機能〉

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

4 防災拠点の整備

町は、住民の避難場所にもなり、また、防災活動の拠点とするために、こすもす館周辺の拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

〈主な機能〉

- 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機能
- 耐震性貯水槽
- 耐震性防火水槽

5 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者及び農業用排水施設の管理者等は、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

6 業務継続計画（BCP）の策定

町は、地震災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、地震災害時の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

7 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

町は大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行う

スタッフのバックアップ体制の構築に努める。

8 救援活動拠点の確保

町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防機関・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化

「第2編 第2章 第2節 第3 相互の連携体制、広域防災体制の強化」を準用する。

第4 救助、医療、救急活動体制の整備

町は、地震発生時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

1 救助活動体制の整備

町は、大規模地震・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、地震災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備の実施に努める。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

町は、地震災害時における迅速な医療救助活動が図れるよう、町内医療機関、県が選定する災害拠点病院との連絡体制を整備する。

資料編・町内医療機関等
・基幹災害拠点病院
・地域災害拠点病院

(2) 医療応援体制の整備

町は県、消防本部及び医療機関と連携し、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連携・応援体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 救護資機材の整備の充実

町は、日本赤十字社佐賀県支部との連絡体制の整備を図るとともに、自己完結型による災害救護体制が確立できるよう必要な災害救護資機材を整備充実する。また、救護物資について、災害時に迅速な配分ができるよう分散配置に努める。

(4) 災害時緊急医薬品等の備蓄

町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

3 消防活動体制の整備

(1) 火災防止の啓発、体制の整備

町及び消防本部は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ、住民及び事業所等に周知徹底する。

町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

(2) 消防施設等の整備強化

町及び消防本部は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報設備等について、年次計画を立て、その整備の推進に努める。

(3) 町及び消防本部は、平常時から自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 救急搬送体制の強化

消防本部は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努める。

第5 緊急輸送活動

「第2編 第2章 第2節 第6 緊急輸送活動」を準用する。

第6 避難及び情報提供活動

「第2編 第2章 第2節 第7 避難及び情報提供活動」を準用する。

第7 避難行動要支援者対策の強化

「第2編 第2章 第2節 第8 避難行動要支援者対策の強化」を準用する。

第8 帰宅困難者への対策

「第2編 第2章 第2節 第9 帰宅困難者への対策」を準用する。

第9 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

「第2編 第2章 第2節 第10 食料・飲料水及び生活必需品等の調達」を準用する。

第10 応急復旧及び二次災害の防止活動

「第2編 第2章 第2節 第11 応急復旧及び二次災害の防止活動」を準用する。

第11 防災訓練

「第2編 第2章 第2節 第12 防災訓練」を準用する。

第12 災害復旧・復興への備え

「第2編 第2章 第2節 第13 災害復旧・復興への備え」を準用する。

第13 複合災害対策

「第2編 第2章 第2節 第14 複合災害対策」を準用する。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画（町関係）

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に記載された、次の施設等の積極的な整備を推進する。

1 対象地区

対象地区は、全町とする。

2 計画年度

平成28年度～令和2年度（5箇年）

3 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設又はヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数のものが利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 河川管理施設
- (14) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋密集地域の地震防災上補強を要するもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線その他の施設又は設備
- (17) 井戸、貯水層、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 救護施設等地震時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集街区に係る地震防災対策

第4節 住民等の防災活動の推進

第1 防災思想・知識の普及

1 職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のための「職員災害行動マニュアル」を作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底に努める。

(1) 研修会

町は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

町は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及に努める。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

町は、作成した「職員災害行動マニュアル」について、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

2 住民に対する普及啓発、防災学習の推進

町は、防災関係機関と連携し、住民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努める。

防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携のもと、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及啓発等

ア 町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となるこ

とを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 町は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行う。

ウ 町は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(ウ) 災害時の家族内の連絡体制（連絡方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(エ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること。

(オ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 町は、災害発生後、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、町、県、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 地震対策パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アセスメントを行うとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

なお、町は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2～3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

地震発生時における混乱及び被害を最小限に抑えるため、報道機関の協力を得て、平常時から住民の地震に対する意識の高揚を図る。

(5) 地震防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

特に、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練とあわせた防災教育の実施に努める。

また、町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品等の普及に努める。

(7) 地震保険への加入促進

住民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、町は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く住民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(8) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。

また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

(9) 避難所の運営に関する知識等の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第2 消防団の育成強化

「第2編 第2章 第3節 第2 消防団の育成強化」を準用する。

第3 自主防災組織等の育成強化

「第2編 第2章 第3節 第4 自主防災組織等の育成強化」を準用する。

第4 事業所防災の促進

「第2編 第2章 第3節 第5 企業防災の促進」を準用する。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

「第2編 第2章 第3節 第6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第6 災害ボランティア活動の環境整備等

「第2編 第2章 第3節 第7 災害ボランティア活動の環境整備等」を準用する。

第7 災害教訓の伝承

「第2編 第2章 第3節 第8 災害教訓の伝承」を準用する。

第5節 技術者の育成確保

町は、県の制度を活用し、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくよう努める。

技術者名	業務内容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障害者に対する手話による支援

第6節 孤立防止対策計画

「第2編 第2章 第6節 孤立防止対策計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

町は、地震が発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、次の計画によりその活動体制を確立する。

第1 災害情報連絡室

1 設置基準

- (1) 町域内で震度4の地震が発生した場合（自動設置）
- (2) 町域内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、町長が必要と認める場合

2 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

3 構成及び配備要員

- (1) 災害情報連絡室長は、総務部長をもって充てる。
- (2) 総務部長が不在のときは、総務課長が代理する。
- (3) 災害情報連絡室の要員として、庁舎管理課及び関係課の長が所属職員の中からあらかじめ定める者をもって構成する。

4 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長、副町長、教育長、各対策本部員等幹部職員等に対する災害情報連絡室自動設置の連絡は、職員から固定電話、携帯電話により行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

第2 災害警戒本部

1 設置基準

- (1) 町域内で震度5（強・弱）の地震が発生した場合（自動設置）
- (2) 町域内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で、町長が必要と認める場合

2 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

3 構成及び配備要員

- (1) 災害警戒本部長は、町長をもって充てる。
- (2) 町長が不在のときは、副町長が代理する。
- (3) 災害警戒本部の要員として、各課の中からあらかじめ定める者をもって構成する。

4 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長、副町長、教育長、各対策本部員等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、職員から固定電話、携帯電話により行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

第3 災害対策本部

1 設置基準

- (1) 町域内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- (2) 町域内で震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で、町長（不在のときは、副町長、総務部長、総務課長の順の者）が必要と認める場合

2 組織及び所掌事務

資料編に掲げるとおりとする。

資料編・みやき町災害対策本部組織編成表 ・みやき町災害対策本部事務分掌表

3 設置場所

災害対策本部は、みやき町庁舎内に設置する。ただし、大規模地震により使用不能となった場合は、直ちに代替場所として中原庁舎内に災害対策本部を設置するとともに、職員及び防災関係機関に周知する。

	名 称	電話番号	F A X 番号
原則設置場所	みやき町庁舎（総務課）	0942—89—1651	0942—89—1650
代替設置場所	中原庁舎（保健課）	0942—94—5721	0942—94—5720

災害対策本部設置時には、本部の所在を明確にするため、役場玄関前に「みやき町災害対策本部」の掲示をする。

4 職務代理者

町長が発災時に登庁困難な場合又は登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から、次の順位で本部長の職務を代理する。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 総務部長
- 第3順位 総務課長

5 町長の早期帰庁

災害対策本部が設置された場合に、町長が出張等により不在の場合は、早期帰庁のための措置を講じる。

6 配備体制

災害対策本部の要員として、全職員をもって応用対策に当たる。

7 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長、副町長、教育長、各対策本部員等幹部職員等に対する災害対策本部自動設置の連絡は、職員から固定電話、携帯電話により行う。

なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

8 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

- (1) 勤務時間外においては、次のアからウまでのとおりとする。
 - ア 災害対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁する。
 - イ 町域内で震度6弱以上の地震が発生したことを知った場合は、直ちに登庁する。
 - ウ 地震の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁する。

(2) 次のアからエまでに該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

ア 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

イ 職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、(1)の規定は適用しない。

ウ 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置を講じるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

エ 遠隔地に出張中等、物理的に直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努める。

(3) (2)の場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受ける。

(4) 参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受ける。

上司等と連絡がとれないときは、最寄りの避難場所等に参集し、その施設の責任者の指示に従う。

9 現地災害対策本部

災害対策本部長（町長）は、みやき町災害対策本部条例の規定に基づき、現地災害対策本部を設置する。

10 県との連携

県において、災害対策本部が設置された場合及び本町に現地対策本部が設置された場合には、連絡調整等緊密に連携を図る。

第4 緊急初動班

1 緊急初動班の設置

地震災害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で、災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総務部長の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務班長（総務課長）をもって充て、臨機に対応する。

総務班長は、総務部長と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、4の業務や総務部長から指示のあった事項について、その活動に当たる。

2 緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な地震（震度6弱以上）を感知し、電話等の情報通信が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動に当たる。

災害発生後1時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね20名確保する。

3 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、災害対策本部を設置する場所に置く。

4 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(1) 通信機材の確保

ア 通信機器の点検

イ 携帯用テレビ、ラジオ等の調達

(2) 情報の収集

ア 県、警察、消防本部、他市町、住民その他からの情報収集

- イ 県に対して、ヘリコプター等による情報収集の依頼
- ウ テレビ、ラジオによる情報収集
- エ 職員が登庁時に集めた情報の収集
- (3) その他緊急に必要な事項
 - ア 県への通報連絡
 - イ 各対策本部員等幹部職員及び配備要員の確保
 - ウ 各庁舎の電気、給水設備等の点検

第5 複合災害発生時の体制

町は、複合災害が発生し、複数の災害対策本部の設置基準に該当する場合は、重複する要員の所在調整など効率的、効果的な体制の確保に努める。現地対策本部についても、同様に対応する。

資料編・みやき町災害対策本部条例
・みやき町災害対策本部組織編成表
・みやき町災害対策本部事務分掌表

第6 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、町域に地震が発生した場合は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2節 地震の情報伝達

地震の発生に伴う被害を最小限に止めるため、町は、地震が発生した場合、気象庁（福岡管区气象台、佐賀地方气象台）が発表する地震に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1 緊急地震速報、地震に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報、地震に関する情報の種類、内容等は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

〈緊急地震速報で用いる区域の名称〉

県名	区域の名称	郡市町名
佐賀県	佐賀県北部	唐津市、伊万里市、東松浦郡〔玄海町〕、西松浦郡〔有田町〕
	佐賀県南部	佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡〔吉野ヶ里町〕、三養基郡〔基山町、上峰町、みやき町〕、杵島郡〔大町町、江北町、白石町〕、藤津郡〔太良町〕

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難経路を確保する。

入手場所	とるべき行動の具体例
駅などの 集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とし停止することはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 緊急地震速報の普及啓発の促進

佐賀地方気象台は、佐賀県や市町、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及啓発に努める。

(5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

佐賀地方気象台は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

資料編・気象庁震度階級関連解説表（一部）

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類とその内容は、資料編のとおりとする。

資料編・地震情報の種類とその内容

3 地震活動に関する解説資料等

地震活動に関する解説資料等は、次のとおりとする。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	次のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (詳細版)	次のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度5弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

第2 情報の伝達

地震に関する情報の伝達経路は、資料編のとおりとする。

資料編・地震に関する情報の伝達

第3 関係機関による措置事項

1 町

(1) 地震に関する情報の伝達

ア 地震に関する情報について、県から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、区長会等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。

イ 地震災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など)について、県、警察署及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報する。

2 消防本部

地震に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

町は、地震災害時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速・的確に伝達・連絡する。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、町は、法令等に基づき、被害状況等を県又は国に報告する。

第1 収集する災害情報の種類

町が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階	第2段階	第3段階
緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）	被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）	対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）
1 震度情報ネットワークシステムの情報 (1) 県内の各市町の震度 2 画像情報 (1) 画像伝送システムによる情報 (2) ヘリコプターによる被害情報 (3) 国土交通省等の設置するカメラからの情報 (4) 電子メールによる情報 3 主要緊急被害情報 (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等） (2) ライフライン被害の範囲 (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (4) 119番通報が殺到する状況等	1 人的被害（行方不明者の数を含む。） 2 住家被害 3 ライフライン被害 4 危険物施設等の被害 5 公共施設被害 6 農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）等	1 応急対策の活動状況 2 災害対策本部の設置、活動状況等

第2 災害情報の収集、共有

「第2編 第3章 第3節 第2 災害情報の収集、共有」を準用する。

第3 災害情報の連絡方法

「第2編 第3章 第3節 第3 災害情報の連絡方法」を準用する。

第4 被害状況等の報告

町は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、国に対し、報告基準に沿って県を通じて又は直接、被害状況等を報告する。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、町は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況 即報	緊急災害情報 ア 震度情報ネットワークシステムの情報 イ 画像情報 ウ 主要緊急被害情報 （ア）概括的被害状況 （人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害等の発生状況等） （イ）ライフライン被害の範囲 （ウ）医療機関へ来ている負傷者の状況 （エ）119番通報が殺到する状況等	災害の覚知後直ちに （特に、震度4以上の地震が発生した場合には、30分以内に、応急対策の状況を含めて報告する。）
被害状況 即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定 報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準

<p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>（災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む。）</p>	<p>ア 県において災害対策本部を設置した災害</p> <p>イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p>
<p>火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> <p>※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む。</p>	<p>【一般基準】</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>エ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害</p> <p>オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>ア 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当）</p> <p>イ 人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高い災害</p>

<p>災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p>	<p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2 県以上にまたがるもので、1 の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害</p>
------------------------------------	---

※ 災害対策基本法に基づき県（又は町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

（3）報告の要領

ア 被害概況即報

（ア）初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、地震災害の発生後直ちに、町は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（イ）防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（ウ）県危機管理防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

（エ）当該区域内で、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、町は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

（ア）被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、町は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（イ）防災関係機関及びその他機関は、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

（ウ）県危機管理防災課（総括対策部）は、町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

(エ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無に関わらず、町内で行方不明となった者について、県警察等の関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等は外務省）又は都道府県に連絡する。

(オ) 町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

〈連絡窓口〉

消防庁

回線別		区 分	平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
		N T T回線	T E L	03—5253—7527
F A X	03—5253—7537		03—5253—7553	

県

回線別		区 分	平日（8：30～17：15） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室
		N T T回線	T E L	0952—25—7026 0952—25—7362
F A X	0952—25—7262			

（4）防災関係機関等との連携

町は、指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関が調査収集した災害情報について、積極的に連絡をとり、情報収集に努める。

資料編・佐賀県災害対策運営要領に基づく災害報告等様式
 ・災害報告様式
 ・火災・災害等即報様式

第5 異常現象発見時の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。異常現象発見時の通報系統図は、資料編のとおりとする。

資料編・異常現象発見時の通報系統図

1 通報を要する異常現象

種 類	現 象
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、がけ地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象

2 通報項目

- （1）現象名
- （2）発生場所
- （3）発見日時分
- （4）その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

「第2編 第3章 第4節 労務確保計画」を準用する。

第5節 従事命令及び協力命令

「第2編 第3章 第5節 従事命令及び協力命令」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

「第2編 第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 応援協力体制

地震災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町、県、国及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災関係機関は、地震災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請する。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

資料編・応援要請

第1 相互協力体制

1 町、消防本部が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

町又は消防本部は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

資料編・緊急消防援助隊の要請図

・広域航空消防応援の要請図（応援側都道府県がヘリコプターを保有する場合）

(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又は斡旋の要請

ア 町は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣の斡旋を求める。

ウ 派遣要請者は、町長で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。

エ 要請必要事項

要請の必要事項は、次表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書であらためて処理する。

〈町が実施する応援要請の必要事項及び根拠〉

要請の内容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
他の市町に対する 応援要請 県への応援要請又は 災害応急対策の 実施要請	(ア) 災害の状況 (イ) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (エ) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (カ) その他必要な事項	災害対策基本法 第67条 災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要 請（要求）	「第2編 第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関 又は都道府県の職 員の派遣又は派遣 の斡旋を求める場 合	(ア) 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 (イ) 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他必要な事項	災害対策基本法 第29条 同法第30条 地方自治法 第252条の17
他県消防の応援の 要請を求める場合	(ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の種別・状況 (エ) 人的・物的被害の状況 (オ) 応援要請日時 (カ) 必要部隊数 (キ) その他の情報	消防組織法 44条

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(5) 消防団との協力

消防団は、町や消防本部等との協力体制のもと、地震災害時には、次の項目等について円滑な防災活動を行う。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険箇所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積みなどの災害防止活動
- オ その他の災害応急対策業務

(6) 区長会等との協力

区長会、自主防災組織等は、町との協力体制のもと、地震災害時には、次の項目等について円滑な防災活動を行う。

- ア 地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- イ 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- ウ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- エ 被災地域内の社会秩序維持への協力

オ その他の災害応急対策業務（地域、町の体制等勘案して）への協力

(7) 県による町、消防本部からの要請への対応

県は、町、消防本部から応援の要請があった場合又は円滑な対策の実施のため必要を認めるときは、他の市町に対し、応援すべきことを指示等するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

(8) 県による町の代行

県は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、町に代わって実施する。

事 項	根 拠
ア 避難指示等	災害対策基本法第60条第6項
イ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	
ウ 警戒区域の設定	災害対策基本法第73条第1項
エ 物的応急公用負担及び障害物の除去等	
オ 人的公用負担	

また、県は、災害の規模が激甚等の理由により、町が十分な災害応急対策活動が行えていないと判断した場合、町災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、町災害対策本部の運営等の支援を行う。

第2 相互協力の実施

「第2編 第3章 第7節 第2 相互協力の実施」を準用する。

第3 応援協定

「第2編 第3章 第7節 第3 応援協定」を準用する。

第4 派遣職員に係る身分、給与等

「第2編 第3章 第7節 第4 派遣職員に係る身分、給与等」を準用する。

第5 受援のための措置

「第2編 第3章 第7節 第5 受援のための措置」を準用する。

第8節 通信計画

「第2編 第3章 第8節 通信計画」を準用する。

第9節 救助活動計画

「第2編 第3章 第9節 救助活動計画」を準用する。

第10節 医療活動計画

「第2編 第3章 第10節 医療活動計画」を準用する。

第11節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や街区への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

被災地の住民、区長会、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するよう努める。

消防機関は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

町は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

第1 出火防止、初期消火

町及び消防本部は、地震発生時に、住民、区長会、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼びかけを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

住民、区長会、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第2 消火活動

町及び消防本部は、地震により火災が発生した場合は、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防ぎよに当たる部隊運用を図る。

第3 応援の要請

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

町及び消防本部は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

2 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡がとれない場合は、直接消防庁へ要請する。

第4 救急活動

「第2編 第3章 第11節 救急活動計画」を準用する。

第12節 惨事ストレス対策

「第2編 第3章 第12節 惨事ストレス対策」を準用する。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 水防活動

地震発生に伴い、河川、ため池等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊及び山腹の崩壊などの被害が生じ、そのためせきとめ、溢流、氾濫による浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合、河川、ため池等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講ずる。

(1) 施設の点検、補修

河川、ため池等の管理者及び施行者並びに町は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

また、河川、ため池等の管理者及び町は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、通常の状態における流水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締め切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

資料編・水こう門設置箇所一覧

2 土砂災害の発生、拡大防止

町は、発災後の降雨・余震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

また、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14節 避難計画

地震発生後、火災、がけ崩れ等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、町は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ、避難のための措置を講ずる。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第1 高齢者等避難、避難指示

1 高齢者等避難、避難指示の種類

高齢者等避難、避難指示を発令する者は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
町長 知事 (災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	災害が発生するおそれがある場合で、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならないとき。	避難行動要支援者に対しては、立退きの指示(その他の者に対しては、高齢者等避難の発令)	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	町長が行った場合は、知事に報告すること。 警察官が行った場合は、町長へ通知すること。
警察官 (町長が指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	立退きの勧告 立退き先の指示(必要があると認めるとき。)		
	上記の場合で、急を要すると認めるとき。	立退きの指示 立退き先の指示(必要があると認めるとき。)		
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (災害対策基本法第60条、第61条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条)	屋内での待避等の安全確保措置の指示		

実施責任者	要件（根拠）	内容	対象者	備考
知事 知事の命を受けた県の職員 水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫しているときと認められるとき。 （水防法第22条）	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、鳥栖警察署長に通知すること。
知事 知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫しているときと認められるとき。 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	鳥栖警察署長に通知すること。
警察官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 （その場に警察官がない場合）	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合	警告を発すること。	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者	警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。 自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。
	上記の場合で、特に急を要する場合 （警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条）	避難の措置	危害を受けるおそれのある者	

2 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難路
- (4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

避難指示等が発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（町、県、警察署及び自衛隊等）へ、その内容を連絡する。

(2) 住民への伝達

避難指示等が発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防機関、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用する。

- ア 町防災行政無線
- イ 有線放送
- ウ 広報車
- エ 航空機（拡声器、垂れ幕等）（県に依頼）

- オ サイレン、警鐘
- カ テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）の放送（県に依頼）
- キ 携帯電話等のメール（緊急速報メール（緊急情報に限る。）、防災ネットあんあん等）
- ク その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、ソーシャルメディア等）
- ※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については、町からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努める。

資料編・避難場所一覧

第2 警戒区域の設定

「第2編 第3章 第14節 第2 警戒区域の設定」を準用する。

第3 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

町は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

町は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、自力で避難することが困難な避難行動要支援者については、事前に定めた援助者が避難を支援し、避難指示等を実施した者又はその者が属する機関及び町は、車両等を準備し、援助する。

(2) 広域的な避難

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町と直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求める。

町は、避難所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、避難に当たっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

町は、がけ崩れなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会を捉えてその知識の普及を図る。

また、住民においても、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声をかけ合って自主的に避難するよう心がける。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4 主な施設における避難

「第2編 第3章 第14節 第4 主な施設における避難」を準用する。

第5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、避難所運営のマニュアル等に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入人員、設置期間の見込み等の開設状況について、避難所リストを作成し、直ちに県に報告する。

なお、地震災害が激甚であるなどにより町内に避難所を設置することが困難な場合、町は、「本節 第3 2 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行う。

2 指定避難所の運営管理等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情

報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

町は、県と連携して、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、町は、県と連携して、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等によって、指定避難所の早期解消に努める。

(1) 避難者情報の把握及び開示

町は、指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受け取りに来ている在宅等被災者に係る情報の早期把握及び開示に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮する。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努める。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努める。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努める。なお、女性に対し、適切な配慮ができるよう、窓口には女性も配置するなどの配慮をするよう努める。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症するおそれが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努める。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置、疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努める。

また、食料の供給に当たり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努める。

(9) 在宅避難者への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(10) 感染症への対応

町は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、総務課と保健課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

3 災害救助法に基づく実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所設置における費用限度額、期間等については、「災害救助法施行細則」のとおりとする。

資料編・災害救助法施行細則（別表第1・第2）

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

地震発生時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、町は、県と連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1 被災住宅の応急危険度判定等

1 広報活動

町は、地震発生後、被災住宅が余震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、県と連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災建築物等の応急危険度判定

町は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

なお、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、県に対し、「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の派遣を要請する。

第2 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

「第2編 第3章 第15節 第2 応急仮設住宅の提供及び運営管理等」を準用する。

第3 被災住宅の応急修理

「第2編 第3章 第15節 第3 被災住宅の応急修理」を準用する。

第4 公営住宅等の提供

「第2編 第3章 第15節 第4 公営住宅等の提供」を準用する。

第5 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

「第2編 第3章 第15節 第5 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置」を準用する。

第16節 交通及び輸送対策計画

「第2編 第3章 第16節 交通及び輸送対策計画」を準用する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

「第2編 第3章 第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第18節 広報、被災者相談計画

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、町、消防機関を中心に、住民、区長会、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、町は、防災行政無線、広報車、有線放送等、町が保有するあらゆる広報手段を活用して、また、災害状況によっては、報道機関に放送要請（町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができるが、緊急時、県を通じて放送要請を求めるとまもないときは、町長が直接放送局に対して放送要請を求めることができる。）するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得て、正確な情報の提供を迅速に行うとともに、町ホームページを利用した情報提供に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、区長会、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行う。

第1 住民への情報提供

町は、県及び警察署をはじめとする防災関係機関と緊密な連携をとり、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を広報車、有線放送により提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得て、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット（町ホームページ等）、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への情報提供に当たっては、町は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した情報伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 災害広報の実施

町は、町が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、町での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

町域内の災害に関する広報については、町が独自に、あるいは警察をはじめとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 住民に対する広報

(ア) 広報の内容

a 地震発生直後の広報

- (a) 地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）
- (b) 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- (c) 避難の必要の有無等（避難指示等の発令を察した場合は、即時広報）
- b 地震による被害発生時の広報
 - (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）
 - (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
 - (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - (g) 応急危険度判定体制の設置状況（必要性と要請方法）
 - (h) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
- c 応急復旧活動段階の広報
 - (a) 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - (b) 食料、飲料水、生活必需品の配給状況
 - (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- d 外部からの支援の受入れに関する広報
 - (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
 - (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報
- e 被災者に対する広報

町による安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- f その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど
- (イ) 広報の方法

町は、保有する次の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し、広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運業者の協力を得る。

なお、テレビやラジオ等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県（危機管理防災課）に報告する。

なお、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

 - a 町防災行政無線による広報
 - b 有線放送等による広報
 - c 広報車による広報（消防広報車を含む。）
 - d ハンドマイクによる広報

- e テレビ、ラジオ等放送媒体による広報
- f 広報紙、掲示板による広報
- g インターネット（町ホームページ、ソーシャルメディア）による広報
- h 携帯電話等のメール（緊急速報メール（緊急情報に限る。）、防災ネットあんあん等）による広報

イ 報道機関に対する広報

情報未来班は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ、県による報道機関調整を要請する。

第2 被災者相談

「第2編 第3章 第18節 第2 被災者相談」を準用する。

第3 安否情報の提供

「第2編 第3章 第18節 第3 安否情報の提供」を準用する。

第19節 文教対策計画

「第2編 第3章 第19節 文教対策計画」を準用する。

第20節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

「第2編 第3章 第20節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画」を準用する。

第21節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震災害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

町は、国、県及びライフライン事業者と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第1 水道施設（佐賀東部水道企業団三養基営業所）

「第2編 第3章 第21節 第1 水道施設（佐賀東部水道企業団三養基営業所）」を準用する。

第2 下水道施設

「第2編 第3章 第21節 第2 下水道施設」を準用する。

第3 工業用水道施設（佐賀県東部工業用水道局）

「第2編 第3章 第21節 第3 工業用水道施設（佐賀県東部工業用水道局）」を準用する。

第4 電力施設（九州電力送配電株式会社）

九州電力送配電株式会社は、地震災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

本店、支店及び営業所等の各機関は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

特に供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置し、対策要員は、呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、町の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し、協調を図る。

- (1) 災害に関する情報の提供及び収集
- (2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

地震災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速・的確に把握することに努め、町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

地震災害の発生が予想される場合、又は地震災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、地震災害時においても原則として、供給を継続する

が、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 町、県等

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、町、県等に対し、次の協力要請を行う。

(ア) 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求

(イ) 町、県に対し、広報の協力要請

(ウ) 町、県に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請

(エ) その他町、県等との事前協議に基づく協力の要請

第5 電話施設（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ九州、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

「第2編 第3章 第21節 第5 電話施設（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ九州、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）」を準用する。

第6 ガス施設（液化石油ガス事業者）

「第2編 第3章 第21節 第6 ガス施設（液化石油ガス事業者）」を準用する。

第7 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）

「第2編 第3章 第21節 第7 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）」を準用する。

第8 放送施設（日本放送協会佐賀放送局、株式会社サガテレビ、長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局、株式会社エフエム佐賀）

「第2編 第3章 第21節 第8 放送施設（日本放送協会佐賀放送局、株式会社サガテレビ、長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局、株式会社エフエム佐賀）」を準用する。

第22節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

「第2編 第3章 第22節 災害対策用機材、復旧資材等の調達」を準用する。

第23節 福祉サービスの提供計画

「第2編 第3章 第23節 福祉サービスの提供計画」を準用する。

第24節 ボランティアの活動対策計画

「第2編 第3章 第24節 ボランティアの活動対策計画」を準用する。

第25節 外国人対策

「第2編 第3章 第25節 外国人対策」を準用する。

第26節 帰宅困難者対策

「第2編 第3章 第26節 帰宅困難者対策」を準用する。

第27節 義援物資、義援金対策計画

「第2編 第3章 第27節 義援物資、義援金対策計画」を準用する。

第28節 災害救助法の適用

「第2編 第3章 第28節 災害救助法の適用」を準用する。

第29節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

「第2編 第3章 第29節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬」を準用する。

第30節 廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、町は、広域処理を含めた処理方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1 役割

1 町

- (1) 町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力のあり方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

【地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ア 瓦礫等の災害廃棄物発生量の推計
 - イ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
 - ウ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
 - エ 排出ルール（分別）、収集、運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
 - オ 町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
 - カ 有害廃棄物対策（アスベスト等）
 - キ 収集運搬車両とルート計画
 - ク 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい。）
 - ケ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）
- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
 - (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
 - (4) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処理する。
 - (5) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
 - (6) 必要に応じ、近隣市町、関係者、（一社）佐賀県産業廃棄物協会加盟業者、県等に支援を要請する。
 - (7) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2 住民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

資料編・廃棄物処理施設

第2 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋

式トイレを設置するなど、高齢者や障害者に配慮する。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

〈仮設トイレの調達〉

町は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するが、必要量が確保できない場合、県に対し、供給を要請する。また、オストメイト（人工排せつ器官保有者）用のトイレが必要な場合にも県等に支援を要請する。

2 処理の方法

町は、発生したし尿の発生量を推計したうえで、必要に応じて、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画を見直すとともに、計画に基づき、仮置場や最終処分場を確保する。

また、国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町長から要請があり、かつ、町における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を町に代わって実施する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処理する。
- (3) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 必要な場合、近隣市町、関係業者、（一社）佐賀県産業廃棄物協会加盟業者に対し、応援を要請し、し尿の収集、運搬を委託する。対応できない場合には県へ支援を要請する。
- (5) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。
- (6) し尿処理施設が被害を受けた場合、必要に応じ、近隣市町に対し、応援を要請し、し尿処理を委託する。

第3 ごみの処理

町は、あらかじめ策定した地震災害時の災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生する瓦礫について、ごみ処理実施方針を立て、収集、運搬及び処理を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置場にごみを搬入する。

1 町

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した地震災害時の災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル

法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法)に配慮し方針を立てる。

- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体(被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。)等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集、運搬及び処理する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) 有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、県、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 事業者

事業系建築物の所有者は、事業系建築物の倒壊、解体により発生した災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、適正に処理する。

第4 廃棄物処理施設の応急復旧

「第2編 第3章 第30節 第4 廃棄物処理施設の応急復旧」を準用する。

第31節 防疫計画

「第2編 第3章 第31節 防疫計画」を準用する。

第32節 保健衛生計画

「第2編 第3章 第32節 保健衛生計画」を準用する。

第33節 要配慮者対策

「第2編 第3章 第33節 要配慮者対策」を準用する。

第34節 病虫害防除、動物の管理等計画

「第2編 第3章 第34節 病虫害防除、動物の管理等計画」を準用する。

第35節 危険物等の保安計画

「第2編 第3章 第35節 危険物等の保安計画」を準用する。

第36節 石油等の大量流出の防除対策計画

「第2編 第3章 第36節 石油等の大量流出の防除対策計画」を準用する。

第37節 孤立地域対策活動

「第2編 第3章 第37節 孤立地域対策活動」を準用する。

第38節 生活再建対策

「第2編 第3章 第38節 生活再建対策」を準用する。

第39節 広域避難受入計画

「第2編 第3章 第39節 広域避難受入計画」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活再建及び経済の復興、災害の再発に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り円滑な復旧・復興を図る。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1 復旧・復興に係る基本方向の決定

「第2編 第4章 第1節 第1 復旧・復興に係る基本方向の決定」を準用する。

第2 迅速な原状復旧

「第2編 第4章 第1節 第2 迅速な原状復旧」を準用する。

第3 計画的復興

1 防災まちづくり

町は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即した復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全街区の形成と都市機能の更新
- (2) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など）及び防災安全街区の整備
- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置等

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行う。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

町教育委員会、県文化財保護室は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計

画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、町は、県・他市町に対し、人的・財政的支援を求める。

資料編・みやき町重要文化財一覧

第2節 被災者の生活再建等への支援

「第2編 第4章 第2節 被災者の生活再建等への支援」を準用する。

第3節 地域の経済復興の推進

「第2編 第4章 第3節 地域の経済復興の推進」を準用する。

第4編 その他の災害対策

第1章 総則

- (1) 本編においては、風水害対策及び地震災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。
- 航空災害対策
 - 林野火災対策
 - 大規模火事災害対策
 - 鉄道災害対策
 - 原子力災害対策
- (2) これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第2編（風水害対策）、第3編（地震災害対策）及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

1 情報の収集・連絡手段の整備等

町は、県、警察署、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関との情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報の収集機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

また、各防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

さらに、各防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

(1) 情報収集機能の充実

ア 情報収集施設・設備の充実

町は、消防機関、航空運送事業者及びその他防災関係機関と連携し、情報収集のための施設・設備の充実に努める。

イ 情報収集体制の整備

町は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡に当たる職員を指定し、必要に応じて災害時の情報分析のため、県と連携し、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

ウ 防災関係機関相互の連絡体制の整備

町は、県、警察署、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関との連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

(2) 情報連絡手段の整備等

ア 通信施設の点検と運用方法の習熟

町は、県、県警察、消防機関その他防災関係機関と連携し、機器の運用方法の習熟等を図るため、他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するように努める。

イ 電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知する。

ウ 非常通信体制の整備

町は、航空災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常手段の活用を図り、佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて、県その他防災関係機関と連携し、非常通信体制の整備に努める。

2 参集体制の整備

町は、あらかじめ航空災害時等の対策推進のための配備体制や職員の参集基準などを

明確にし、職員に周知するなど参集体制の整備を図るよう努める。

3 広域防災体制の強化

町は、県、警察署、消防機関その他防災関係機関と十分に協議のうえ、県内及び県外の市町村との相互応援協定の締結等により連携強化に努める。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先との情報共有を徹底しておくなど必要な準備を整える。

(1) 町、消防機関

ア 市町村間の相互応援

町は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

イ 防災関係機関等との連携の強化

町及び消防本部は、災害応急活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災関係機関又は民間団体との協定の締結等連携の強化に努める。

(2) 「佐賀空港緊急計画」に定められた防災関係機関等

町、県、県警察、消防機関その他防災関係機関等は、「佐賀空港緊急計画」に定められた災害応急活動を円滑に実施するため、連携強化を図る。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

4 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

町は、県、県警察、消防機関、自衛隊その他防災関係機関と連携し、航空災害時等の捜索、救助・救急及び消火活動に必要な資機材等の整備に努めるとともに、医療活動体制の整備に努める。

(1) 救助・救急及び消火用資機材等の整備

町及び消防機関は、県と連携し、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

町は、資機材等の保有状況を把握するとともに、必要に応じ、県、消防機関その他防災関係機関と情報交換を行うよう努める。

町は、県及び関係機関と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(2) 医療活動体制の整備

ア 医療救護資機材等の備蓄

町は、県その他防災関係機関と連携して、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

イ 町における計画の作成

町は、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

5 交通管理体制の整備

道路管理者は、航空災害時における消火、救助活動等が円滑に実施されるよう交通管理体制の整備に努める。

(1) 道路交通管理施設の整備

道路管理者は、信号機、交通情報板等の道路交通管理施設の整備に努める。

6 住民等への情報提供体制の整備

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段等について計画しておく。

7 職員への周知及び防災訓練

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、防災担当職員等に航空災害に対する応急対策活動を周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組む。

(1) 防災担当職員等への周知徹底

町は、航空災害に対する応急対策活動について防災担当職員等に周知する。

(2) 防災訓練の実施

町は、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用方法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救助・救急訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練を、県、警察署、消防機関、航空運送事業者その他防災関係機関と連携して積極的に実施する。

また、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

訓練を行うに当たっては、実践的なものとなるよう工夫し、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

第2節 災害応急対策計画

1 活動体制の確立

町は、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

また、関係市町で発生した航空災害を覚知したとき、町は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

2 災害情報の収集・連絡、報告

町は、県、警察署、消防機関、自衛隊、航空運送事業者その他防災関係機関と連携し、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより、情報共有を図るよう努める。

なお、町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

(1) 航空事故発生時等の情報連絡ルート

航空事故発生時等の情報連絡ルートは、資料編のとおりとする。

資料編・航空事故発生時等の情報連絡ルート

(2) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階（緊急災害情報）	第2段階（災害情報）	
被害規模を推定するための情報	被害情報	応急対策活動情報
ア 概括的被害情報（航空機の破損状況等）	ア 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）	ア 応急対策の活動状況
イ 事故発生時刻、発生場所	イ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数	イ 災害対策本部の設置、活動状況等
ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名	ウ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）	
エ 搭乗人員及び搭乗者名	エ 航空事故に伴う周辺の被害状況	

(3) 災害情報の収集・連絡

町及び各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

町は、早期に災害の概要を把握するため、県に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 町の情報収集と連絡

町は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

次の表の担当班は、それぞれの被害状況の調査を行い、総務班を通じて、県へ報告する。

〈情報収集・連絡系統図〉

被害等の区分	町担当班	県連絡先
航空機事故の発生状況 (発生時刻、発生場所便名、航空会社名、搭乗人員、搭乗者名、概括的被害状況)	総務班	政策部（危機管理・報道局）
人的被害状況（事故発生地での死傷者数）	税務班、環境福祉班	政策部（危機管理・報道局）、健康福祉部

町は、航空災害が発生した場合は、「災害対策基本法」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」及び「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）」に基づき、県に被害状況等を報告する。

なお、直接即報基準に該当する場合は、町が第1報を直接消防庁にも、覚知後30分以内に報告を行う。

また、報告に当たっては、「第2編 第3章 第3節 第4 被害状況等の報告」に準じて実施する。

[直接即報基準]

○航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

3 自衛隊災害派遣要請

町長は、町内で航空災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求める。

町長は、通信の途絶等によりこの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合においては、あわせてその旨及び災害の状況を「第2編 第3章 第6節 第2 災害派遣要請の手続」の要請先に通知する。

また、町長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第2編風水害対策第3章第6節第2「災害派遣要請の手続」の要請先に通知する（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣する。）。

町長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

4 搜索活動

町は、県、警察署、消防機関及び自衛隊と相互に協力して航空機の事故発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。

5 救助・救急及び消火活動

町は、航空災害が発生した場合には、県、警察署、消防機関及び自衛隊と相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

(1) 救助・救急活動

消防本部及び町は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関（救護

所を含む。)に搬送する。

消防本部は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防本部は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

(2) 消火活動

消防本部及び町は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

6 医療活動

町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、鳥栖三養基医師会、医療機関に協力を要請する。なお十分に対処できないと認めるときは、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

また、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

7 警戒区域の設定等

町長は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

8 交通対策

県警察、道路管理者は、町、県及び防災関係機関と協力し、運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

9 輸送対策

(1) 緊急輸送の実施

町及び防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送手段の確保

町は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段が確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

10 緊急通行車両の確認

町は、交通規制が行われている場合は、県又は県公安委員会（県警察）に対し、緊急通行車両である旨の確認を受け、緊急輸送を行う。

11 住民等への情報提供活動

(1) 町は、航空災害の状況等について、県、警察署、航空運送事業者その他防災関係機関から情報を得て、正確な情報を適切に住民等へ提供する。

(2) 被災者の家族等への情報伝達

町は、県、航空運送事業者その他防災関係機関と相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達するため、必要と認める場合、専用電話やFAX及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。また、総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

12 遺体の処理収容

航空災害により多数の死亡者が発生した場合には、検視は警察が行い、洗浄等の処置は日本赤十字社佐賀県支部が行う。町は、必要に応じ、遺体を一時安置し、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設置する。

13 検視、身元確認等

町及び消防本部は、災害発生現場において遺体を発見した場合、警察署に対し、このことを連絡する。

14 心のケア対策

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安な状況になるなど、心の健康に大きな影響を及ぼす。

このため、町及び航空運送事業者は、メンタルヘルスケアに努める。

第3章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

町、消防本部及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため住民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

1 住民等への予防思想の普及啓発

町及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた児童・生徒への広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

2 入山者に対する失火防止対策

町及び消防本部は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3 火入れ対策

町及び消防本部は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため、次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、町火入れ条例に基づき必ず町長の許可を受けること。
- (2) 町火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を町長に通知すること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。
- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、火災気象通報又は町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。
- (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え町及び消防本部への連絡手段等を確保すること。

4 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2 防火林道等の整備

町及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

1 防火林道の整備

町及び森林所有者は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

町及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

第3 消火活動体制の整備

町及び消防本部は、消防施設、消火用資機材の整備等に努める。

また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。

1 消防施設の整備

町は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2 消火用資機材等の整備

町及び消防本部は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

3 空中消火の実施体制の整備

町及び消防本部は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努める。

(1) 現場における統轄的指揮体系

(2) 空中消火資機材の補給体制

ア 補給基地及び臨時ヘリポートの確保

イ 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備

ウ 必要人員の把握

(3) 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

第4 避難・収容体制の整備

町は、避難所の指定及び住民への周知並びに避難場所の整備に努めるとともに、避難誘導体制の整備に努める。

1 避難場所及び避難所

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、林野火災等のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

資料編・避難場所一覧

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定基準

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される火災の範囲外に避難者の受入部分

及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定する。

(2) 指定避難所

ア 指定基準

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設とする。

イ 機能の強化

町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。

(ア) 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

(イ) 非常用電源、臨時回線等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい。）、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

(ウ) テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

(エ) 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

(オ) 飲料水の給水体制の整備

(カ) 支援者等の駐車スペースの確保

2 避難路及び誘導體制

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、区長会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者の実態把握

(2) 避難路の整備及び選定

(3) 避難所の受入環境

(4) 避難誘導責任者及び援助者の選定

避難誘導に当たっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時的滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の

際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

3 避難所の管理運営

町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練の実施に努める。

第5 情報の収集・連絡手段の整備等

「第4編 第2章 第1節 1 情報の収集・連絡手段の整備等」に準ずる。

第6 参集体制の整備

「第4編 第2章 第1節 2 参集体制の整備」に準ずる。

第7 広域防災体制の強化

「第4編 第2章 第1節 3 広域防災体制の強化」に準ずる。

第8 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

「第4編 第2章 第1節 4 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備」に準ずる。

第9 交通管理体制の整備

「第4編 第2章 第1節 5 交通管理体制の整備」に準ずる。

第10 住民等への情報体制の整備

「第4編 第2章 第1節 6 住民等への情報提供体制の整備」に準ずる。

第11 職員への周知及び防災訓練

「第4編 第2章 第1節 7 職員への周知及び防災訓練」に準ずる。

第2節 災害応急対策計画

第1 林野火災警戒活動

町は、県から火災気象通報を受けた場合は、必要に応じ、林野火災防止のための警戒活動を行う。

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例で定める火の使用を制限する。

また、町防災行政無線、有線放送、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図る。

第2 活動体制の確立

町は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

その場合、あらかじめ定められた町災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、関係市町で発生した林野火災を覚知したとき、町は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

第3 災害情報の収集・連絡、報告

町は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集するとともに、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより、情報共有を図るよう努める。

なお、町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 林野火災発生時等の情報連絡ルート

林野火災発生時等の情報連絡ルートは、資料編のとおりとする。

資料編・林野火災発生時等の情報連絡ルート

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階（緊急災害情報）	第2段階（災害情報）	
被害規模を推定するための情報	応急対策に必要な情報	応急対策活動情報
ア 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記） イ 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等） ウ 火勢に対する消防力の状況 エ 気象条件等から予測される延焼方向 オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響	ア 林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎよ活動に必要な事項 イ 人的被害状況（火災発生地での死傷者数） ウ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数 エ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状） オ 住民等の避難状況及び避難場所	ア 災害対策本部等の設置状況 イ 応急対策の活動状況

（2）災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

町は、早期に災害の概要を把握するため、県に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 町の情報収集と連絡

町は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

次の表の担当班は、それぞれの被害状況の調査を行い、総務班を通じて、県へ報告する。

〈情報収集・連絡系統図〉

被害等の区分	町担当班	県連絡先
火災の発生状況 （発生時刻、発生場所、概括的被害状況）	総務班	政策部（危機管理・報道局）
火勢に対する消防力の状況	総務班	政策部（危機管理・報道局）
周辺の人家等の状況及びその予測される影響	税務班 情報未来班	政策部（危機管理・報道局）、 健康福祉部
林道等の進入路、水利の状況等	建設班、農林班	政策部（危機管理・報道局）、 農林水産部
人的被害状況（火災発生地での死傷者数）	税務班、環境福祉班	政策部（危機管理・報道局）、 健康福祉部
住民等の避難状況、避難時刻、避難場所、避難者数、避難先での状況等	学校教育班、社会教育班	政策部（危機管理・報道局）、 健康福祉部

〈県報告先電話番号〉

部 等	課 等	電 話 番 号
政策部	危機管理防災課	0952—25—7326
健康福祉部	福祉課	0952—25—7053
農林水産部	森林整備課	0952—25—7134

3 町から県への報告

町は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、県に対し、報告を行うほか、次のいずれかの基準に該当する場合又は町が必要と認めるときは、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

〈即報基準〉

- ア 焼損面積が1 ha以上と推定される場合
- イ 火災による死者又は負傷者が生じた場合
- ウ 住家等へ延焼するおそれがある場合

第4 消火活動

町及び消防本部は、林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1 現場指揮本部の設置

町及び消防本部は、相互に連携して、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊などの関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

2 地上における消火活動

(1) 火災防ぎょ活動

町及び消防本部は、相互に連携して、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

(2) 安全管理

町及び消防本部は、相互に連携して、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努める。

(3) 残火処理

町及び消防本部は、相互に連携して、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

町及び消防本部は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

- ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合
- イ 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合
- ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認めら

れる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 応援要請

町及び消防本部は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

ア 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

イ 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

(3) 空中消火の実施

町及び消防本部は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講ずる。

ア 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議のうえで決定する。

イ 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。

ウ 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。

エ 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し、調達を要請する。

第5 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

第6 避難・収容対策

町は、林野火災が拡大し、住民等に被害を及ぼすおそれがある場合において、住民等の人命、身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、避難のための措置を講じる。

避難措置に当たっては、高齢者、障害者、外国人、幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ、早目の避難指示等を発令する。

また、避難指示等を受けた住民等は、避難指示等の内容に従って避難する。

1 避難指示等の内容

避難勧告・避難指示（緊急）の実施は、次の内容を明示して行う。

(1) 避難対象地域

(2) 避難指示等をする理由

(3) 避難先及び避難路

(4) 避難時の留意事項等

2 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

町は、避難指示等の内容を速やかに関係機関に対して連絡する。

(2) 住民への伝達

町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、迅速に当該地域の住民等に対して伝達し、その周知徹底を行う。

ア 町防災行政無線

イ 有線放送

ウ 広報車

エ 航空機（拡声器、垂れ幕等）（県に依頼）

オ サイレン、警鐘

カ テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）の放送（県に依頼）

キ 携帯電話等のメール（緊急速報メール（緊急情報に限る。）、防災ネットあんあん等）

ク その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、ソーシャルメディア等）

3 避難誘導

町は、迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

4 住民等の避難

避難指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、避難指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、町が事前に定めた援助者が避難を支援し、町は、車両等を準備し、援助する。

5 自主避難への対応

避難指示等が実施される以前に、住民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

6 避難所の開設

町は、避難場所に避難した避難者等について、火災の長期化又は住家の消失等により必要があると認めた場合は、避難所を開設する。

7 避難所の運営

町は、避難所の適切な運営管理を行う。

運営に当たっては、食料、飲料水及び寝具等の配布、情報提供、避難者のプライバシーの確保等を図るとともに、住民による自主運営組織の結成などにより、ボランティアや防災関係機関等の協力も得て、良好な生活環境の維持に努める。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者については、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮する。

8 公営住宅等の提供及び応急仮設住宅の建設

町は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させる。

また、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、二次災害の危険のない公有地から選定するが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。

建設に必要な資材は、町内建設業者から調達する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、さらには要配慮者に配慮する。

第7 二次災害の防止

町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生防止に努める。

町は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

第8 自衛隊災害派遣要請

「第4編 第2章 第2節 3 自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第9 救助・救急及び消火活動

「第4編 第2章 第2節 5 救助・救急及び消火活動」に準ずる。

第10 医療活動

「第4編 第2章 第2節 6 医療活動」に準ずる。

第11 輸送対策

「第4編 第2章 第2節 9 輸送対策」に準ずる。

第12 住民等への情報提供活動

「第4編 第2章 第2節 11 住民等への情報提供活動」に準ずる。

第13 遺体の処理収容

「第4編 第2章 第2節 12 遺体の処理収容」に準ずる。

第3節 災害復旧計画

第1 災害復旧活動

町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第4章 大規模火事災害対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1 火災予防思想の普及等

町及び消防本部は、広報活動、住宅防火対策の推進及び自主防災組織等の育成充実により住民等への火災予防思想の普及に努めるとともに、消火訓練の実施促進に努める。

1 広報活動

町及び消防本部は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段等により、広く住民等への火災予防思想の普及に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた児童・生徒への啓発
- (3) 巡回車による広報
- (4) 広報パレードの実施
- (5) その他情報提供手段の利用

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

- (1) 独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導
- (2) 家庭訪問による住宅防火診断の実施
- (3) 各家庭への防火チラシ等の配布
- (4) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器及び防災製品等の普及の推進

3 自主防災組織等の育成充実

町及び消防本部は、事業所の自衛消防組織、幼少年消防クラブ及び女性防火クラブ等自主防災組織の育成充実を図る。

4 初期消火の充実

町及び消防本部は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織及び自主防災組織の消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。

また、訓練の際には消火器の取扱いや消火方法等について適切な指導を行い、初期消火の充実に努める。

5 火災警報

町及び消防本部は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底するとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、サイレン等の伝達手段を整備する。

第2 火災に強いまちづくりの推進

町は、大規模火事災害に強いまちづくりを進めるため、公園などの公共空間の整備と街区の再開発などによる密集街区の解消を推進する。

1 防災空間、防災拠点の整備

町は、街区における緊急避難場所や避難路の整備等を推進する。

- (1) 緊急避難場所、緑地の整備

町は、緊急避難場所を計画的に整備し、住民の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、街区における緑地等の整備により延焼防止のための遮断地帯の確保を図る。

(2) 住民の避難等に配慮した道路の整備

町は、住民が安全に避難できるよう、また消防車両が火災現場に迅速に到着できるように十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入りが可能となるよう街区内道路の総合的・計画的な整備を推進する。

(3) 防火地域等の指定

町は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

2 都市の再開発の推進

町は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、火災に強いまちづくりを推進する。

第3 火災に対する建築物の安全性の確保

町及び消防本部は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防法に基づく防火指導に努める。

1 消防法に基づく防火指導

消防本部は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技術的な基準に適合し、かつ、適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

2 防火管理者の設置

消防本部は、学校、病院、工場及び事業場等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

第4 消火活動体制の整備

町及び消防本部は、街区の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等の整備等消火活動体制の整備に努める。

1 消防計画の作成

消防本部は、火災防ぎょ活動の効果的な実施のために、消防計画の作成に努める。

2 消防水利の確保

町及び消防本部は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努める。

3 消火用資機材等の整備

消防本部は、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

第5 避難・収容体制の整備

町は、避難場所の指定及び避難誘導體制の整備等に努めるとともに、応急住宅の整備に努める。

1 避難場所及び避難所

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

資料編・避難場所一覧

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定基準

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される火災の範囲外に避難者の受入部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定する。

(2) 指定避難所

ア 指定基準

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設とする。

イ 機能の強化

町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。

(ア) 必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

(イ) 非常用電源、臨時回線等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

(ウ) テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

(エ) 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

(オ) 飲料水の給水体制の整備

(カ) 支援者等の駐車スペースの確保

2 避難路及び誘導體制

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、区長会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難行動要支援者の実態把握
- (2) 避難路の整備及び選定
- (3) 避難所の受入環境
- (4) 避難誘導責任者及び援助者の選定

避難誘導に当たっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

3 避難所の管理運営

町は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練の実施に努める。

4 避難所生活上必要となる基本的事項

(1) 情報の提供

避難所生活で必要な情報としては、次のような情報等が必要となる。

時 期	必 要 な 情 報
初 動 期	安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報
復 旧 期	応急教育情報、応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報

なお、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

(2) 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、次のような配慮が必要となる。

時 期	必 要 な 配 慮
初 動 期	生命維持を最優先とした質、量の供給
復旧過程期以降	健康保持、避難者のニーズの多様性（男女のニーズの違い等）にも配慮した供給

(3) 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処理）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処できるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節に配慮した対応を検討する。

(4) プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備え

たプライバシーの確保対策を検討する。

(5) 高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

町が策定した避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する。

(6) 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮が必要である。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努める。

(7) 居住地以外の市町村に避難する被災者に配慮した対応

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 応急住宅

(1) 建設資材の調達

町は、県、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

大規模火事災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は、平常時から資料編のとおり応急仮設住宅の建設場所を選定する。

資料編・応急仮設住宅建設予定地

(3) 公営住宅等への収容

町は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、迅速に被災者へ提供できるように入居選考基準、手続等について定める。

(4) 民間賃貸住宅の活用

町は、民間賃貸住宅を災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定める。

6 被災者支援体制の整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努める。

資料編・避難場所一覧

第6 情報の収集・連絡手段の整備等

「第4編 第2章 第1節 1 情報の収集・連絡手段の整備等」に準ずる。

第7 参集体制の整備

「第4編 第2章 第1節 2 参集体制の整備」に準ずる。

第8 広域防災体制の強化

「第4編 第2章 第1節 3 広域防災体制の強化」に準ずる。

第9 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

「第4編 第2章 第1節 4 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備」に準ずる。

第10 交通管理体制の整備

「第4編 第2章 第1節 5 交通管理体制の整備」に準ずる。

第11 住民等への情報体制の整備

「第4編 第2章 第1節 6 住民等への情報提供体制の整備」に準ずる。

第12 職員への周知及び防災訓練

「第4編 第2章 第1節 7 職員への周知及び防災訓練」に準ずる。

第2節 災害応急対策計画

第1 活動体制の確立

町は、大規模火災災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

その場合、あらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、関係市町で発生した大規模火災災害を覚知したとき、町は、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

第2 災害情報の収集・連絡、報告

町は、大規模火災災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集するとともに、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより、情報共有を図るよう努める。

なお、町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

大規模火災発生時等の情報連絡ルートは、資料編のとおりとする。

資料編・大規模火災発生時等の情報連絡ルート

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階（緊急災害情報）	第2段階（災害情報）	
被害規模を推定するための情報	応急対策に必要な情報	応急対策活動情報
ア 火災発生時刻、発生場所（住所、地番等） イ 概括的被害情報（火災の延焼棟数、火勢等の状況） ウ 火勢に対する消防力の状況 エ 気象条件等から予測される延焼方向	ア 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況 イ 人的被害状況（火災発生地での死傷者数） ウ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数 エ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状） オ 住民等の避難状況及び避難場所	ア 災害対策本部等の設置状況 イ 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

町は、早期に災害の概要を把握するため、県に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。

イ 町及び消防本部の情報収集と連絡

町及び消防本部は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

次の表の担当班は、それぞれの被害状況の調査を行い、総務班を通じて、県へ報告する。

〈情報収集・連絡系統図〉

被害等の区分	町担当班	県連絡先
大規模火災の発生状況 (発生時刻、発生場所、概括的被害状況)	総務班	政策部(危機管理・報道局)
火勢に対する消防力の状況	総務班	政策部(危機管理・報道局)
周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況	農林班	産業労働部
	学校教育班	教育委員会事務局
	環境福祉班	健康福祉部
人的被害状況(火災発生地での死傷者数)	税務班、環境福祉班	政策部(危機管理・報道局)、健康福祉部
住民等の避難状況、避難時刻、避難場所、避難者数、避難先での状況等	学校教育班、社会教育班	政策部(危機管理・報道局)、健康福祉部

〈県報告先電話番号〉

部 等	課 等	電 話 番 号
政策部	危機管理防災課	0952-25-7326
産業労働部	産業企画課	0952-25-7251
教育委員会事務局	東部教育事務所	0952-30-7218
健康福祉部	福祉課	0952-25-7053

3 県、国への被害状況等の報告

町は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号)に基づき、県に被害状況等を報告する。

報告に当たっては、「第2編 第3章 第3節 第4 被害状況等の報告」に準じて実施する。

(1) 一般基準

ア 死者3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 建物火災

ア 特定防火対象物の火災で死者が発生した場合

イ 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難した場合

ウ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

エ 特定違反對象物の火災

オ 建物焼損延べ3,000m²以上と推定される場合

カ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

キ 損害額1億円以上と推定される火災の場合

第3 消火活動

町及び消防本部は、相互に連携して、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。また、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。なお、危険物火災の消火活動に関して、特段の定めがない事項については、「第2編 第3章 第35節 危険物等の保安計画」に従う。

1 現場指揮本部の設置

町及び消防本部は、相互に連携して、大規模火事災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 他の消防機関など関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

2 火災現場での消火活動

町及び消防本部は、相互に連携して、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

- (1) 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。
- (2) 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

ア 危険物貯蔵施設等

イ 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺

ウ 住宅等の密集地域に面する場所

- (3) 火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。
- (4) 強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

3 他の消防機関への応援要請

町及び消防本部は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防機関に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

資料編・みやき町協定締結状況一覧表

4 緊急消防援助隊の出動要請

町及び消防本部は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

なお、県と連絡がとれない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第4 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第5 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第6 避難・収容対策

町は、大規模な火事災害により、住民等に危険を及ぼすおそれがある場合において、住民等の人命、身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、避難のための措置を講じる。

避難措置に当たっては、高齢者、障害者、外国人、幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ早目の避難指示等を実施する。

また、避難指示等を受けた住民等は、避難指示等の内容に従って避難する。

1 避難指示等の内容

避難指示等の実施は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難指示等をする理由
- (3) 避難先及び避難路
- (4) 避難時の留意事項等

2 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

町は、避難指示等の内容を速やかに関係機関に対して連絡する。

(2) 住民への伝達

町は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、迅速に当該地域の住民等に対して伝達し、その周知徹底を行う。

ア 町防災行政無線

イ 有線放送

ウ 広報車

エ 航空機（拡声器、垂れ幕等）（県に依頼）

オ サイレン、警鐘

カ テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）の放送（県に依頼）

キ 携帯電話等のメール（緊急速報メール（緊急情報に限る。）、防災ネットあんあん等）

ク その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、ソーシャルメディア等）

3 避難誘導

町は、延焼の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるよう迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

4 住民等の避難

避難指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、避難指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、町は、事前に定めた援助者が避難を支援し、町は、車両等を準備し、援助する。

5 自主避難への対応

避難指示等が実施される以前に、住民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、必要に応じ関係機関に対し、このことを連絡する。

6 避難所の開設

町は、避難場所に避難した避難者等について、火災の長期化又は住家の焼失等により必要があると認めた場合は、避難所を開設する。

7 避難所の運営管理等

町は、避難所の適切な管理運営を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。

また、町は、避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

町は、県と連携して、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、町は、県と連携して、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等によって、避難所の早期解消に努める。

(1) 避難者情報の把握及び開示

町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。

(3) 男女双方の視点等への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮する。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努める。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性に対し適切な配慮ができるよう、窓口には女性も配置するなどの配慮をするよう努める。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症するおそれが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努める。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努める。

(9) 在宅避難者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

8 公営住宅等の提供及び応急仮設住宅の建設

町は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させる。

また、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定するが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。

建設に必要な資材は、町内建設業者から調達する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮する。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

第7 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

「第2編 第3章 第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画」に準ずる。

第8 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

「第2編 第3章 第21節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画」に準ずる。

第9 災害救助法の適用

「第2編 第3章 第28節 災害救助法の適用」に準ずる。

第10 廃棄物の処理計画

「第2編 第3章 第30節 廃棄物の処理計画」に準ずる。

第11 自衛隊災害派遣要請

「第4編 第2章 第2節 3 自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第12 救助・救急及び消火活動

「第4編 第2章 第2節 5 救助・救急及び消火活動」に準ずる。

第13 医療活動

「第4編 第2章 第2節 6 医療活動」に準ずる。

第14 交通対策

「第4編 第2章 第2節 8 交通対策」に準ずる。

第15 輸送対策

「第4編 第2章 第2節 9 輸送対策」に準ずる。

第16 住民等への情報提供活動

「第4編 第2章 第2節 11 住民等への情報提供活動」に準ずる。

第17 遺体の処理収容

「第4編 第2章 第2節 12 遺体の処理収容」に準ずる。

第3節 災害復旧・復興計画

第1 災害復旧・復興活動

大規模な火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等に関する活動については、「第3編 第4章 災害復旧・復興計画」に準ずる。

第5章 鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1 防災関係機関との連絡体制の整備

町は、県、警察署、消防機関、鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）その他防災関係機関と、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

第2 情報の収集・連絡手段の整備等

「第4編 第2章 第1節 1 情報の収集・連絡手段の整備等」に準ずる。

第3 参集体制の整備

「第4編 第2章 第1節 2 参集体制の整備」に準ずる。

第4 広域防災体制の強化

「第4編 第2章 第1節 3 広域防災体制の強化」に準ずる。

第5 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

「第4編 第2章 第1節 4 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備」に準ずる。

第6 交通管理体制の整備

「第4編 第2章 第1節 5 交通管理体制の整備」に準ずる。

第7 住民等への情報体制の整備

「第4編 第2章 第1節 6 住民等への情報提供体制の整備」に準ずる。

第8 職員への周知及び防災訓練

「第4編 第2章 第1節 7 職員への周知及び防災訓練」に準ずる。

第2節 災害応急対策計画

第1 活動体制の確立

町は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、県、鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）その他防災関係機関と連携し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

その場合、あらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第2 災害情報の収集・連絡、報告

町は、鉄道災害が発生した場合において、県、警察署、九州運輸局、消防機関、自衛隊、鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）その他防災関係機関と連携し、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより、情報共有を図るよう努める。

なお、町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート

鉄道災害発生時の情報連絡ルートは、資料編のとおりとする。

資料編・鉄道災害発生時の情報連絡ルート

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

第1段階（緊急災害情報）	第2段階（災害情報）	
被害規模を推定するための情報	応急対策に必要な情報	応急対策活動情報
ア 事故発生時刻、発生場所 イ 概括的被害情報（列車の破損状況等） ウ 事故に遭った列車名等 エ 乗客人員数及び乗員数（概数）	ア 人的被害状況（事故発生地での死傷者数） イ 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数 ウ 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状） エ 鉄道災害に伴う周辺の被害状況 オ 他の列車の運行状況	ア 災害対策本部等の設置状況 イ 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

〈情報収集・連絡系統図〉

被害等の区分	町担当班	県連絡先
鉄道災害の発生状況 (発生時刻、発生場所、列車名、乗組員数、乗客人員数、概括的被害状況)	総務班	政策部（危機管理・報道局）
人的被害状況 (死傷者数、行方不明者数)	税務班、環境福祉班	政策部（危機管理・報道局）、健康福祉部

3 県への被害状況等の報告

町は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県に被害状況等を報告する。

なお、次の基準に該当する場合は、町が第1報を直接消防庁にも、覚知後30分以内に報告を行う。

また、報告に当たっては、「第2編 第3章 第3節 第4 被害状況等の報告」に準じて実施する。

[直接即報基準]

(1) 列車火災

(2) 列車の衝突、転覆等により、死者及び負傷者が15人以上発生又は発生するおそれがある場合

第3 救助活動

町は、鉄道災害が発生した場合には、県、警察署、消防機関、自衛隊及び鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）と相互に連携・協力し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

また、消防機関の協力を得て、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

第4 救急活動

町は、鉄道災害が発生した場合には県、消防機関及び自衛隊と相互に連携・協力し、迅速かつ的確な救急活動を実施する。

また、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む。）へ搬送する。

第5 医療活動

町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、鳥栖三養基医師会、医療機関に協力を要請する。なお十分に対処できないと認めるときは、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

また、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

第6 代替交通手段の確保

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため代替交通手段の確保に努める。

第7 自衛隊災害派遣要請

「第4編 第2章 第2節 3 自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第8 警戒区域の設定等

「第4編 第2章 第2節 7 警戒区域の設定等」に準ずる。

第9 交通対策

「第4編 第2章 第2節 8 交通対策」に準ずる。

第10 輸送対策

「第4編 第2章 第2節 9 輸送対策」に準ずる。

第11 住民等への情報提供活動

「第4編 第2章 第2節 11 住民等への情報提供活動」に準ずる。

第12 遺体の処理収容

「第4編 第2章 第2節 12 遺体の処理収容」に準ずる。

第13 心のケア対策

「第4編 第2章 第2節 14 心のケア対策」に準ずる。

第3節 災害復旧計画

第1 災害復旧活動

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第6章 原子力災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

佐賀県において、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町は、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）又は緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の範囲に含まれる玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）となっているが、玄海町及び関係周辺市以外の市町においても、緊急時モニタリング及び必要な情報伝達等の対策や、避難者の受入れを行うこととなることから、地域防災計画においても緊急時モニタリングの活動への協力、情報伝達・広報活動、避難者の受入れ等に係る事項を記載する。

2 原子力事業所の立地

本町に最も近い原子力発電所は、本県にある玄海原子力発電所であり、町庁舎から約61kmの位置にある。また、鹿児島県の川内原子力発電所が約168km、愛媛県の伊方発電所が約174kmの距離に位置している。

3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえ、佐賀県においては、次のとおりとなっている。

（1）PAZ及びPAZにおける防護措置の概要は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は玄海原子力発電所から半径5kmの円内の地域となる（玄海町、唐津市の一部）。

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて原子力災害対策指針に定める緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）に基づき避難等の予防的防護措置を準備し、実施することになる。

〈緊急事態区分の概要〉

区分	対象事象等	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、上記緊急事態への方が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合（ただし、佐賀県内で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）を「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市の間で連絡体制の確立等を行う。

(2) UPZ及びUPZにおける防護措置の概要

UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域であり、その範囲は玄海原子力発電所から半径30kmの円内とするが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には、次の地域となっている。

〈対象地域〉

玄海町	全域
唐津市	全域
伊万里市	全域

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際にはEALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を实

施する。

なお、UPZ外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。また、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要に応じて避難や一時移転等の防護措置を実施する。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、県との間において原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、原子力事業者等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、町、県は連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の避難行動要支援者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図る。

また、町は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、玄海町、関係周辺市内の地域における情報の収集、連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

2 通信手段の確保

(1) 町防災行政無線

町は、住民等への確かな情報伝達を行うため、町防災行政無線の保守点検に努める。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メール活用促進

町及び県は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進に努める。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、住民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る。

そのため、町及び県は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

〈災害用伝言サービス〉

- 西日本電信電話株式会社
 - ・ 災害用伝言ダイヤル（171）
被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。
 - ・ 災害用伝言板（Web 171）
被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む。）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。
- 携帯電話・PHS各社
 - ・ 災害用伝言板
携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

3 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
O I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。

町は、国、県等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時モニタリングの実施体制の整備を図る。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

町、県、水道事業者、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 原子力災害時における医療体制

町は、県、国、保健医療機関と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な医療体制の整備を図る。

6 避難収容活動体制の整備

(1) 避難所の指定等

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、町は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(2) 避難所、避難方法等の周知

町は、避難者を受入れる避難所、避難方法について、日ごろから住民への周知に努める。

7 原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発

町は、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域におい

て要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 屋内退避や避難に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- (9) 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること。
- (10) 放射性物質による汚染の除去に関すること。
- (11) 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること。

8 防災業務関係者の人材育成

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

第3節 災害応急対策

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、以下の応急対策を行う。

1 活動体制

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等必要な体制をとるとともに、国、県、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の対象となった地域の避難先となった場合は、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

2 情報の収集及び連絡

施設敷地緊急事態等が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図る。

被害情報等の収集及び連絡系統は、資料編のとおりとする。

資料編・原子力災害時の被害情報等の収集及び連絡系統

3 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出若しくはそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原災法第10条に規定する特定事象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

(3) 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を継続的かつ適切に提供する。

4 警察署の応急対策

(1) 避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、町の実施する住民等の避難等の支援を行う。

(2) 緊急輸送のための交通の確保

警察は、緊急輸送に係る交通を確保するため、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して緊急交通路の指定その他の交通規制等を行う。

交通規制に当たっては、道路管理者と緊密な連携をとるものとする。

5 町の応急対策

(1) 緊急時モニタリング活動

町は、県の指示により、緊急時モニタリングを開始する。

(2) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。

(3) 避難者の受入れ

県及び唐津市から原災法第20条第2項に基づき、町への避難者の受入要請があった場合、県、唐津市及び関係機関と連絡調整を行い、町指定避難所等への受入れについて対応を図る。

また、県等と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

詳細は、「第2編 第3章 第39節 広域避難受入計画」参照

(4) 緊急時の保健医療活動の実施

町は、一般社団法人佐賀県医師会、鳥栖三養基医師会等と連携し、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

また、町は、県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問い合わせに対応するため、必要に応じ健康相談窓口を設置する。

(5) 水道水の安全性の確保

ア 検査の実施

県、東部水道企業団と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

イ 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限を行う。

(6) 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

町は、農林畜水産物等の生産者、出荷期間及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、措置を講じるよう指示する。また、措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

(7) 飲料水、飲食物の供給

町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民への応急給水等の措置を講じる。

(8) 広報相談活動の実施

ア 情報の伝達

県、県警察等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

イ 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

ウ 広報内容及び要配慮者への配慮

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業者等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての放射性物質の拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、町等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、避難場所など、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、町は、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

(ア) 避難住民を受入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び車両の運転を控え

る等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(イ) 不安解消のための住民に対する呼びかけ

情報提供に当たっては、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

エ 多様な情報伝達手段の活用

町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報提供に努める。

オ 誤情報の拡散への対処

町は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

第4節 災害復旧対策

1 基本方針

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

2 放射性物質による汚染の除去等

町、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることにかんがみ、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、町、県に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、町、県からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

(1) 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、次のとおり実施する。

なお、避難のための立退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

ア 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。

イ 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。

ウ 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとる。

エ 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

3 放射性物質の付着した廃棄物の処理

町、県、国及び原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

町及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃

棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとる。

町及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

4 各種制限措置の解除

町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

5 環境放射線モニタリングの実施

町は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

6 災害地域住民に係る記録等の作成及び相談窓口の設置等

町及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

(1) 影響調査の実施

町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

(2) 災害対策措置状況の記録

町及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

(3) 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

7 風評被害等の影響の軽減

町、県及び国は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

8 心身の健康相談活動

町、県、国及び鳥栖三養基医師会等は、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

町は、県、国及び防災関係機関の協力を得て、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を県とともに実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

みやき町地域防災計画

発行日 令和5年3月
発行 佐賀県みやき町

〒849-0113
佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737-5
TEL 0942-89-1651
FAX 0942-89-1650
<http://www.town.miyaki.lg.jp/index.html>

企画・編集 みやき町 総務課
